

地方からの提案

参考資料 3

(1)内閣府と関係府省との間で調整を行う提案(355件)

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
1	まんのう町、静岡県 重点14	相模原市、須坂市、伊那市、沼津市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	財産区議会議員選挙における供託金制度の適用除外	公職選挙法(以下「公選法」という。)第92条における供託については、令和2年6月に公布された公選法の一部改正(令和2年法律第45号)により、公営対象拡大に伴う措置として町村議会議員等についても供託金制度が導入された。財産区については、公選法第268条において、地方自治法第295条の規定による条例で規定するものを除く外、公選法中の町村議会議員の選挙に関する規定を適用するとあることから、現在供託が必要となっているが、供託部分については適用除外となるよう見直しを求める。	総務省
2	山形県、北海道、青森県、岩手県、秋田県	石川県、京都府、那覇市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	04.雇用・労働	×	特定技能制度における地域の共生施策に関する協力確認書の都道府県への提出	出入国管理及び難民認定法に基づき、特定技能外国人を受入れる機関(「特定技能所属機関」)が市区町村に提出する「協力確認書」について、市町村だけではなく、都道府県にも提出するよう、運用を変更すること。	総務省、法務省
3	日光市	花巻市、宮城県、名古屋市の、南あわじ市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	地縁による団体の構成員の資格要件等の緩和	地方自治法第260条の2「地縁による団体」の第3項第5号「構成員の資格に関する事項」及び第6号「代表者に関する事項」の規制緩和について	総務省
4	高槻市	花巻市、宮城県、多賀城市、養父市、奈良県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	国庫補助金等交付要綱における間接補助金に係る記載内容の明確化	間接補助金として補助を行う事業について、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」とされているが、自治体に浸透が図られておらず、国庫補助金等交付要綱に記載することで明確化することを求める。	こども家庭庁、財務省
5	常総市 重点7	花巻市、ひたちなか市、相模原市、福井市、美濃加茂市、島田市、半田市、稲沢市、枚方市、小野市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	公営住宅の家賃決定に係る収入申告書提出の省略	同一機関又は他の地方公共団体等から住民票情報、税(所得)情報や福祉サービスの受給状況等の提供を受け、入居者から収入申告書や減額免除申請書の提出を省略できるように、公営住宅法の収入申告要件を緩和してもらいたい。	デジタル庁、総務省、厚生労働省、国土交通省
6	東京都後期高齢者医療広域連合、栃木県後期高齢者医療広域連合	札幌市、花巻市、いわき市、伊勢崎市、佐倉市、神奈川県、名古屋市、吹田市、西宮市、安来市、高松市、東温市、大野城市、熊本市、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	広域標準システムにおける一括取り込み機能の追加等	全国共通で使用している広域標準システムについて、基本データ等をCSVで一括取り込みできる機能を追加するよう要望する。併せて、後期高齢者医療に関する業務において、マイナンバー等を通じた事務手続のデジタル化が進むよう、システム環境の整備を求める。	厚生労働省
7	登別市	越谷市、名古屋市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	地方公共団体の公共料金支払いについて口座自動引き落としを可能とすること	地方公共団体における電気、ガス、水道料金等の公共料金の支払いについては、全国の自治体において口座振替が導入されている状況であるが、平成27年12月の「地方公共団体の財務制度の見直しに関する報告書」によると、地方公共団体が公共料金等の定期的に支出する一定の経費については、現行制度上、口座振替による支出方法は許容されていないとされている。支払い事務の効率化及び支払い遅延防止の観点から、口座自動引き落としを許容する制度設計、または、現行制度で許容される考え方を整理した通知等の発出を求める。	総務省
8	指定都市市長会	花巻市、上尾市、新潟県、浜松市、名古屋市、三重県、滋賀県、大阪府、寝屋川市、兵庫県、香川県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4))	生活保護法による医療扶助運営要領の様式第13号における医療要否意見書の公印の省略	生活保護法による医療扶助運営要領について、様式第13号の医療要否意見書の公印の省略を認めるよう要件の見直しを求める。	厚生労働省
9	釧路市	盛岡市、花巻市、豊田市、寝屋川市、山口県	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○(デジタル化(4以外))	鳥獣捕獲許可の申請から許可証(従事者証)交付までを統一したシステムを活用しオンライン完結できるようにすること	鳥獣捕獲許可の申請から許可証(従事者証)交付までを国・都道府県・市町村で統一したシステムで完結できるように整備すること。併せて、鳥獣の飼養登録関係についても同システムで完結できるようにすること。	環境省
10	伊佐市	函館市、花巻市、大田原市、春日部市、上尾市、佐倉市、流山市、横浜市、島田市、富土市、半田市、西尾市、津市、芦屋市、大塚市、庄原市、高知県、大野城市、長崎市、熊本市、別府市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	地域密着型サービスにおける運営推進会議の実施回数の見直し	地域密着型サービスにおける運営推進会議の開催回数について、「おおむね2か月に1回以上」を「おおむね4か月に1回以上」又は「おおむね6か月に1回以上」へ緩和するよう求める。	厚生労働省
11	西宮市	大田原市、横浜市、魚沼市、西尾市、亀岡市、羽曳野市、安来市、松山市、東温市、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4))	標準仕様書に介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額を取込む機能及び国保、後期、介護の3科目を統合した納付額証明書の様式追加を求める。	標準仕様書に介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額を取込む機能及び国保、後期、介護の3科目を統合した納付額証明書の様式追加を求める。	厚生労働省
12	香川県、栃木県、愛媛県、高知県	茨城県、さいたま市、川崎市、相模原市、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島市、防府市、熊本市、宮崎県、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○(デジタル化(4))	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、下記の事項のシステム改修を提案する。 ①進行管理表のエクセルによる提出を不要とすること。進行管理については、システム内で完結すること。 ②現在受付担当(とりまとめ担当)でしか入力できない欄について、各担当でも修正ができるようにすること。 ③整備計画の変更申請について、当初計画の添付書類を引き継げるようにすること。 ④実施に関する計画・交付申請の変更申請の際、案件番号が案件名のどちらかの選択で団体別内訳表を更新できるようにすること。 ⑤問合せ一覧表の内容を今一度精査し、マニュアルに記載されていることや、古い情報、重複する情報を削除すること。 ⑥要望額等のシステム登録に当たり、整備局等において誤りが発覚し差異処理が行われた場合、修正が必要な計画のみ差異処理ができるようにすること。	国土交通省
13	出水市	花巻市、さいたま市、堺市、養父市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	子ども・子育て支援法に基づく利用定員の減少の届出を行うことができる要件を定めること	子ども・子育て支援法第35条第2項及び第47条第2項の規定による利用定員の減少の届出について、施設利用子どもの数が恒常的に利用定員を下回る場合や保育士不足等を理由にやむを得ない場合にのみ届出ができるなどの要件を定めることを求める。	こども家庭庁
14	出水市	熊本市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	都市計画マスタープランと緑の基本計画の一体的策定及び補助金等の対象となることの明確化	都市計画マスタープランに関連する各種計画に定めるべき事項が包含されていれば、当該計画を策定したものとみなし、策定された都市計画マスタープランをもって補助金等の制度運用を可能とすること。 本市では、今後新たに策定する緑の基本計画を都市計画マスタープランに包含することを予定しており、これらの計画が一体的に策定できること、また、その他の都市計画マスタープランと一体的に策定可能な計画の明確化を求めるとともに、一体的に策定された計画をもって補助金等の制度運用することが可能であることの明確化を求める。	国土交通省
15	日の出町	函館市、花巻市、ひたちなか市、川崎市、山陽小野田市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	市区町村による判断機能が低下した高齢者等の一時的な財産管理を可能とすること	老人福祉法第1条に定める「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置」を図るために、判断機能が低下する高齢者の生活の安定を目的に、判断能力が低下した高齢者で、身寄りがいない又は、家族からの支援が見込めない者の財産等の管理を市区町村が一時的に管理できる措置を求める。	総務省、法務省、厚生労働省

管理 番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集 テーマ の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
16	日の出町	花巻市、川崎市、魚沼市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4))	所得税及び地方税の障害者控除認定事務において情報提供ネットワークシステムを活用可能とすること	所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の7の規定における「障害者控除の対象者」について、保険者が有する介護保険情報を、既存の情報提供ネットワークシステムを通じて自治体間の情報照会及び取得が可能となるよう求める。	デジタル庁、厚生労働省
17	中核市市長会、福島県	札幌市、いわき市、神奈川県、相模原市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	化製場等に関する法律に基づく動物飼養許可の必要性判断の明確化	化製場等に関する法律に基づく飼養及び収容許可の必要性の判断について、解釈を明確化する通知の発出を求める。	厚生労働省、農林水産省
18	中核市市長会	北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、八潮市、佐倉市、川崎市、相模原市、亀岡市、城陽市、茨木市、羽曳野市、兵庫県、安来市、山口県、新居浜市、東温市、大野城市、大村市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4))	マイナンバー情報連携の仕組みを活用した、健康保険等加入時の国民健康保険における脱退届出義務の見直し	マイナンバー情報連携の仕組みを活用し、健康保険等加入時の国民健康保険の脱退届出を不要にする。具体的には、健保組合等にて資格取得時に、加入者情報を中間サーバーに連携されたタイミングで国保に情報を自動配信し、国保は職権にて資格喪失処理を行う。 上記対応が困難な場合、脱退勧奨対象者を減らすために以下の対応を求める。 ・健康保険等加入時に適用事業所において国保の脱退届出を本人に案内し、提出を促す。 ・上記案内の便宜のために、マイナンバー庁におけるオンライン申請ができない市町村にも可能となるよう協力を求める。	デジタル庁、厚生労働省
19	中核市市長会	札幌市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、相模原市、佐久市、名古屋市中区、安来市、佐世保市、熊本市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○(デジタル化(4)以外)	住民基本台帳ネットワークシステムを利用できる事務について申請情報の確認を目的とした住民票の写しの提出又は住民票コードの提供を不要とすることの徹底	住民基本台帳法別表第一に規定され、住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)により本人確認情報の提供を受けることができる事務にもかかわらず、申請情報の確認を目的として住民票の写し又は住民票コードを求めている事務については、それらの提供が不要となるよう、所要の規定の整備、運用の見直しを行われたい。また、総務省においては、住基ネットが利用可能な事務について、基本4情報を検索キーとして本人確認情報の提供を受けることが可能なため、住民の利便性向上の観点から、原則として住民票コードの提供を求めないように関係機関に周知徹底されたい。	総務省、法務省、国土交通省
20	中核市市長会	旭川市、花巻市、宮城県、上尾市、船橋市、柏市、川崎市、相模原市、長野県、名古屋市中区、豊橋市、津島市、寝屋川市、久留米市、長崎市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	障害支援区分6の認定の有効期間の見直し	3年が上限となっている障害支援区分の認定の有効期間について、区分6の有効期間の上限を延長すること。	厚生労働省
21	中核市市長会	札幌市、旭川市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、川崎市、相模原市、佐久市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	転入届時の個人番号カードの暗証番号の省略	転入届の特例による最初の転入届の受理時において、個人番号カードの住民基本台帳用4桁の暗証番号を統合端末に入力させることにより行う本人確認を常に省略することができるよう、住民基本台帳事務処理要領の見直しを求める。	総務省
22	中核市市長会	旭川市、盛岡市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、相模原市、佐久市、名古屋市中区、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4)以外)	住民票コード書面通知の個人番号通知書との一体送付	住民票コードの書面通知の送付を市町村長が行うのではなく、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が送付する個人番号通知書の送付と一本化する。	総務省
23	北広島市	花巻市、宮城県、多賀城市、相模原市、養父市、佐賀県、大村市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	児童扶養手当の受給世帯に対する特定者用定期乗車券の購入証明書交付事務の見直し	児童扶養手当の支給を受けている世帯に対する特定者用定期乗車券について、各旅客鉄道株式会社から交付された用紙によらない証明とする。	こども家庭庁
24	北上市	ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	07.産業振興	×	導入促進基本計画の変更における調査、分析等の事務負担の軽減	導入促進基本計画は、税制改正に伴い2年ごとに変更しているが、変更の都度自治体の現状や産業構造等の調査及び分析を実施することなく、社会情勢等に大きな変化があった場合にのみこれらの調査及び分析を実施することで変更を可能とすることを求める。地方公共団体の事務負担軽減のため、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨に沿って見直しされたい。	経済産業省
25	宝塚市、西宮市、加古川市、川西市、たつの市、上郡町 重点19	花巻市、ひたちなか市、川崎市、福井市、熊本市、那覇市	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	×	公営住宅建替事業の定義における「近接する土地」の範囲の明確化	公営住宅法第2条第15号の公営住宅建替事業の定義における「近接」及び同法第37条第4項第2号における「入居者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内」の範囲が明確でないことから、集約建替を行ううえでのハードルとなっているため、それらの範囲の明確化又は具体的な事例の提示を求める。	国土交通省
26	亀岡市	札幌市、花巻市、ひたちなか市、銚子市、川崎市、石川県、身延町、長野県、佐久市、豊橋市、豊田市、稲沢市、尾張旭市、三重県、豊中市、四條畷市、今治市、高知県、長崎市、諫早市、長与町、熊本市、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	死亡叙勲の上申書類提出期限の延長	死亡叙勲の上申書類提出期限を1週間程度延長することを求める。	内閣府、総務省
27	亀岡市	兵庫県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	地域おこし協力隊制度における3大都市圏外要件の緩和	【地域おこし協力隊制度について】 3大都市圏の場合、人口減少率11%以上の市町村であれば本制度の対象となるが、人口減少率以外に高齢化率、空き家率等が高い市町村も制度の対象とするなど、現行制度上3大都市圏に含まれる市町村においても広く応募が図られるよう地域要件の緩和を求める。 なお、本件は要件緩和による地方財政措置の対象拡大を求めるだけでなく、総務省による研修等各種支援への参加を可能とすることを含め、地域おこし協力隊制度の利用拡大を求める提案である。	総務省
28	亀岡市	川崎市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	×	営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可基準の緩和	営農型太陽光発電施設の設置に係る一時転用許可基準(農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少しないこと)については、一律におおむね2割以上という基準でなく、農作物の種類(陽性植物と陰性植物)や栽培面積等も考慮して減少割合を決めることや、化学肥料・化学農薬や化石燃料の使用を低減したり、バイオ炭を農地土壌に使用したりと環境負荷の低減に取り組む営農者に対しては収穫高の要件を緩和するなど、下部の農地の活用状況に係る基準を緩和することを求める。	農林水産省
29	亀岡市	花巻市、川崎市、稲沢市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	×	地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合における農地転用及び農振除外の取扱いの見直し	地区計画制度を利用して土地区画整理事業を施行する場合、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(以下「地域未来法」という。)による手続きは進出企業の確定が前提となり、分譲方式(いわゆるレディメイド方式)による産業団地造成などの計画の場合には、手続きの進捗が困難となる。結果、農地転用及び農振除外の目的が立たず、手続きを含めて事業全体に支障が生じる。 については、分譲方式を用いる場合でも作成可能となるよう市町村の土地利用調整計画に記載が必要な事項を修正し、加えて同計画の同意段階で農振除外・農地転用許可の見込みありと判断されるよう緩和されたい。	農林水産省、経済産業省
30	亀岡市 重点35	寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	都市計画法に基づく市街化区域の設定を土地利用の実情等に即して柔軟に設定可能とすること	都市計画法に基づく区域区分において、市街化区域の設定に関しては人口フレーム方式のみではなく、市町村の土地利用の実情や方針に即して柔軟に設定できるよう見直しを求める。	国土交通省

管理 番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集 テーマ の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
31	亀岡市、東京都	花巻市、さいたま市、佐倉市、川崎市、相模原市、稲沢市、三重県、滋賀県、兵庫県、岡山県、広島市、防府市、高松市、大村市、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	社会資本整備総合交付金における計画別流用の見直し	事業執行の効率化の観点から、社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金間の計画別流用を可能とすること及び両交付金内の重点・非重点項目間での計画別流用を可能とすることを求める。	国土交通省
34	関西広域連合	—	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準等の明確化等	国に移譲を要請できる事務の範囲が広域連合の事務に密接に関連する国の事務に限定され、要請権を実質的に行使できないことから、要請できる事務の範囲の拡大及び具体的な基準・手順等の明確化を求める。	総務省
36	三原市	盛岡市、花巻市、栃木県、さいたま市、春日部市、佐倉市、川崎市、魚沼市、沼津市、高松市、東温市、久留米市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	×	多面的機能支払交付金事業における提出書類の簡素化	「多面的機能支払交付金事業」について、申請書類に添付する書類の記載項目を削減するなど書類作成の簡素化を求める。具体的には、「活動計画書」については必須である活動項目に対する実施予定の記入、「実施区域位置図」(「活動計画書」の別添1)については対象となる資源の図示、「活動記録」については実施時間の記入、「金銭出納簿」については領収書番号等の記入の削減をそれぞれ求める。	農林水産省
37	大府市	花巻市、福井市、関市、半田市、稲沢市、城陽市、西宮市、笠岡市、広島市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	企業版ふるさと納税による寄附額と同額を基金に積立て可能とすること	企業版ふるさと納税による寄附額と同じ金額を基金に積立てられるよう、地域再生計画認定申請マニュアル(各論)の改正を求める。	内閣府
38	大府市 重点6	札幌市、当別町、青森市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜市、川崎市、島田市、名古屋市、刈谷市、豊田市、城陽市、堺市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(デジタル化(4))	戸籍証明書、納税証明書及び所得課税証明書についてマイナンバーを活用した電子的な交付を可能とすること	・マイナンバー上の「わたしの情報」において、課税所得額を確認できることから、所得課税証明書については、住民からの請求に基づき、マイナンバー上で当該情報を証明書形式(PDF)に変換し、自動で電子署名が付与される機能を追加することで、PDF等による電子的な交付を可能とすること。 ・戸籍証明書、納税証明書についても、マイナンバー上で電子的な交付を可能とすること。	デジタル庁、総務省、法務省
39	大府市	ひたちなか市、相模原市、魚沼市、福井市、関市、刈谷市、斑鳩町、熊本市、延岡市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	所得税確定申告書様式の記載事項の見直し	所得税の確定申告書2表に医療費の金額等の記載欄復活を求める。	総務省、財務省
40	大府市	札幌市、花巻市、ひたちなか市、銚子市、相模原市、島田市、碧南市、刈谷市、城陽市、寝屋川市、笠岡市、広島市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	在留資格延長申請等における住民税課税証明に係るマイナンバー情報連携の活用	外国人の在留資格延長申請時等において、出入国在留管理局が必要書類とし提出を求めている住民税課税証明書について、マイナンバー情報連携機能の利用の徹底を求める。	総務省、法務省
41	大府市	秋田市、ひたちなか市、川崎市、相模原市、福井市、沼津市、笠岡市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	eLTAXにおける年金支払報告書のダウンロード機能の見直し	eLTAXの年金支払報告書のダウンロード機能について、年度分ごとに出力できるよう、改善を求める。	総務省
42	大府市	川崎市、広島市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	過年度課税分の変更時における特別徴収税額決定通知の見直し	特別徴収税額決定通知について、納税義務者本人自身によって過年度課税分の所得の変更、控除の変更が行われた際は通知しない仕組みとすることを求める。	総務省
43	大府市 重点8	宮城県、さいたま市、川崎市、稲沢市、亀岡市、寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	土地区画整理法第29条第2項に基づく公告において住所の告示を不要とすること	土地区画整理法第29条第1項において、「組合は、施行地区を管轄する市町村長を経由して、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。」とされており、同条第2項において「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、これを公告しなければならない。」と定められている。しかし、個人情報保護の観点から、「都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合においては、遅滞なく、【理事の氏名】を公告しなければならない。」と見直されたい。	国土交通省
44	大府市	盛岡市、花巻市、ひたちなか市、春日部市、川崎市、魚沼市、沼津市、豊田市、稲沢市、兵庫県、岡山県、東温市、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	×	青年等就農計画における年齢要件の見直し	農業経営基盤強化促進法施行規則第一条(青年の年齢)について、「原則として十八歳以上四十五歳未満」を「原則として十八歳以上五十歳未満」とするよう見直しを求める。	農林水産省
45	大府市 重点22	長野県、浜松市、豊橋市、一宮市、半田市、小牧市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	前任の教育長が辞職した場合等における補欠の教育長の任期に係る残任期間の規定の見直し	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項ただし書における補欠の教育長の残任期間の規定の削除、又は前任の教育長が辞職した場合等は、後任の教育長は「補欠」に当たらないとする柔軟な解釈ができるよう求める。	文部科学省
46	高知市	花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、倉敷市、広島市、東温市、高知県、佐世保市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	出生届後に1歳未満児が通常発行によるマイナンバーカードの交付申請をした場合の本人確認書類の見直し	出生届後に1歳未満児が通常発行によるマイナンバーカードの交付申請を行う場合において、1歳未満児が来庁して交付を受ける際の交付申請者(1歳未満児)に係る本人確認書類を見直すことを求める。 具体的には、法定代理人に対して交付する場合と同じく、1歳未満児の本人確認書類として顔写真付きの書類及び回答書を不要とし、顔写真なしの書類2点以上の提示のみで本人確認を行えるようにすることを求める。	総務省
47	南部町、山梨県町村会	川崎市、相模原市、身延町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村、小菅村、沼津市、豊田市、東温市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	農地利用状況調査事業における農地利用意向調査の調査対象の見直し	農地法第30条第1項及び第32条第1項の規定に基づく、農地利用状況調査事業における農地利用意向調査について、所有者全員を対象として毎年実施する調査を、その年新たに遊休農地と認定された農地の所有者のみを対象とする調査内容への見直しを求め	農林水産省
48	南部町、山梨県町村会	相模原市、魚沼市、早川町、身延町、富士川町、道志村、忍野村、山中湖村、小菅村、沼津市、安来市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	○(デジタル化(4以外))	農業委員会サポートシステムの利便性の向上	農業委員会サポートシステムについて、操作性の向上や情報検索機能の改善などを行い、市町村の農地台帳管理業務を効率化すること。	農林水産省
49	金沢市	札幌市、花巻市、ひたちなか市、佐倉市、亀岡市、安来市、松山市、大村市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	国民健康保険システム及び後期高齢支援システムの標準仕様書における督促状及び口座振替不能通知の様式に圧着はがき兼領収書版を追加すること	督促状、口座振替不能通知の標準仕様書上の様式において圧着はがき・兼領収書版を追加する。	厚生労働省
50	福島市	川崎市、福井市、稲沢市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	政府共通決済基盤における決済一覧画面上で各手続の名称を確認可能とする等の機能改善	政府共通決済基盤における決済一覧画面上で各手続の名称を確認可能とすること。 また、同画面上においてフィルター機能を設けるなど、アカウント(所属)ごとの決済情報の表示を可能とすること。	デジタル庁
51	福島市	川崎市、富士市、名古屋市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	ぴったりサービスにおいて様式の編集権限を設定可能とすること	ぴったりサービスにおいて、アカウント(所属)ごとに様式の編集権限を設定可能とすること。	デジタル庁
52	福島市 重点10	札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、熊本市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(デジタル化(4以外))	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化	被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。	財務省、国土交通省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
53	福島市	岩手県、川崎市、石川県、長野県、広島市、高松市、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業の申請手続の簡素化等	①地域公共交通確保維持改善事業費補助金におけるエリア一括協定運行事業において、地域公共交通計画の作成等に関し協議を行う法定協議会が補助対象事業者であることに鑑み、地域公共交通計画にエリア一括協定運行事業について記載があれば補助申請を可能とするなど、補助申請手続の簡素化を求める。 ②同事業における補助金交付額は、前々補助対象期間に地域公共交通確保維持改善事業費補助金の交付を受けていた系統分のみとなるが、制度趣旨に鑑み、同補助金の交付を受けていなかった系統についても、法定協議会の議決を経ることで補助対象運行事業として認めるなど、地域の実情に応じた柔軟な取扱いができるよう要件緩和を求める。	国土交通省
54	四万十市	上尾市、佐倉市、川崎市、島田市、枚方市、兵庫県、茨城県、津山市、高知県、大野城市、別府市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	介護支援専門員等の資格更新に係る研修時間の見直し等	介護支援専門員及び主任介護支援専門員の資格更新に係る研修時間の短縮等の負担軽減策を求める。	厚生労働省
55	田辺市	花巻市、八千代市、川崎市、相模原市、半田市、稲沢市、豊中市、御坊市、高松市、今治市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	財産清算人制度を利用した場合における残余財産の地方自治体帰属制度の創設	現在は財産清算人制度を利用した場合における残余財産は国庫帰属しか方法がない。地方自治体が財産清算人の選任申立をする場合において残余財産の地方自治体帰属制度があれば、より積極的に制度利用促進が図られるため、残余財産の地方自治体帰属制度を創設していただきたい。	法務省、農林水産省、国土交通省
57	江南市、越前市	花巻市、ひたちなか市、上尾市、小牧市、稲沢市、養父市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	家庭的保育事業等の認可申請等と特定地域型保育事業者の確認申請等において重複している手続の合理化	児童福祉法による家庭的保育事業等の認可の申請及び認可を受けた事項の変更等に関する手続と、子ども・子育て支援法による特定地域型保育事業者の確認及び確認の変更に関する手続について、重複する手続を統合するなどの見直しを求める。	こども家庭庁
59	新潟県、福島県	茨城県、千葉県、兵庫県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	全国の登記所備付地図の座標データを地図表示形式で公開すること	令和5年1月23日よりG空間情報センターを通じて無償で一般公開された全国の登記所備付地図の座標データを、地図表示の形式で公開するよう求める。	デジタル庁、法務省
60	新潟県、福島県	札幌市、岩手県、川崎市	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	×	職業訓練指導員試験において指導方法科目のみを受験する場合の受験資格の緩和	実技試験や関連学科の免除の有無に関わらず「指導方法」科目の受験を可能とし、一部科目に合格できるよう求める。	厚生労働省
61	市原市、大網白里市 重点2	旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、長野県、島田市、尾張旭市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	○(デジタル化(4以外)) 精神障害者保健福祉手帳、身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止	精神障害者保健福祉手帳の交付申請及び更新手続のオンライン化については、令和6年管理番号22の対応方針で検討することとされているが、申請内容の変更届、再交付申請及び返還に係る手続も含め、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること。身体障害者手帳及び療育手帳の交付手続についても、オンライン化しつつ、電子申請の場合には市町村経由事務を廃止すること(「療育手帳制度要綱」(「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知)別紙)においてその旨を明確化することを含む。))。	デジタル庁、厚生労働省
62	市原市、大網白里市 重点2	旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、厚木市、燕市、福井市、島田市、尾張旭市、亀岡市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	○(デジタル化(4以外)) 自立支援医療費(精神通院医療)支給認定申請手続に係る市町村経由事務の廃止	自立支援医療費(精神通院)の支給認定に係る申請手続については、令和6年管理番号22の対応方針で検討することとされているが、当該手続に加え、精神通院医療に係る以下の手続等のオンライン化を可能とするともに、各手続における市町村を経由する旨の規定を廃止し、申請者が直接都道府県へ申請等を行うこと及び都道府県から直接申請者へ受給者証を交付することを可能とする。 ・支給認定の変更の申請 ・申請内容の変更届出 ・医療受給者証の再交付の申請 ・医療受給者証の交付 ・医療受給者証の再交付 ・医療受給者証の返還	デジタル庁、厚生労働省
63	市原市、館山市、大網白里市 重点2	花巻市、多賀城市、ひたちなか市、上尾市、柏市、流山市、燕市、福井市、島田市、半田市、津島市、豊田市、尾張旭市、亀岡市、高槻市、寝屋川市、羽曳野市、西宮市、養父市、茨城県、高松市、春日市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	○(デジタル化(4以外)) 特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村経由事務の廃止	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第1条から第15条までに基づく各種請求・届出並びに同令第16条から第26条までに基づく通知書及び特別児童扶養手当受給証明書の交付について、以下の措置を求める。 住民票情報及び所得状況等をAPI連携により自動入力を実現する。また、市町村を経由する旨の規定を廃止し、受給資格者が都道府県へ直接申請すること、及び通知書等について都道府県から申請者への直接交付とすること。	デジタル庁、厚生労働省
64	市原市、船橋市 重点2	札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、島田市、枚方市、和歌山県、久留米市、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○(デジタル化(4以外))	○(デジタル化(4以外)) 建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築等の届出のオンライン化及び建築主事等の経由事務又は市町村の経由事務の廃止	建築基準法第15条第1項に基づく建物の建築又は同条第2項に基づく除却の届出について、e-Gov等を利用したオンラインによる届出を可能とするともに、建築主事等の経由又は市町村の経由に係る規定を廃止し、届出者が直接都道府県へ届け出ることを可能とする。	デジタル庁、国土交通省
65	市原市、大網白里市	宮古市、花巻市、日立市、上尾市、小牧市、尾張旭市、笠岡市、長崎市、八代市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	×	戦傷病者戦没者遺族等援護法施行令、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法施行令に基づく戦傷病者及び戦没者遺族への援護に関する事務における市町村経由事務の廃止	厚生労働省
66	新宿区	ひたちなか市、兵庫県、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	×	再商品化計画に基づき自治体が行う管理業務や検査業務について、画一的なガイドラインやチェック項目等の整備を求める。	経済産業省、環境省
67	千葉県 重点3	花巻市、埼玉県、神奈川県、静岡県、三重県、奈良県、山口県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4))	○(デジタル化(4)) 国からの定例的な調査・照会等における一斉調査システムの活用	別紙の調査リストに記載の国から定例的に実施されている照会等については、調査・照会(一斉調査)システムなどクラウド上に入力フォームを作成の上、そこへ回答する方法としていただきたい。さらに、入力項目が多い調査については、調査・照会(一斉調査)システムに市町村がExcelで作成したデータ(CSVデータ等)をアップロードし、自動で入力できるように改修していただきたい。また、管内市町村や全国の都道府県・市区町村の回答も参照できる集計・分析機能等も備えることで、単にとりまとめ集計を行う照会等については都道府県の経由を廃止することが望ましい。 【例】 ○一斉調査システムへのCSVアップロード機能の整備 市町村がExcelで作成した回答データをCSV形式に変換し、一斉調査システムにアップロードすることで、回答内容の入力、集計、分析が自動化される機能。	内閣府、総務省
68	千葉県	秋田市、川崎市、滋賀県、兵庫県、奈良県、高知県、福岡県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	○(デジタル化(4以外))	○(デジタル化(4以外)) 高等学校等就学支援金の支給認定事務(転入・編入時)のデジタル化等による簡素化・効率化	・高等学校等就学支援金の支給認定事務(転入・編入時)の簡素化 ・就学支援金の支給認定事務(転入・編入時)について、該当生徒の前籍校での受給期間・単位数を簡単かつ確実に確認するためのシステム整備(全国統一のシステムの整備又はe-Shien(既存のオンライン申請システム)の改修)	文部科学省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
69	千葉県、青森県、千葉市、柏市	宮城県、豊橋市、寝屋川市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○(デジタル化(4))	有害使用済機器の保管等廃棄物処理法に係る届出等のオンライン化に向けたe-Govの整備・改修	令和6年提案管理番号28及び49を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在e-Govへの掲載の検討を進めていることを踏まえ、有害使用済機器の保管等に係る届出等についても同様にe-Govを活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。 なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。 ○廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出(年間届出件数) 提案団体:3件 共同提案団体A:1件	デジタル庁、環境省
70	千葉県、青森県、千葉市、柏市	豊橋市、寝屋川市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○(デジタル化(4))	自動車リサイクル法等に基づく申請・届出等のオンライン化に向けたe-Govの整備・改修	令和6年提案管理番号28及び49を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在、e-Govへの掲載の検討を進めていることを踏まえ、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においても同様にe-Govを活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。 また、当該システムにオンライン決済機能(政府共通決済基盤)を搭載し、一連の手続きをe-Gov上で完結させること。 なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。 ○自動車リサイクル法における引取業者・フロン類回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出、登録証明願 ○フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出(年間登録・届出件数) 提案団体:約1250件 共同提案団体A:61件	デジタル庁、経済産業省、環境省
71	千葉県	長野県、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈要綱に、「市町村はお祝い状及び記念品の百歳高齢者への伝達等に協力する」旨を明記することにより、県と市町村の役割を明確化する。	贈呈については、対象者の連絡先等を把握している市町村が行った方が合理的であるため、「百歳高齢者に対するお祝い状及び記念品贈呈要綱」に、「市町村はお祝い状及び記念品の百歳高齢者への伝達等に協力する」旨を明記することにより、県と市町村の役割を明確化する。	厚生労働省
72	羽曳野市	函館市、花巻市、横浜市、島田市、津市、奈良市、高知県、大野城市、熊本市、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	介護保険法に基づく地域密着型サービスにおける、区域外指定に係る手続き及び施設(居住系含む。)への転入に関する解釈・ルールの明示等	区域外指定を行う際の同意手続き及び住所地利権制度の対象とされていない3施設(認知症グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人施設)への転入に対する制限について、市町村毎に異なる取扱いをしていることから、国による統一的な解釈・ルールを明示することによって制度をわかりやすく使いやすいものとするよう改善措置を求める。	厚生労働省
73	大阪府	川崎市、寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	小規模な社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)における管理者の専任基準の明確化	小規模な社会福祉住居施設(無料低額宿泊所)について、管理者は、入居者が不在、もしくは不在と見込まれる際には、常駐不要及び他の業務に従事することが可能な旨を、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」(令和元年9月10日厚生労働省社会・援護局長通知)等において、明記し、周知すること。	厚生労働省
74	大阪府	花巻市、仙台市、相模原市、三重県、滋賀県、亀岡市、和歌山県、安来市、香川県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	地方公共団体情報システム標準化基本方針に基づく対応の徹底	制度改正等に伴う基幹業務システムの改修は、これまでシステムを所有する地方公共団体が実施してきたが、システムの標準化基準に適合したシステムへの移行(以下「システム標準化」という。)に伴い、地方公共団体はシステムを所有しなくなるため、システム移行後は地方公共団体が改修対応を行う必要がないことを明確にするよう求める。	デジタル庁、総務省、厚生労働省
75	大阪府	岩手県、花巻市、川崎市、小牧市、滋賀県、寝屋川市、羽曳野市、和歌山県、香川県、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	生活保護法第73条の適用範囲の明確化	生活保護法(以下「法」という。)第73条第1項第1号において都道府県が負担するものとして「居住地がない又は明らかでない被保護者」いわゆる「現在地保護の例による保護となる被保護者」を規定しているが、当該被保護者の範囲が具体的にないため、その範囲を網羅的かつ明確に示す通知を発出されたい。	厚生労働省
76	一宮市	札幌市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜、川崎市、相模原市、佐久市、豊田市、京都府、豊中市、寝屋川市、安来市、松山市、佐世保市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4))	証明書等コンビニ交付システムの共通化	証明書等コンビニ交付システムの共通化	総務省
77	松江市	花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと	児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、供給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。 ○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。 ○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。	こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省
78	松江市	岩手県、花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、奈良県、佐賀県、熊本市、延岡市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、マイナンバー情報連携を可能にすること	高等職業訓練促進給付金等の支給申請に係る審査事務手続において、雇用保険法第24条に定める訓練延長給付の受給資格情報について、マイナンバーによる情報連携を可能とすること。 また、訓練延長給付等制度において、高等職業訓練促進給付金等の趣旨を同じくする給付金との供給を禁止する取扱いを明示するとともに、所管する職業安定所においても、当該給付の審査手続時において情報連携により類似給付金等の受給情報を取得できるようにすること。	こども家庭庁、デジタル庁、厚生労働省
79	宮崎市	旭川市、盛岡市、花巻市、銚子市、佐久市、名古屋市、寝屋川市、安来市、広島市、松山市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4))	署名用電子証明書の失効要件の緩和	国内に居住している場合には署名用電子証明書の住所の情報は「国内」とし、国内で住所異動があった場合には署名用電子証明書の更新手続を不要とすること。 署名用電子証明書の失効要件の緩和のみならず、幅広く窓口業務の負担軽減に資する方策を検討すること。	総務省
80	宮崎市	花巻市、いわき市、相模原市、名古屋市、豊田市、安来市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	○(デジタル化(4))	自動車臨時運行許可申請についてオンライン完結を可能とすること	自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示については電磁的記録による方法を可能にすること。 臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号標の貸与について郵送も可能であることを明確化すること。 臨時運行許可申請手続について、ひたすらサービスにおいて標準様式をプリセットすることや自動車OSSの活用を念頭に、電子決済も含めたオンライン完結を可能とすること。	デジタル庁、国土交通省
81	宮崎市	花巻市、宮城県、名古屋市、安来市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	婚姻届等のオンライン化	・「婚姻届」「離婚届」「養子縁組届」「養子離縁届」をマイポータルから受付可能とし、標準様式をプリセットすること。 ・受け付けた届出データを基幹(戸籍情報)システムに連携させ、手打ち入力を不要とすること。 ・新本籍地を置く街区番号や地番の確認にアドレス・ベース・レジストリ等を活用し、事務負担を軽減すること。 ・各届出の受理証明書をオンラインで交付可能とすること。	デジタル庁、法務省
82	岡山県、秋田県、中国地方知事会	北海道、渋川市、さいたま市、越谷市、新潟市、長野県、津島市、滋賀県、兵庫県、高松市、熊本市、阿蘇市、宮崎県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	社会教育調査(オンライン)における回答様式を見直した上で、調査票の審査整理に関する都道府県及び市町村経由事務の廃止	社会教育調査(統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項に基づく基幹統計調査)について、オンラインで回答する際の様式を見直した上で、都道府県教育委員会と市町村教育委員会を経由する審査整理に関する事務を見直すこと。	文部科学省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
83	岡山県、三重県、中国地方知事会	花巻市、仙台市、日光市、大田原市、川崎市、小牧市、寝屋川市、奈良県、久留米市、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○(デジタル化(4以外))	公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の簡素化	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条に基づき文部科学大臣の承認を受けて行うこととされている公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続のうち、現在「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分承認等について(通知)」により、文部科学大臣への報告をもって承認があったとみなされるものについて、「財産処分手続ハンドブック～財産処分手続の概要と事務手続上の留意事項～」において行うこととされている報告手続を更に簡素化すること。 (簡素化の例) ・廃校施設:財産処分報告書の補助面積欄・補助金額欄をなくし、添付書類を公立学校施設台帳(写)のみとする。 ・廃校以外の施設:毎年の公立学校施設の実態調査(Accessデータ回答)の際に、公立学校施設台帳の備考欄に財産処分内容・年月を入力することで、財産処分報告に替えられることとする。	文部科学省
84	福島県、岡山県、中国地方知事会	旭川市、花巻市、川崎市、名古屋市、小牧市、寝屋川市、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査」の合理化	「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査(文部科学省)」の「Ⅱ:防災機能設備等の確保状況」と「指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査(内閣府)」を、次回調査においては、内閣府調査に一本化すること。 また、調査内容・方法を見直し、現行の市区町村を単位として項目ごとに該当数等を回答する形式から、各避難所の所在地や、各項目における状況を回答する形式とすることで、国・都道府県・市町村の防災担当部局と教育担当部局が、調査を通じて避難所のデータを容易に共有できるようにすること。(「学校施設等における石綿含有保温材等の使用状況調査」(文部科学省)における「石綿含有断熱材使用煙突状況」のようなものを想定。) さらに、調査結果については、内閣府から文部科学省、都道府県防災担当部局から教育委員会経由で各学校、市町村防災担当部局から教育委員会経由で各学校といった形で、各機関レベルで確実な情報共有を図ること。	内閣府、文部科学省
85	岡山県	千葉県、沼津市、高知県、久留米市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	○(デジタル化(4以外))	鳥獣被害防止総合対策交付金交付事務において捕獲確認アプリの活用等により現物確認を不要とすること	鳥獣被害防止総合対策交付金(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業等)において、捕獲確認を書類確認の方法により実施する際に必要とされている「証拠物」提出について、不正防止機能を有する捕獲確認アプリの活用等により、現物確認(市町村等による捕獲個体の目視確認)を不要とし、交付金事務を省力化することを求める。	農林水産省
86	岡山県、山形県、岐阜県、中国地方知事会	茨城県、横浜市、川崎市、魚沼市、岐阜市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	×	耐震シェルター等の命を守る方策に関する安全基準の策定及び適合製品の認定制度の整備等	耐震シェルターや防災ベッド(以下「耐震シェルター等」という。)といった命を守る観点からリスクを低減するための方策の普及を図るため、これらが備えるべき安全性能の基準や性能を確認する試験方法の策定、基準に適合する製品の認定制度の整備などの必要な措置を求める。	国土交通省
87	岡山県、福島県、中国地方知事会 重点20	石川県	B 地方に対する規制緩和	10.運輸・交通	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	精神障害者の移送等に係るタクシーの営業区域外旅客運送の規制緩和	道路運送法第20条に規定する営業区域外旅客運送が認められる場合の緩和を求める。	国土交通省
88	岡山県、福島県	鳥取県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	認定小規模食鳥処理業者の適用羽数の拡大	認定小規模食鳥処理業者の特例が適用される羽数(現在年間30万羽)を年間200万羽程度まで拡大する。なお、30万羽以上の拡大部分については、外部検証の対象としては維持する。	厚生労働省
89	岡山県、中国地方知事会 重点37	川崎市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	公害医療機関の診療報酬の審査支払事務の委託	公害医療機関の診療報酬の審査支払事務を委託できるようにすることを求める。	厚生労働省、環境省
90	岡山県、福島県、中国地方知事会	栃木県、埼玉県、長野県、和歌山県、高知県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	官庁会計システム「ADAMSⅡ」の機能改善	官庁会計システム「ADAMSⅡ」について ①システムの自動ログアウトの撤廃及び入力可能時間の延長を求める。 ②「送信」ボタンの表記を「次へ」「確認画面へ」「登録」「申請」等といった操作画面に応じた適切な文言となるよう修正を求める。 ③受債承認申請において、「受債承認要求情報登録事項詳細」の入力は、一頁表の形式で管内市町村の入力を行えるよう求める。 ④債主内訳書付支出負担行為を行ったものについて、負担行為額の増減を行う場合は、一括して変更できるよう求める。	財務省
91	岡山県、山梨県、全国知事会、中国地方知事会	花巻市、宮城県、長野県、愛知県、大阪府	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4以外))	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る調査等のオンライン化	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関係事務について、地方公共団体に対して行われる調査をクラウド上や一斉調査照会システムで回答できる等の簡易化を図るとともに、臨時交付金を活用した事業の実施状況とその効果の公表についても、都道府県による取りまとめではなく、国がクラウド上で一元的に管理・公表する仕組みとするよう求める。	内閣府
92	富里市	岩手県、花巻市、亀岡市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	市街化調整区域に定める地区計画区域等における森林の林地開発許可を不要とすること	区域区分を定めている都市計画区域において、市街化調整区域の地区計画区域及び、都市計画法第34条第12号で定める区域、また地域未来投資促進法における重点促進区域の区域内(以下、「3つの区域」という)の森林(森林法第5条:地域森林計画対象民有林)を宅地開発するに当たって、林地開発許可を不要としていただきたい。	農林水産省
93	宮崎県、岐阜県、九州地方知事会	北海道、函館市、花巻市、相模原市、山梨県、長野県、静岡県、大阪府、広島市、高松市、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○(デジタル化(4))	消防分野における叙勲等栄典事務に係る手続きの効率化	調査等作成における記載内容や提出書類の削減など作成書類の簡素化及びシステム化や事務効率化のためのツールの導入を要望するもの。	内閣府、総務省
94	大治町	花巻市、宮城県、多賀城市、福島市、ひたちなか市、佐倉市、柏市、相模原市、豊田市、小牧市、滋賀県、羽曳野市、養父市、茨城県、奈良県、高松市、高知県、春日市、佐賀県、出水市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	児童扶養手当証書の廃止	児童扶養手当証書について、廃止を求める。	こども家庭庁
95	八戸市 重点6	札幌市、青森市、花巻市、宮城県、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、佐久市、名古屋市、豊田市、安来市、広島市、松山市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4))	住民票の写し等の交付のオンライン化を可能とすること	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍証明書、税証明書など、市町村における主要証明書について、ブロックチェーンを活用した電子証明書としてオンラインで交付できる制度とすること。 また、これらが証明書として社会全体で機能するよう、周知、普及啓発を全国的に実施すること。	デジタル庁、総務省、法務省
96	八戸市	宮古市、花巻市、川越市、小牧市、堺市、兵庫県、八代市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	民生委員推薦会の開催方法及び決議方法の見直し	民生委員法における民生委員推薦会については、必ずしも現実の会議を開かずとも、書面審査や持ち回り決裁等の一定の手続(※)により決議があったとみなす規定の整備等を求める。 法令により現実には会議を招集することが求められているため、書面審査や持ち回り決裁ができない状況。一部の自治体では、急を要する場合には書面審査や持ち回り決裁を可能とする規則を定めているが、これが不可であることについて厚生労働省東北厚生局に以前確認しているところ。 ※例えば、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人の理事会・評議員会における決議の省略(構成メンバー全員による議案への同意書の提出)のような手続	こども家庭庁、厚生労働省
97	愛媛県、東京都、広島県、新居浜市、西条市、大洲市、全国知事会 重点2	宮城県、燕市、佐世保市、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4))	地方公務員の海外渡航に伴う渡航依頼事務に係る都道府県経由事務の廃止	地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領では、政令市を除く市区町村の地方公務員が海外渡航を行う場合、都道府県を経由して外務省へ必要書類を提出することが求められているが、一斉調査システムやLoGoフォームなどを活用し、市区町村から直接提出できるよう見直しを求める。	総務省、外務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
98	愛媛県、広島県、香川県、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、砥部町、内子町、高知県	花巻市、東京都、川崎市、名古屋市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4))	リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤の文書等署名用職責証明書発行	【リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤(以下「LGPKI」という。)の文書等署名用職責証明書の発行】 ・リモート署名に対応したLGPKIの文書等署名用職責証明書(GPKI相互認証可)を発行して頂きたい。具体的には、LGPKIの文書等署名用職責証明書及び署名鍵をサーバーで保管し、地方公共団体がリモート署名するときにサーバー上で電子署名が行えるような仕組みを構築していただきたい。 ・文書等署名用職責証明書について、現在は、知事のみとなっているが、知事以外に部長等複数の職責証明書の発行が可能となるようにして頂きたい。 ・電子署名や送信を行う仕組みについては民間事業者が提供するシステムの利用を想定。	デジタル庁、総務省
99	岐阜県	茨城県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	河川法に基づく許可水利権の更新事務の標準化・効率化に向けた見直し	河川法第23条(流水の占用の許可)の更新申請について、協議期間の短縮のため、以下の措置を求める。 既存の許可水量以下の水利使用許可を求める場合(慣行水利権の許可水利権への切替も含む)は、同法施行規則第11条第2項第1号ロにて定める「使用水量の算出の根拠」のうち、用水計算参考資料等、従来から変更のない資料について、同規則第40条第2項若しくは第4項に基づき提出不要とすることが可能であることを明確化すること。 申請者が申請内容に漏れがないかを事前に確認できるよう、標準的な審査項目をチェックリストとして作成して公表すること。 審査において、既存の許可水量以下での許可が河川管理上の支障をもたらすと判断する場合、当該河川の正常流量との関係性を示すなど、その論点を定量的に示すこと。	国土交通省
100	岐阜県	盛岡市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	地方公営企業法に基づく出納取扱金融機関の指定手続きの省略	地方公営企業法施行令第21条の2及び同法施行令第21条の10の規定を一部改正し、出納取扱金融機関の指定を不要とし、管理者自らが行う口座振替の方法による収入及び支出を可能とすること。	総務省
103	岐阜県、新潟県、三重県 重点18	山口県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	福祉サービス第三者評価事業における認証手続き・評価調査者養成の全国標準化	福祉サービス第三者評価事業について、既に全国一律の認証や研修が実施されている(※)社会的養護関係施設と同様に、他分野の福祉サービスについても、国において全国一律の認証や評価調査者の養成を行うこと。 ※都道府県の意向に応じ、都道府県独自での認証・研修を行う余地も確保	こども家庭庁、厚生労働省
104	岐阜県 重点17	横浜市、川崎市、奈良市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	介護職員初任者研修における通信学習方式の学習時間の取扱いの弾力化	介護職員初任者研修のうち、「通信学習方式」における学習時間の取扱いを弾力化すること。	厚生労働省
105	岐阜県	高知県	A 権限移譲	03_医療・福祉	×	各都道府県においても日本DMATを養成可能とすること	各都道府県においても、日本DMAT隊員養成研修を実施できるようにし、日本DMAT養成研修の実施に当たっては、各都道府県が実施する都道府県DMAT養成研修にはない広域医療搬送等に係るカリキュラム(※)が含まれるため、それらのノウハウ・人的資源に関する支援を求める。 (※) ・大地震発生／DMAT遠隔地派遣(シミュレーション) ・震災時のDMAT活動(シミュレーション) ・医療搬送拠点におけるDMAT活動(シミュレーション) ・医療搬送拠点(シミュレーション・実践訓練) ・病院支援とEMIS(実技試験) ・口頭試問 ・病院・施設避難(シミュレーション) ・プライマリケア支援(シミュレーション) 等	厚生労働省
106	千葉市	青森市、花巻市、仙台市、福島市、いわき市、銚子市、浜松市、豊田市、安来市、広島市、久留米市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	戸籍届出書の標準様式の見直し	現時点における業務負担軽減のための現実的な対応策として、「戸籍届書の標準様式の一部改正について(通達) 令和6年2月26日付け法務省民一第504号」により改められた戸籍届書の標準様式を再度改正し、従前設けられていた送付欄を復活させていただきたい。 また、戸籍法施行規則(附録11号、12号、13号及び14号)で定める各届書においても同様に、送付欄を設けていただきたい。	法務省
107	千葉市	花巻市、安来市、佐世保市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	戸籍法第120条の8に基づく転籍届の特例の廃止等	①戸籍法第120条の8(転籍届の特例)を廃止し、法改正前と同様に、管外転籍においては戸籍全部事項証明書を法定添付書類とすること。 ②①の措置が困難である場合には、転籍届出後の新戸籍が完成する前に次なる転籍届が提出された場合の取り扱いについて早急に明確化し、全国の市町村に周知すること。	法務省
109	福井県	花巻市、養父市、熊本市、大分市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	認定こども園における職員配置の弾力化	認定こども園において、1号の入所児童数が5人以下など極端に少なく、1号・2号のこどもを一体的に保育し、主幹保育教諭を2人配置しなくても教育・保育の質が保たれる場合は、主幹保育教諭の配置を1名でも可とするなど、公定価格上の職員配置の弾力化を図ること。	こども家庭庁、文部科学省
110	福井県	花巻市、長野県、高知県、佐賀県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	入所児童数が10人未満の乳児院における措置費単価設定の見直し	乳児院における措置費単価について、10人未満の場合の単価設定が年齢ごとの設定になっておらず(10人以上は年齢ごとに単価設定されている)、単価自体も低いものとなっているため、最低配置基準を維持できるよう、年齢に応じた単価の設定を求める。	こども家庭庁
111	福井県	岩手県、花巻市、宮城県、長野県、岡山県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	ファミリーホームの措置制度の見直し	ファミリーホームが受ける措置費について、現に委託された児童の数に応じた額(現員払い)ではなく、配置基準を維持できるよう措置制度を見直すことを求める。	こども家庭庁
112	福井県 重点1	栃木県、滋賀県、和歌山県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	○(デジタル化(4以外))	国家資格「計量士」の登録の都道府県経由の廃止等	国家資格「計量士」の登録について、 (1) 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらも都道府県の経由を要しないこととすること。 (2) 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。	デジタル庁、経済産業省
113	福井県、東京都	花巻市、栃木県、さいたま市、佐倉市、川崎市、相模原市、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、島根県、岡山県、宮崎県、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○(デジタル化(4))	国土交通省所管の補助金申請における社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の活用	事務作業効率化の観点から、社会資本整備総合交付金システム(以下「SCMS」という。)において、国土交通省所管の補助金申請も可能とすることを求める。	国土交通省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
114	福井県	柏市、川崎市、静岡県、三重県、大阪府、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○(デジタル化(4以外))	夜間中学における遠隔授業に係る要件緩和	夜間中学における遠隔授業(学校教育法施行規則第77条の2に規定するオンラインを活用した学習)について、遠方等によりやむを得ず登校できない生徒について、学校長が必要と認めた場合には、自宅で遠隔授業を受けた際も、出席扱いとすること。	文部科学省
116	流山市	花巻市、柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、伊丹市、高松市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○(デジタル化(4以外))	マイクロチップを活用して狂犬病予防注射履歴の電子登録を可能とすること	狂犬病予防注射済票の市町村窓口での交付を廃止するため、動物愛護管理法第39条の7第2項で定める市町村長から交付された鑑札とみなす登録方法と同様に、狂犬病予防注射の接種履歴について環境大臣の登録を受け、当該犬の所在地の市町村長の求めに応じ、注射履歴等の通知があった場合に、この通知をもって、マイクロチップを市町村長から交付された注射済票とみなすことを求める。	厚生労働省、環境省
117	山形市、船橋市 重点2	札幌市、花巻市、いわき市、高崎市、上尾市、佐倉市、横浜市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、枚方市、和歌山市、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○(デジタル化(4以外))	建築基準法第15条第1項に基づく届出のオンライン化及び建築主事の経由事務の廃止	建築基準法第15条第1項及び同条第2項の届出について、オンラインによる届出可能とするとともに、建築主事経由事務の廃止を求める。	デジタル庁、国土交通省
118	山形市 重点2	花巻市、多賀城市、上尾市、柏市、流山市、燕市、福井市、長野県、豊田市、亀岡市、高槻市、寝屋川市、羽曳野市、西宮市、養父市、宍粟市、高松市、春日市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	特別児童扶養手当の受給資格及び各種請求・届出等に係る事務のオンライン化及び市町村経由事務の廃止	特別児童扶養手当支給事務に係る申請手続について、マイナンバーを活用したオンライン申請システムの構築により、現行の市町村窓口による受付から、申請者が都道府県へ直接申請する手法を可能とすること。	デジタル庁、厚生労働省
119	山形市 重点2	旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、寝屋川市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	精神障害者保健福祉手帳の交付手続における市町村経由事務の廃止	精神障害者保健福祉手帳の交付手続について、マイナンバーの活用により直接都道府県に申請することを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている判定結果の送付及び手帳の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。	デジタル庁、厚生労働省
120	山形市 重点2	旭川市、岩手県、宮古市、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、上尾市、柏市、市原市、流山市、横浜市、厚木市、燕市、福井市、豊田市、亀岡市、寝屋川市、交野市、南あわじ市、生駒市、徳島市、久留米市、長崎市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	自立支援医療(精神通院医療)支給認定手続における市町村経由事務の廃止	自立支援医療(精神通院医療)支給認定申請手続について、マイナンバーの活用により直接都道府県に申請を行うことを可能とするとともに、電子申請の場合については市町村経由事務を廃止すること。また、市町村を経由して行っている医療受給者証の交付についても、市町村経由事務を廃止すること。	デジタル庁、厚生労働省
121	山形市	宮古市、花巻市、日立市、上尾市、小枚市、兵庫県、笠岡市、八代市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	特別弔慰金等の請求手続における市町村経由事務の廃止	市で行う戦没者等の妻に対する特別給付金支給法施行令、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法施行令による請求等に係る事務について、申請者から直接国に申請ができるよう見直しを求める。	厚生労働省
122	山形市 重点2	燕市、佐賀県	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	○(デジタル化(4以外))	果樹農業振興特別措置法施行令第4条に基づく果樹園経営計画に係る市町村経由事務の廃止	果樹農業振興特別措置法施行令第4条で規定する「果樹園経営計画」の提出について、市町村長の経由を義務付ける事務の廃止	農林水産省
123	伊丹市	花巻市、柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、高松市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○(デジタル化(4))	狂犬病予防注射接種履歴のオンライン一元管理	狂犬病予防法第5条に基づく予防注射について、マイクロチップ登録システム等を活用し、オンライン等で全国的に接種履歴を管理できるようデジタル化を要望する。例えば、犬の所有者が予防注射後に獣医師が交付する「狂犬病予防注射済証」のデータを添付し接種履歴を登録するか、又は獣医師側でマイクロチップ情報と紐づけて接種履歴を登録する等が考えられる。併せて注射済票の交付を不要とするか、又はマイクロチップを注射済票と読み替える既定の整備を要望する。	厚生労働省、環境省
124	栃木県、群馬県	札幌市、岩手県、茨城県、神奈川県、川崎市、京都府、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	臨床調査個人票の行政記載欄の簡素化及び指定難病患者データベースの利用を促進すること等	臨床調査個人票の行政記載欄の簡素化及び指定難病患者データベース(以下「難病DB」という。)の利用促進	厚生労働省
125	栃木県、群馬県	札幌市、岩手県、花巻市、川崎市、富士市、亀岡市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4))	びったりサービスの入力フォームにおける機能拡充	びったりサービスの入力フォームにおいて、以下の機能を地方自治体の選択により導入可能とすること ①ソフトウェアキーボードについて、項目に適したキーボードを設定できるようにするとともに、これに即した入力であることが表示されるようにする ②マイナンバーカード裏面に記載のマイナンバーをスマートフォンのカメラで読み取り、入力フォームに反映する	デジタル庁、厚生労働省
126	山梨県、全国知事会 重点15	花巻市、ひたちなか市、川崎市、身延町、清須市、那覇市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和	行政相談委員法に基づく行政相談委員の配置基準の緩和を求める。	総務省
127	山梨県 重点9	茨城県、川崎市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の見直し	公有地の拡大の推進に関する法律等に基づく、土地開発公社等の解散に伴う清算手続における公告回数の減少を求める。	総務省、国土交通省、環境省
128	青森県 重点3	札幌市、花巻市、福島県、大田原市、燕市、兵庫県、高知県、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○(デジタル化(4以外))	介護保険事業状況報告における都道府県経由事務の廃止	介護保険事業状況報告における都道府県経由事務を廃止すること。	厚生労働省
129	青森県、北海道東北地方知事会	—	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4以外))	不動産登記におけるオンライン申請手続きの改善	不動産登記のオンライン申請について、すべての添付書類をオンラインで提出できるよう手続きを改善すること。	法務省、農林水産省
131	佐賀県 重点27	札幌市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、ひたちなか市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、長野県、岐阜県、滋賀県、大阪府、羽曳野市、兵庫県、大野城市、熊本市、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化における国民健康保険の減額調整の廃止	マイナンバーカードを活用し、全国で、医療費助成の現物給付化を可能にする仕組みの構築に向けて、ひとり親家庭及び重度心身障害者に対する医療費助成の現物給付化に係る国保ベナルティを廃止すること。	厚生労働省
132	佐賀県 重点34	福岡県	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	離島活性化交付金等事業計画の廃止等	離島活性化交付金等事業計画について、廃止または離島振興法施行令第4条に規定する各事業の交付金等の申請時に作成する事業計画書との一体的策定ができるよう見直しを求める。	こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省
133	米子市、福島県、鳥取県	花巻市、宮城県、多賀城市、ひたちなか市、館林市、滋賀県、寝屋川市、養父市、宍粟市、高松市、久留米市、春日市、佐賀県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	児童扶養手当受給資格者の転出入における自治体間でのやり取りのデジタル化	児童扶養手当受給資格者の転出入における自治体間でのやり取りについて、文書(郵送)ではなくメールでの台帳送付等を可能とするよう見直しを求める。	こども家庭庁

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
134	米子市、神奈川県、鳥取県	花巻市、多賀城市、ひたちなか市、相模原市、豊田市、滋賀県、豊中市、養父市、宍粟市、春日市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	児童扶養手当における事実婚について同性パートナーも含まれ得るとすること	児童扶養手当における事実婚の定義について、同性パートナーも含まれ得るよう制度の見直しを求める。 具体的には「パートナーシップ制度の利用をもって事実婚の扱いとする。」等。	こども家庭庁
135	米子市、福島県、神奈川県、鳥取県	花巻市、宮城県、多賀城市、福島市、ひたちなか市、館林市、柏市、相模原市、富士市、半田市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、宍粟市、高松市、佐賀県、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	児童扶養手当における事実婚の取扱いの明確化	事実婚の定義を例えば以下のように明確化し、機械的に判断できるようにする。 「住民票上同一住所に暮らしていなければ事実婚には当たらない。」 「受胎中に妊娠し出産を希望する場合は事実婚があるものとして取り扱う。母子手帳の交付をもって出産の意志ありとする。」	こども家庭庁
136	米子市、鳥取県	花巻市、宮城県、仙台市、多賀城市、ひたちなか市、長野県、豊田市、滋賀県、豊中市、茨木市、養父市、宍粟市、春日市、佐賀県、大村市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	児童扶養手当、特別児童扶養手当における、職権処理が出来る業務の拡充	児童扶養手当、特別児童扶養手当の受給資格者について、氏名変更、住所変更及びそれに伴う所得状況(扶養義務者)の変更を公簿で確認出来た場合、届出がなくとも職権での処理を可能とするよう見直しを求める。	こども家庭庁、厚生労働省
137	米子市	花巻市、ひたちなか市、上尾市、佐倉市、八千代市、横浜市、川崎市、相模原市、福井市、飯田市、島田市、名古屋市、半田市、稲沢市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	空き家対策の推進のため内部利用可能な情報の範囲の拡大	市町村長は、固定資産税の課税のために利用する目的で保有する情報であって「空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称並びに住所及び電話番号」については、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)の施行のために必要な限度において内部で利用することが可能とされているが、個人の同意のため、納税義務者の生年月日及び性別についても内部利用可能とするよう、情報の利用範囲の拡大を求める。また、納税義務者が亡くなりその相続人が相続放棄した場合の「相続放棄申述受理通知書」(写し)についても内部利用可能とするよう求める。	総務省、国土交通省
138	岡崎市、西宮市 重点19	花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、佐倉市、福井市、名古屋市、稲沢市、佐賀県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求を可能とすること	老朽化や入居率の低下した公営住宅等について、建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者へ明渡請求ができるよう、法改正を求める。	国土交通省
139	岡崎市	花巻市、ひたちなか市、新発田市、諏訪市、沼津市、名古屋市、滋賀県、京都府	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	地方財政状況調査における調査の単位を千円単位から円単位にすること	地方財政状況調査(決算統計)における端数調整に多大な時間を要するため、調査単位を千円単位から円単位とすることを求める。	総務省
140	燕市	花巻市、西尾市、大阪市、堺市、大野城市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	障害者控除認定事務に係る事例の共有	障害者控除に係る、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものの認定(以下、「障害者控除認定」という。))について、市町村における円滑かつ効率的な認定事務の支援として、マニュアルや事例集等で、認定事例や事務負担・市民の申請負担の軽減に向けた取組事例など、認定事務の事例を広く共有いただくこと。	総務省、財務省、厚生労働省
141	愛知県、全国知事会 重点3	北海道、花巻市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	構造改革特別区域計画認定申請事務における都道府県経由の廃止	構造改革特別区域計画認定申請にかかる事務(意向調査及び申請開始通知の展開)について、総務省の「調査・照会(一斉調査)システム」等を活用することにより、事務の省力化を行うこと。	内閣府
142	愛知県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県	神奈川県、川崎市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	国際戦略総合特区設備等投資促進税制における事業実施決定時期の明確化	国際戦略総合特区設備等投資促進税制を活用する際の事業実施の決定がされたタイミングの考え方を通知等の発出により明確化すること	内閣府
143	愛知県 重点7	花巻市、仙台市、上尾市、船橋市、柏市、長野県、茨木市、西宮市、養父市、宍粟市、春日市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	特別児童扶養手当等の所得額の記載を不要とすること	特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則(以下「規則」という。))第4条に基づき、毎年、規則に定める特別児童扶養手当所得状況届(以下「所得状況届」という。))を受給者が提出しなければならない。所得状況届には個人番号(マイナンバー)を記載する欄の他、受給者や配偶者、扶養義務者の所得額を記載する欄があるため、個人番号(マイナンバー)とともに所得額も記載する必要がある。 情報連携により所得額を把握できることから、所得額の記載を不要とするよう様式の見直しを求める。 また、規則第1条に規定する特別児童扶養手当認定請求書、障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令第2条、第5条及び第15条に係る障害児福祉手当所得状況届並びに特別障害者福祉手当所得状況届も同様の見直しを求める。	厚生労働省
144	特別区長会	函館市、盛岡市、花巻市、木更津市、川崎市、相模原市、海老名市、名古屋市、小牧市、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	高齢者虐待通報における明らかに自立した高齢者への対応方法の見直し	警察庁生活安全局長、警察庁長官官房長、警察庁刑事局長から、令和4年12月15日付で各都道府県警察の長あてに到達された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について(通達)」(警察庁丙人少発第21号、丙教厚発第109号、丙生企発第122号、丙刑企発第69号、丙捜一発第12号)を修正するとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、虐待を受けた65歳以上の高齢者のうち、明らかに自立した者については他法の管轄に通報や案内をするよう、周辺法(DV法、刑法、民法等)を整備し、その結果を警察をはじめとする周辺法を管轄する省庁に周知すること。	警察庁、厚生労働省
145	富山県	熊本市、宮崎県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	×	通訳案内士法における登録時添付文書等の省略及び申請方法の拡充	通訳案内士法(登録の拒否)第21条による申請者の負担軽減の観点から、申請方法(電子申請等)やその他の添付文書等の省略などを検討いただきたい。	国土交通省
146	赤平市、芦別市	宮城県、越谷市、燕市、高松市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	MRI搭載車移動式医療装置を共同所有する場合の取扱いの明確化	MRI搭載車移動式医療装置を用いた場合についても診療報酬が算定できるよう、取扱いの明確化を求める。 ①MRI搭載車移動式医療装置を共同所有した場合であっても診療報酬の対象となることとし、取扱いを明確化する。(診療報酬の告示に共同所有のMRI搭載車移動式医療装置を使用した場合の項目を追加、診療報酬の通知に共同所有のMRI搭載車移動式医療装置を届け出た場合の算定要件を追加、施設基準の通知に共同所有のMRI搭載車移動式医療装置であっても基準を満たす旨を追加及び安全管理責任者の設置方法について明確化など) ②MRI搭載車移動式医療装置の使用前検査及び使用許可の取扱いを明確化する。	厚生労働省
147	赤平市	大空町、花巻市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	理学療法士等の介護施設等への訪問リハビリテーションを可能とすること	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。))による特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを可能とする。 併せて、診療報酬上の疾患別リハビリテーション料の施設基準における理学療法士等の配置要件を緩和し、医療機関から特別養護老人ホームへの訪問リハビリテーションを可能とする。	厚生労働省
149	豊田市	花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、佐久市、豊中市、南あわじ市、安来市、佐世保市、阿蘇市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(デジタル化(4))	「書かないワンストップ窓口の標準化」に向けた住民記録システム標準仕様書の修正	標準準拠住民記録システム(以下「住記システム」という。))に関して、次のとおり、住民記録システム標準仕様書を修正することを求める。 ① 住民異動届の作成機能を実装必須機能として追加 ② ①のデータを基にした異動入力画面への反映機能を実装必須機能として追加 ③ ワンストップ窓口のための各種申請書作成用データ(①データ)の排出機能を標準オプション機能から実装必須機能に修正	デジタル庁、総務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
150	豊田市	札幌市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、佐久市、豊中市、南あわじ市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○(デジタル化(4以外))	外国人の住民基本台帳上への新規登録において在留カード等のICチップに記録された情報を住民記録システムに自動反映すること	外国人の住民基本台帳上への新規登録(住民基本台帳法第30条の46の転入)において、在留カード及び特定在留カードのICチップに記録された情報の住民記録システムの異動入力画面への反映が可能となる仕組みの構築を求める。具体的には、住民記録システム標準仕様書における当該機能の実装必須機能化を求める。	総務省、法務省
151	豊田市	札幌市、いわき市、ひたちなか市、横浜市、名古屋市、吹田市、羽曳野市、安来市、高松市、松山市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	後期高齢者医療保険料の特別徴収において複数の年金合算額から徴収可能とすること	後期高齢者医療保険料の特別徴収にかかる対象年金について、複数の年金を受給している場合、複数の年金を合算した額での判定ができるよう見直しを求める。	厚生労働省
152	豊田市	さいたま市、川崎市、福井市、沼津市、京都府、大栗市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	森林法に基づく保安林内作業許可が必要となる土地の形質を変更する行為の緩和等	森林法第34条第2項が規定する保安林内作業許可が必要な行為のうち「土地の形質を変更する行為」から開設後の林道を使用し続けることについて除外する。	農林水産省
153	豊田市	さいたま市、福井市、長野県、沼津市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	都道府県が策定する地域森林計画における「林道の開設及び改良に関する計画」の見直し	都道府県が策定する地域森林計画における「林道の開設及び改良に関する計画」について、改良に関する計画の記載を不要とし、「林道の開設に関する計画」に見直すことを求める。	農林水産省
154	豊田市	花巻市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、沼津市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	森林法第10条の8に基づく伐採届における土石採取等の非林業行為による伐採の取扱いの見直し	森林法第10条の8に基づく伐採届において、採石法等による採取計画の認可を受けて、伐採及び開発を行うものは、その事業区域(残地森林も含めて)を地域森林計画の対象となる民有林(以下「5条森林」という)から除外(転用)するよう見直しを求める。	農林水産省
155	豊田市	花巻市、ひたちなか市、さいたま市、川崎市、福井市、沼津市、大栗市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	森林法第10条の2に基づく林地開発許可の対象となる開発行為の面積の見直し等	森林法第10条の2に基づく林地開発許可の対象となる開発行為の面積を1ha(太陽光発電は0.5ha)以下に拡大し、小規模な林地開発(以下、小規模林地開発という。)も都道府県の所管とする。	農林水産省
156	広島市、川越市、広島県、指定都市市長会	上尾市、船橋市、浜松市、津島市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	地価公示に係る事項を記載した書面等の閲覧方法の見直し	地価公示に係る事項を記載した書面等(以下「地価公示図書」という。)について、市町村(指定都市にあっては区)の事務所での閲覧の義務付けの見直しを求める。	国土交通省
158	広島市	川崎市、大阪市、寝屋川市、長崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設の廃止に係る基準の見直し	生活保護受給者等を主な対象とする一体的実施施設(生保型)の廃止基準について、就職率の高い施設は支援対象者数要件の対象外とする見直しを求める。	厚生労働省
159	指定都市市長会	花巻市、長野県、浜松市、滋賀県、兵庫県、岡山県、高松市、大村市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○(デジタル化(4以外))	行政手続のデジタル基盤の統一化による業務効率化	道路事業における補助事業について、交付金事業と同様に国への交付申請等の一連の手続を電子システムにより申請できるよう、システムの統一化を求める。	国土交通省
160	熊本市	花巻市、いわき市、八千代市、川崎市、茨木市、高松市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○(デジタル化(4))	全国共通のマンション管理状況届出システムの構築	マンションの管理適正化を推進するための支援を行う上で、把握すべき管理状況項目の設定、管理状況の比較が重要であることから、全国共通のマンション管理状況届出システムの構築を求めるもの。	国土交通省
162	熊本市	仙台市、秋田市、浜松市、兵庫県	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	地域おこし協力隊制度における条件不利地域要件の緩和	地域おこし協力隊制度について、条件不利地域の要件に「人口減少率」や「高齢化率」を含めるなど、現行制度上条件不利地域を含まない指定都市においても広く応募が図られるよう地域要件の緩和を求める。 なお、本件は要件緩和による地方財政措置の対象拡大を求めるだけでなく、総務省による研修等各種支援への参加を可能とすることを含め、地域おこし協力隊制度の利用拡大を求める提案である。	総務省
164	指定都市市長会 重点7	旭川市、花巻市、ひたちなか市、船橋市、横浜市、浜松市、名古屋市、豊橋市、津島市、京都市、大阪市、寝屋川市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	介護給付等に係る負担上限月額を職権で決定可能とすること	支給決定期間を3年間とする介護給付等について、支給申請の翌年度以降は、申請者が改めて利用者負担減額・免除等申請書を提出することなく、年度ごとに負担上限月額を職権で決定することができるよう、「介護給付費等に係る支給決定事務等について(厚労省事務処理要領)」の改正を求める。	厚生労働省
165	所沢市、神奈川県、愛知県	旭川市、岩手県、盛岡市、花巻市、ひたちなか市、高崎市、上尾市、川崎市、半田市、津市、大栗市、津山市、庄原市、山口県、高知県、大野城市、佐賀県、長崎市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の内示・交付決定等スケジュールの明文化及び早期化	地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金の事前協議から内示、交付決定のスケジュールを明文化すること、また、事前協議から内示、交付決定の事務を早期化することを求める。	厚生労働省
166	高松市、江南市、三重県、沖縄県	北海道、函館市、花巻市、兵庫県、高知県	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	×	消防法に基づく罰則等の適用事例の明確化	消防法に基づく告発や罰則が適用された詳細な事例内容や裁判例等の共有を求める。 具体的には、以下のとおり。 【1】違反内容の詳細(管理権原者との折衝経過、建物図面や写真等を含む具体的な情報) 【2】裁判例検索(最高裁判所HP)において掲載されていない判例を含む、消防法の罰則にかかる判例の一覧 【3】全国における告発件数、うち罰則に至った件数(及びそれらの内容)	総務省
167	高松市、福島県、江南市、丸亀市、三豊市、多度津町、沖縄県、香川県後期高齢者医療広域連合	岩手県、ひたちなか市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、小牧市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○(デジタル化(4以外))	国庫金振込通知書のオンライン化	支出官事務規程第37条に定める、国庫金振込通知書のはがき送付について見直しを行い、デジタル技術を活用した、下記【1】または【2】等の送付方法への変更を求める。 【1】電子メール(会計管理者部門の代表メール宛)による通知 【2】調査・照会(一斉調査)システムを利用して各会計担当宛の通知	デジタル庁、財務省
168	高松市、三豊市	花巻市、宮城県、川崎市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	在宅医療における医療保険適用要件の見直し	診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一第2章第2部「在宅医療」において「通院が困難」を受給要件としている報酬に関して、医師が必要と判断した場合には、医療保険で算定できることを求める。	厚生労働省
169	小千谷市 重点11	札幌市、北上市、伊勢崎市、横浜市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、新居浜市、大野城市、大村市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	マイナンバーカードを活用した情報連携の強化等による保険異動時における特定疾病の認定事務の簡素化	特定疾病療養受療証を利用している被保険者が保険を異動する場合において、現行制度上、被保険者が再度医療機関を受診し、医師の意見書を取得した上で再度認定をうけるために申請が必要となっているところ。 マイナンバーカードの情報連携等を活用し、異動時に医師の意見書の再取得を不要とするよう手続きの簡素化を求める。	デジタル庁、厚生労働省
170	埼玉県、越谷市、愛知県	花巻市、栃木県、神奈川県、相模原市、富山県、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	×	火災類取締法に基づく保安検査の基準日の見直し	火災類取締法に基づく保安検査について、同じような周期の保安検査がある高圧ガス保安法等と同じように、前回の保安検査(完成検査)の日から1年を経過した日を基準日とし、その基準日の前後1月以内に保安検査を受け又は自ら保安検査を行った場合にあっては、基準日において当該検査を受け又は行ったものとみなすよう規則改正を行うこと。	経済産業省
171	埼玉県	岩手県、花巻市、宮城県、さいたま市、養父市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	児童相談所と里親支援センター間の守秘義務規定の除外の明記	児童相談所と里親支援センター間で情報共有することに関しては、児童福祉法に規定する両者の守秘義務から除外されていることを通知等で明記すること。	こども家庭庁

管理 番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集 テーマ の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
172	埼玉県、さいたま市、川越市、川口市、越谷市 重点1	いわき市、茨城県、川崎市、燕市、長野県、浜松市、滋賀県、寝屋川市、奈良県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	薬剤師及び管理栄養士資格の申請にかかる審査等の都道府県經由事務の廃止等	(1) 国家資格等のオンラインでの登録申請については、保健所及び都道府県を経由せず、国が申請者に免許を直送すること。 (2) 国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は本人が電子証明書を印刷する方式とすること。	デジタル庁、厚生労働省
173	埼玉県 重点4	いわき市、館林市、柏市、川崎市、燕市、吹田市、安来市、大野城市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	未回収の診療報酬返還金の国返還についての取り扱いの見直し 【提案と類似の支障を有する制度等】 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進格交付金(埼玉県／内閣官房、内閣府、総務省)	未回収の診療報酬返還金の国返還について、市町村が債権として調定した額を国への返還金とするのではなく、適正な債権管理を前提に、市町村が収納した額を国への返還金にすること。	厚生労働省
174	山口県、中国地方知事会	茨城県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	公の目的のため保健所職員の医師が個人輸入した医薬品の譲渡に係る規制緩和	医薬品医療機器等法第19条の2第5項の規定に基づき、外国特例承認を受けていない医薬品を、医師が患者の治療のために輸入する場合において、県が必要と判断した医薬品については、県職員かつ医師免許を有する職員である者の間で、譲渡を可能とすること。	厚生労働省
175	山口県、福島県、神奈川県、九州地方知事会、中国地方知事会	岩手県、埼玉県、大阪府、奈良県、福岡県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	○(デジタル化(4))	奨学給付金制度申請手続のオンライン化	高校生等奨学給付金申請について、高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shienを改修するなど、国において、オンライン申請可能なシステムを整備すること。	デジタル庁、文部科学省
176	山口県、中国地方知事会、九州地方知事会	長野県、城陽市、堺市、兵庫県、東温市、久留米市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	特定健診に係る事務において個人住民税課税台帳情報の利用が可能であることの明確化	個人住民税課税台帳情報について、特定健診に係る事務において活用できるよう明確化することを求めるもの。 具体的には以下2点について、税情報が利用可能である旨を通知等文書にて明確化すること要求するもの。 ①市町村国保の加入者の個人情報(氏名、住所、生年月日、性別、勤務先) ・市町村税務部門から市町村国保部門への情報提供。 ・【利用目的】自治体が実施する特定健診の受診率向上。 ②市町村国保の加入者名リスト ・市町村国保部門から事業者へ情報提供。 ・【利用目的】特定健診のみならず健診となり得る事業主健診の受診結果を自治体から事業者に請求する際に、市町村税務部門の情報を基に作成した対象者名リストを事業者に提供すること。	総務省、厚生労働省
177	山口県、山梨県、中国地方知事会、九州地方知事会 重点3	花巻市、宮城県、茨城県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4))	全国市町村要覧の編纂に係る調査のオンライン化	紙媒体で実施されている調査について、電子媒体で実施し、一斉調査システムの利用を通じたオンラインでの回答を可能とすること。 また、市町村が担当する業務は、都道府県を経由せず、直接国に対して回答できるようにすること(都道府県が担当する業務は引き続き、一斉調査システムを通じて都道府県から回答)。	総務省
178	射水市	川崎市、金沢市、福井市、富士市、名古屋市長、名古屋市、城陽市、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	びったりサービスにおけるサービス・制度追加等の機能拡充	マイナポータル(びったりサービス)において次の機能の実装を求める。 ①自治体において「サービス・制度」を追加できる機能 ②手続登録時における【掲載内容】の複写機能 ③【申請者情報入力】の項目を編集・削除可能とする機能 ④様式登録画面においてフロー設定(画面遷移)をプレビューする機能 ⑤住民による様式への記入内容によって書類添付の要否を分ける機能 ⑥「申請者情報入力」で設定したメールアドレスに決済依頼を通知する機能 また、マイナポータル(びったりサービス)への改善要望を書き込めるフォームとそれに対する回答を閲覧できるサイトを構築していたきたい。	デジタル庁
179	射水市	花巻市、相模原市、名古屋市長、豊中市、今治市	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	○(デジタル化(4))	罹災証明書のオンライン申請におけるマイナポータルの機能改善	(1)家屋の所在の特定について ①マイナポータルの罹災証明の申請入力時において、罹災家屋の所在を入力する際に、文字で所在を入力できるだけでなく、地図上で場所を特定すると所在地が入力できるようにする。 ②添付された写真の位置データから罹災家屋の場所が特定できるようにする。 ①②それぞれ地図上で特定された場所が申請データ(申請書や写真)と共に出力できるようにする。 (2)写真の添付及び記載漏れ確認について 罹災証明の申請入力時において、家屋の全景写真や被災箇所写真等を添付する画面をそれぞれ設けて、各画面で写真の添付が無い場合や、記載事項に漏れがある場合、警告が出るようにする。 ※現地調査の場合など、必ずしも写真の添付が必要ないケースもあるため、あくまで警告画面までとし、添付を必須としない。	内閣府、デジタル庁
180	射水市	北海道、宮城県、浜松市、山陽小野田市、佐賀県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	技能実習において実習実施者や監理団体から地方公共団体が情報提供を受けることを可能とすること	技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する基本方針第5「2.地域社会との共生の推進」下段に「実習実施者や監理団体は、技能実習生と地域社会との共生のための取組に主体的に関与することが求められる。」とあるが、地域の実情に応じて、希望する地方公共団体が技能実習生の勤務先等について情報提供を受けられるよう規定してほしい。	法務省、厚生労働省
181	京都市、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県、指定都市市長会、関西広域連合 重点8	岩手県、宮城県、茨城県、群馬県、高崎市、神奈川県、新潟県、浜松市、京都府、広島市、長崎市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	外部監査人等に係る告示事項の見直し	包括外部監査人及び個別外部監査人並びに補助者(外部監査の事務を補助する者)(以下これらを「外部監査人等」という。)の住所の告示を廃止する。	総務省
182	春日市 重点7	花巻市、ひたちなか市、館林市、川崎市、燕市、津島市、滋賀県、大津市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	児童扶養手当の様式に個人番号を記載した場合は所得額の記載を不要とすること	児童扶養手当法施行規則に規定されている「児童扶養手当認定請求書」等について、現在、個人番号(マイナンバー)を記載する欄の他、受給者や配偶者、扶養義務者の所得額を記載する欄があるため、個人番号(マイナンバー)とともに所得額も記入が必要がある。 情報連携により所得額を把握できることから、「児童扶養手当認定請求書」等に個人番号(マイナンバー)を記載した場合は、所得額の記載を不要とするよう様式の見直しを求める。	こども家庭庁
183	春日市	新潟市、豊橋市、安来市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4))	自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供	国において地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」のような共通システムの構築又は「自治体テレワーク試行事業」の本格実施を通じて、テレワークを安定的に実施できる環境の整備を求める。	デジタル庁、総務省
184	春日市	札幌市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、上尾市、横浜市長、相模原市長、浜松市長、島田市長、名古屋市長、碧南市、枚方市長、西宮市長、長崎市長、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4))	eLTAXによる公金収納においてコンビニ収納を可能とすること	eLTAXでのコンビニ収納の追加	総務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
185	神奈川県、川崎市、相模原市	札幌市、岩手県、いわき市、茨城県、群馬県、京都府、奈良県、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関の指定を不要とすること	難病の患者に対する医療等に関する法律における指定医療機関制度の廃止	厚生労働省
186	神奈川県	札幌市、岩手県、群馬県、京都府、奈良県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における医療機関との委託契約を不要とすること	特定疾患治療研究事業及び先天性血液凝固因子障害等治療研究事業における医療機関との委託契約制度の廃止	厚生労働省
187	神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、座間市、愛知県	札幌市、花巻市、いわき市、茨城県、栃木県、高崎市、上尾市、千葉県、藤沢市、熊本市、長野県、静岡県、豊橋市、三重県、茨木市、和歌山市、岡山県、下関市、久留米市、熊本市、沖縄県、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○(デジタル化(4)以外)	建築基準法第15条に基づく工事届・除却届における建築主事の経由事務の廃止	建築基準法第15条に定める工事届・除却届について、建築主(申請者)が自分でIDを取得し、正確に入力できた(建築確認の審査で変更した場合は変更して再入力できた)場合、国へ直接届出が行えるシステム(例: e-Tax、e-Gov等)を早期に構築していただき、建築主事の経由及び都道府県のとりまとめを廃止していただきたい。 また、建築主事等(建築主事または指定確認検査機関)が確認審査時に、建築工事届の提出の有無と物件を特定するための情報(建築主・建築場所・主要用途・申請床面積)のみを審査時に確認すれば済むようなシステム構築と法及び規則改正をしていただきたい。	デジタル庁、国土交通省
189	神奈川県	横浜市、川崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	補助を受けて購入した介護ロボットを他の施設において再活用可能とすること	厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準等を改正又はその解釈通知を発出し、補助を受けて購入・導入したものの、使用しなくなった介護ロボットを他の施設において再活用できるようにすること。	厚生労働省
190	福岡市、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋、北九州市	宮城県、千葉県、三重県、大阪府、山口県、久留米市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4))	「WAM NET」上での医療法人の事業報告書等の閲覧を可能とすること	医療法人の事業報告書等の閲覧事務について、国(独立行政法人福祉医療機構)が構築するシステム(WAM NET)上での第三者による閲覧機能(電子化した紙媒体での届出データを含む)の追加を求める。	厚生労働省
191	福岡市、神奈川県 重点11	札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、佐倉市、相模原市、鈴鹿市、亀岡市、羽曳野市、兵庫県、尼崎市、安来市、笠岡市、新居浜市、大野城市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	賦課期日時点で被保険者資格が重複している者に対する国民健康保険料(税)の軽減判定について調整規定を設けること	4月1日に社会保険等に加した者について、同日を賦課期日として算定する国民健康保険料(税)の軽減判定の対象から除外する調整規定を設けること。	総務省、厚生労働省
192	茨城県、福島県	栃木県、京都府、和歌山県、佐賀県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	×	信用保証協会法に基づく特別保証制度の創設・変更報告における軽微な変更等に係る手続きの簡素化	信用保証協会法における特別保証制度の創設・変更報告について、法令等の制定又は改正に伴うものや軽微な内容変更の場合には、主務大臣への報告が省略可能となるよう見直しを求める。	金融庁、経済産業省
193	茨城県、三重県 重点24	栃木県、川崎市、静岡県、大府市、大阪府、高知県、熊本市、宮崎県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	特別支援学校への就学奨励に関する法律における未成年者の保護者の要件の見直し	「特別支援学校への就学奨励に関する法律」における未成年者の保護者について、「学校教育法第16条に規定する保護者」に限定せず、「就学に要する経費を負担する者」を加えるよう要件の見直しを求める。	文部科学省
194	徳島県、京都府、京都市、大阪府、兵庫県、香川県、愛媛県、高知県、全国知事会、関西広域連合	宮城県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	過疎地等の病院における常勤要件の見直しについて	診療報酬上の医師の常勤の要件を緩和し、過疎地等の病院にあっては「週31時間以上」の医師においても報酬算定可能とするなど算定基準の見直しを求める。	厚生労働省
195	徳島県、神奈川県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県、全国知事会、関西広域連合	岩手県、花巻市、宮城県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4)以外)	障害者支援施設等災害時情報共有システムの機能の見直し	障害者支援施設等災害時情報共有システムについて、以下の改良を求める。 ・都道府県の裁量により、障害福祉サービス等情報公表システムの登録・公表の対象外の施設(地域活動支援センター、小規模作業所等)も利用可能とすること。 ・同一建物で複数のサービスを行っている場合、まとめてメールを送付し、被害情報もまとめての入力を可能とすること。 ・事前入力できる項目について、都道府県において必要な情報の追加を可能とすること。 ・国の災害登録がされた時点で、都道府県からの報告依頼を待たずに事業所のアクセスを可能とすること。	こども家庭庁、厚生労働省
196	青森市 重点7	札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、豊田市、広島市、松山市、熊本市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4))	不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用	不動産登記事務に係る戸籍証明書等の確認業務について、市町村への公用請求をせず、戸籍情報連携システムを活用し、市町村の業務を改善する。	法務省
197	村上市	燕市、八代市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	医師偏在対策として、シーリング案に対する意見については医師少数区域に配慮した意見を述べることを求める。	医師少数区域における医師確保対策として、厚生労働大臣が医師法第16条の10第1項の規定により(一社)日本専門医機構に対してシーリング案を含む専門研修制度について意見を述べるに当たっては、医師少数区域に関する意見をより尊重して調整することを求める。 ①連携プログラムにおける医師少数区域での連携先における研修期間を現行の1年6か月以上から、全研修期間の50%以上とする。 ②特別地域連携プログラムをシーリングの枠内で実施する。	厚生労働省
199	村上市	川崎市、福井市、沼津市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	×	林業の架線集材材での繊維ロープの使用を可能とする労働安全衛生規則の見直し	林業の架線集材材については、労働安全衛生規則上でワイヤロープの使用が定められているため、材を吊り上げて運ぶ機械集材装置及び運材索道等では、繊維ロープの使用ができないことになっている。繊維ロープの安全性確認と実証実験による安全基準の検討に必要なデータ集積が取れ次第、労働安全衛生規則の改正による規制緩和を求める。	厚生労働省、農林水産省
201	村上市	函館市、花巻市、横浜市、島田市、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	介護報酬上の特別地域加算について市町村の求めに応じて「厚生労働大臣が定める地域」の変更が可能である旨を明確化すること。なお、介護報酬改定時以外において対象地域の変更が認められていないのであれば、変更可能となるよう運用の見直しを求める。	介護報酬上の特別地域加算について、3年に一度の介護報酬改定時以外においても、市町村の求めに応じて「厚生労働大臣が定める地域」の変更が可能である旨を明確化すること。なお、介護報酬改定時以外において対象地域の変更が認められていないのであれば、変更可能となるよう運用の見直しを求める。	厚生労働省
203	舞鶴市	花巻市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	法律で策定義務のある計画の議会への報告義務の緩和等	法律により市町村に策定が義務付けられている計画のうち、策定・変更した際に議会への報告が義務付けられているものについて、当該義務付けを緩和することを求める。	内閣官房、内閣府、総務省
204	長崎市、神奈川県	花巻市、柏市、川崎市、相模原市、豊田市、寝屋川市、大村市、長与町、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	労務費の適切な転嫁に係る具体的方策の明示	業務委託契約において、公共工事契約で採用されている「スライド条項」のように、一定の水準を超える物価や賃金等の変動があった場合に契約金額を変更し労務費へ適切な転嫁が図れるよう国において運用基準を示すなど、具体的方策の明示を求める。 また、建設コンサルタント業務委託契約は、公共工事に類似した積算が行われるが、当該業務の標準契約約款には「スライド条項」がなく、公共工事と当該業務との対応に差が生じているため、「スライド条項」を盛り込むことや、労務費の適切な転嫁のための具体的方策の明示を求める。	総務省、国土交通省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
205	長崎市	岡山県	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	都市計画法に基づく開発行為における道路の縦断勾配基準の条例委任を可能とすること	都市計画法の開発許可制度における道路の縦断勾配に係る技術基準について、地方の実情に合わせて地方自治体の裁量により基準を定めることができるよう見直しを求める。	国土交通省
206	長崎市 重点2	岩手県、栃木県、豊橋市、滋賀県、高松市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	07.産業振興	○(デジタル化(4以外))	適正計量管理事業所の指定等に係る申請等の手続における特定市町村経由事務の廃止	計量法第127条第2項から第4項、計量法施行令第41条第3項、計量法施行規則第72条第1項及び第81条の各手続における特定市町村の経由規定を廃止し、オンライン上で直接経済産業大臣又は都道府県知事に申請若しくは届出を行うこととするよう見直しを求める。	経済産業省
207	長崎市 重点2	—	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	○(デジタル化(4以外))	第一種市街地再開発事業及び防災街区整備事業の施行許可申請に係る市町村経由規定の廃止	都市再開発法及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律における手続において、市町村経由事務を廃止すること。	国土交通省
208	長崎市 重点2	越谷市、柏市、横浜市、川崎市、藤沢市、沼津市、名古屋市、広島市、高松市、鹿児島市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	「伝統文化親子教室事業(教室実施型)」の応募手続の市町村経由事務の廃止	「伝統文化親子教室事業(教室実施型)」の応募手続については、提出先を「事業を実施する場所の市区町村教育委員会」ではなく、「都道府県の窓口」とするよう見直しを求める。	文部科学省
209	板倉町、沼田市、館林市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、下仁田町、南牧村、長野原町、高山村、明和町	旭川市、花巻市、仙台市、郡山市、銚子市、佐久市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊中市、寝屋川市、和泉市、兵庫県、南あわじ市、宍粟市、奈良県、広島市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	DV等支援措置対象者が死亡した場合における支援措置の継続	DV等支援措置対象者が死亡した後に、死亡した支援対象者と同一の住所の有する者として併せて支援措置を受けていた者が新たに支援措置を申し出た場合には、同一の住所を有していた当該死者についても支援措置を継続することを可能とするなど、死亡した支援対象者の支援措置を継続するように住民基本台帳事務処理要領の改正を求める。	総務省
210	津市	ひたちなか市、上尾市、浜松市、名古屋市、半田市、豊中市、兵庫県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	家庭ごみ一時集積所に排出されるごみの持ち去り行為を行った者への対応に係るガイドライン等の策定	家庭ごみ一時集積所に排出されるごみ(特に金属や古紙などの資源ごみ)の持ち去り行為を行った者へ対応するにあたっての考え方・具体例などの提示を求める。	警察庁、法務省、環境省
211	津市 重点36	ひたちなか市、上尾市、浜松市、豊橋市、半田市、兵庫県	A 権限移譲	06.環境・衛生	×	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5の「関係行政機関への照会等」と同等の調査権限を市町村長にも付与すること	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃掃法」という。)第23条の5「関係行政機関への照会等」において、「都道府県知事」が有する産業廃棄物の処理に当たり行使できる調査権と同様の調査権を一般廃棄物の処理に統括的な責任を有する「市町村長」にも付与するよう規定の見直し又は追加を求める。	国土交通省、環境省
212	鳥取県、滋賀県、大阪市、奈良県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、岩手県、花巻市、宮城県、千葉県、清須市、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4以外))	投票所におけるオンラインによる立会いに係る通知(技術的助言)の見直し	公職選挙法において投票立会人2人以上の選任を義務付けられているところ、一定の条件を満たした上で、オンラインによる投票立会が認められているが、より簡易な方法でより多くの団体がオンラインによる投票立会を導入できるようにするため、「投票所におけるオンラインによる立会い」について(「令和6年4月26日付け総務省自治行政局選挙部選挙課長通知」)により示された技術的助言の内容を以下のとおり見直すこと。同通知の記3について、オンライン技術活用や執務スペース配置の工夫等により、オンラインによる投票立会人が何人にも干渉されていないことが確認できることを前提として、庁舎内会議室等でなく、自宅や入所施設等に所在してオンラインによる投票立会ができることとすること。	総務省
213	鳥取県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合	花巻市、宮城県、須坂市、宍粟市、奈良県、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	人口減少地域等における訪問看護サービスの維持・確保	人口減少地域等を含む訪問看護サービスの維持・確保 ・医療保険の特別地域訪問看護加算について、地域の実情を踏まえて算定基準要件を緩和すること。 ・具体的には、現状、特別地域訪問看護加算の要件は「訪問看護ステーションの所在地から利用者宅までの移動にかかる時間が片道1時間以上」とされているが、例えば「訪問看護ステーションの所在地から利用者宅までの移動にかかる時間が片道30分以上」とするなど、要件を緩和すること。	厚生労働省
214	郡山市	旭川市、花巻市、仙台市、銚子市、佐久市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	DV等の支援措置を受けているなどやむを得ない場合には15歳未満の者に対してマイナンバーカードを交付する際に必要とする本人確認書類の簡略化等	15歳未満の者にマイナンバーカードを交付する際の本人確認書類について、法定代理人の本人確認が適切に行われる場合は、「当該交付申請者の顔写真付き身分証明」又は「交付申請者に対して文書で照会したその回答書」(以下「回答書」という。)の提示がなくとも、市区町村窓口でマイナンバーカードを交付できるように確認する必要書類の簡略化を求めているなど市町村長がやむを得ない理由があると認める場合には、回答書を住所地ではなく、直接居所に送付することが可能であることを明確化することとを求める。	総務省
215	郡山市	旭川市、花巻市、銚子市、川崎市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、松山市、東温市、佐世保市、阿蘇市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	マイナンバーカードの更新時におけるカード返納の廃止	マイナンバーカードの更新を行う際には、マイナンバーカードを返納することになっているが、マイナンバーカードは保険証や運転免許証としての利用が行われていることから、当該カードの返納を行う必要がないよう規制の緩和を図る。	総務省
217	福岡県、福島県、静岡県、九州地方知事会	宮城県、茨城県	A 権限移譲	11.総務	×	財産区議会設置条例等の提案権の市町村長への移譲	地方自治法第295条に基づく、財産区議会(総会)設置条例の制定・改廃に係る条例の提案権について、都道府県知事への専属を廃止し、市町村長に移譲することを求める。	総務省
218	福岡県、福島県、全国知事会、九州地方知事会 重点5	宮城県、茨城県、栃木県、滋賀県、徳島県	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務(試験事務)については、「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととすること	行政書士法に基づく行政書士試験の施行に関する事務(試験事務)については、「都道府県知事」ではなく「総務大臣」が行うこととするよう見直しを求める。	総務省
219	都城市、宮崎県市長会	川崎市、山口県	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	×	被災者生活再建支援法に基づく支援金受領規制緩和	被災者生活再建支援法に基づく支援制度について、市による代理受領ができるよう、同法の緩和を要望する。	内閣府
220	都城市	札幌市、花巻市、半田市、安来市、広島市、東温市、佐世保市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	同一市町村内における、戸籍証明書等の公用請求の原則化	令和6年3月1日施行の、戸籍法の一部を改正する法律により、他市町村に本籍のある戸籍証明書等を、市町村の事務担当部署が同一市町村の戸籍担当部署に公用請求すること(広域交付)が可能となった。しかし、この運用の導入については、自治体の裁量に委ねられているため、自治体によっては制度改正により業務負担が大幅に増えており、自治体間での不公平が生じている。広域交付制度導入による業務効率化を実現すると同時に、市町村間での不公平を解消するため、他市町村に本籍のある戸籍証明書等の公用請求については、同一市町村内で行うことを原則化し、郵送で他自治体に請求せざるを得ないものについては、基準を明確化していただきたい。	法務省
221	都城市	旭川市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、柏市、川崎市、名古屋市、半田市、堺市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、東温市、久留米市、佐世保市、阿蘇市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	1歳未満の乳幼児のマイナンバーカード特急発行申請及び受取において本人の来庁を不要とすること	1歳未満の乳幼児のマイナンバーカード特急発行申請において、出生届と同時にではなく後日申請の場合でも、本人(乳幼児)の来庁を不要とし、法定代理人(親等)のみの来庁で申請及び郵送又は窓口での受取が可能となるように制度を改正することを求める。	総務省
222	都城市 重点1	札幌市、宮城県、越谷市、川崎市、相模原市、長野県、浜松市、豊橋市、寝屋川市、兵庫県、久留米市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	国家資格等の免許交付のオンライン化	国家資格等について、紙の免許を交付するのではなく、電子証明書を免許原本とし、紙の印刷が必要な場合は申請者本人が電子証明書を印刷する方式とすること。	デジタル庁、厚生労働省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
223	都城市	さいたま市、川崎市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	×	農振法の農畜産物処理加工施設の要件である原材料生産地の要件緩和	農振法の農業用施設における農畜産物処理加工施設の要件について、原材料の生産地を市町村の区域内に限定せず、県内区域への見直しを求めるもの。	農林水産省
224	都城市	宮城県、寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	都市再生特別措置法に定める立地適正化計画の評価時期の見直し	都市再生特別措置法に定める立地適正化計画の評価時期について、「おおむね5年ごと」から「おおむね10年ごと」へと見直しをした上で、「計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～」(令和5年3月31日閣議決定)に基づき、評価時期の「おおむね」の解釈について一定程度の期間を認め、これを明確化することを求める。	国土交通省
226	都城市 重点11	札幌市、花巻市、ひたちなか市、佐倉市、横浜市、燕市、須坂市、富士市、高知県、大野城市、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	介護保険に係る資格喪失時の手続の簡素化	介護保険被保険者は、被保険者の資格喪失時において、介護保険法施行規則により、14日以内に届書を市町村に提出しなければならないが、また、介護保険法により、速やかに介護保険被保険者証を返還しなければならないが、届書の提出を原則不要とし、併せて、被保険者証の返還が不要となるよう、各条文等を改正していただきたい。 さらに、有効期限が切れた負担割合証及び介護保険負担限度額認定証についても同様に、返還不要となるよう所要の改正をしていただきたい。	厚生労働省
227	宮城県、北海道、岩手県、北上市、仙台市、石巻市、角田市、栗原市、大崎市、蔵王町、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、広島県、石巻地区広域行政事務組合	函館市、盛岡市、花巻市、ひたちなか市、上尾市、柏市、東久留米市、横浜市、川崎市、新潟市、須坂市、富士市、名古屋市、西尾市、兵庫県、兵庫県、島根県、今治市、高知県、佐賀県、熊本市、別府市、宮崎県、伊佐市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	介護保険の制度改正及び報酬改定に関連する省令等の公布日等の見直し	老人福祉に係る「基準省令」、「介護報酬告示」及び関係通知の早期公布(1月公布の場合は施行日を同年10月以降にする、又は、4月1日施行の場合は前年11月末までに行う)	厚生労働省
228	宮城県、北海道、岩手県、仙台市、石巻市、角田市、栗原市、大崎市、蔵王町、秋田県、山形県、福島県、神奈川県、新潟県、広島県、石巻地区広域行政事務組合	函館市、盛岡市、花巻市、山形市、ひたちなか市、上尾市、佐倉市、東久留米市、横浜市、川崎市、新潟市、須坂市、富士市、名古屋市、西尾市、津市、堺市、兵庫県、茨城県、島根県、高知県、大野城市、佐賀県、熊本市、別府市、伊佐市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	介護保険の制度改正及び報酬改定に関連する告示、通知等の全文データの公開	介護サービス事業者の指定基準に係る省令関係通知並びに介護報酬告示及び関係通知の全文データの公開、配布を求めるもの。	厚生労働省
230	宮城県、仙台市、大崎市、広島県、北海道東北地方知事会	札幌市、群馬県、新潟県、豊橋市、京都府、寝屋川市、兵庫県、山口県、熊本市、那覇市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	○(デジタル化(4))	産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出のデジタル化等	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)'第12条第9項及び第10項並びに第12条の2第10項及び第11項において、廃棄物を多量に排出する事業者(以下「多量排出事業者」という。)'に対して求める産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出について、オンラインで行うためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うこと。 2 法第12条の3第7項において、産業廃棄物を排出する事業者に対して都道府県知事に提出を求めている manifests の報告書の提出について、紙面の manifests を用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うとともに、その結果得られる電子データと法第13条の2で定める情報処理センターが受付けた報告内容とを統合してデータベース化すること。 なお、システム構築を行う場合にあっては、事業者から紙面で計画書や報告書が提出された場合であっても、容易にデジタル化できる仕組みを構築されたい。	デジタル庁、環境省
232	宮城県、青森県、岩手県、仙台市、石巻市、栗原市、大崎市、富谷市、山形県、新潟県、岐阜県、広島県 重点2	花巻市、海老名市、長野県、浜松市、愛知県、大阪府	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4以外))	第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談における都道府県経由の廃止	第2世代交付金の実施計画・施設整備計画に係る事前相談については、都道府県を通さず各市町村と国が直接調整し、事前相談に係る調整時間を短縮させること。	内閣府
233	和歌山県、福島県、堺市、神戸市、関西広域連合	熊本市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	○(デジタル化(4以外))	登記情報連携システムの利用申請手続の簡素化等	「登記情報連携システム」の利用にあたり、事前に国に対し、利用手続や根拠法令などの詳細な情報を提出し、審査を受けることになっているが、今後、多数の団体にシステムの利用拡大が図られることに鑑み、以下について、御検討頂きたい。 ① 国における審査を不要とすること。 ・地方自治体内で審査、権限の付与を行う ・申請に係る事務負担軽減及び早期のシステム利用開始の両方の実現を求めるもの。 ② システム管理者権限の付与 ・各団体内で利用IDの発行やシステム利用履歴の確認等が可能となるよう、各団体のとりまとめ部局に対し、システム管理者権限を付与すること (上記が難しい場合) ③ 利用申請時の申請内容の簡略化 ・申請書の項目削減、根拠法令の添付を不要とする等 ④ 審査期間の短縮	デジタル庁、法務省
234	和歌山県、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、全国知事会、関西広域連合	宮城県、茨城県、長野県、静岡県、三重県、岡山県	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○(デジタル化(4以外))	宅地建物取引業免許申請等に係る国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)への決済機能付与	宅地建物取引業の免許申請等の手続において、国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)による手数料の支払いが可能となるよう、システムに電子決済機能を実装することを求める。	国土交通省
235	高知県、神奈川県、香川県、愛媛県、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町	岩手県、宮古市、花巻市、秋田県、相模原市、長野県、兵庫県、尼崎市、養父市、鳥取県、岡山県、笠岡市、山口県、高松市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	重層的支援体制整備事業交付金における事務の簡素化・効率化	重層的支援体制整備事業交付金における事務の簡素化・効率化(申請様式の簡略化および解説書の作成)	こども家庭庁、厚生労働省
236	高知県、福島県、神奈川県、香川県、愛媛県、高知市、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町	岩手県、花巻市、仙台市、船橋市、長野県、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、西宮市、津山市、久留米市、長崎市、熊本市、宮崎県、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定基準の明確化	障害児福祉手当及び特別障害者手当の認定基準が明確となるよう、Q&Aの作成および問合せ事例の共有を求める。	厚生労働省
237	高知県、高知市、安芸市、土佐市、土佐町、中土佐町	宮古市、花巻市、秋田県、上尾市、川崎市、三重県、滋賀県、寝屋川市、兵庫県、茨城県、今治市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	生活保護受給者の自動車の保有及び使用を認める範囲の要件緩和	生活保護受給者の自動車の保有及び使用を認める範囲について、地域の実情に応じて、買い物、通院等での保有を可能とするよう要件を緩和するよう求める。	厚生労働省
238	高知県	札幌市、岩手県、宮城県、茨城県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	04.雇用・労働	×	地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画の同意に係るスケジュールの見直し	地域雇用開発促進法に基づく地域雇用開発計画の同意に係るスケジュールについて、雇用開発促進地域に該当する旨の通知から計画(案)の提出日までの期間を3か月以上確保するよう見直しを求める。	厚生労働省

管理 番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集 テーマ の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
239	高知県、香川県	盛岡市、花巻市、郡山市、いわき市、岐阜市、豊橋市、寝屋川市、和歌山県、高松市、久留米市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく施設設置の届出要否の明確化	大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、事業者より都道府県に届出される施設設置の届出について、届出の要否が明確となるよう事例集やQ&Aの作成を求める。	環境省
241	ひたちなか市 重点11	花巻市、いわき市、佐倉市、川崎市、相模原市、大阪市、羽曳野市、兵庫県、安来市、新居浜市、東温市、大野城市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直し	社会保険(以下、「社保」という。))における健康保険料の月割算定について、被保険者が資格を取得した同じ月内に資格を喪失した場合(以下、「同月得喪」という。))には、その月分の健康保険料を算定しないよう見直しを求める。	厚生労働省
242	京都府、京都市、大阪市	茨城県、ひたちなか市、沼津市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	地方自治法第243条の3第1項に基づく「財政状況の公表」の廃止	地方自治法第243条の3第1項に基づく「財政状況の公表」の廃止	総務省
243	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、兵庫県、山口市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の申請における施設区分の見直し・簡素化	「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることを求める。	こども家庭庁、財務省、厚生労働省
244	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、兵庫県、山口市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	大規模災害時における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等の緩和措置のルール化	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等において、国土交通省や農林水産省の大規模災害時における災害復旧事業査定方針のように、緩和措置に関するルールをあらかじめ定めておくことを求める。	こども家庭庁、財務省、厚生労働省
245	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、兵庫県、山口市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	令和6年能登半島地震、奥能登豪雨の災害を踏まえた社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の要綱やマニュアル等の見直し	今後の社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金の手続き等がスムーズに行われるよう、能登半島地震の災害査定において発生した疑義の取扱いや、別途事務連絡で通知されている寄付金等の取扱い、今回問題となった二重災害における補助金の手続きや査定の方法などの取扱いについて、補助金要綱やマニュアル等に反映することを求める。	こども家庭庁、厚生労働省
246	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、兵庫県、山口市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書様式等の見直し	今後の災害対応がスムーズに行われるよう、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金における協議書の様式第2号を真に必要な項目のみに整理し、第1号様式に統合すること、また実地調査表について、見積書への未入れのみとすることを求める。	こども家庭庁、厚生労働省
247	石川県、神奈川県	川崎市、大阪府、兵庫県、兵庫県、山口市、高知県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の実施スケジュールの見直し等	社会福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等設備災害復旧費国庫補助金等の申請について、複数回(年3回程度)申請を受け付け、そのスケジュールについては余裕を持って申請準備ができるよう早期に周知していただくよう見直しを求める。	こども家庭庁、厚生労働省
248	東京都 重点12	花巻市、兵庫県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	券面を発行しない方法による地方債(デジタル債)を発行可能とすること	振替地方債以外の券面不発行の地方債の発行に係る規定を整備すること。	総務省
252	東久留米市 重点33	ひたちなか市、岡山県、半田市、花巻市、島田市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	空家等管理活用支援法人の指定要件の緩和	空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。))に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。))に指定できる法人等に、商工会議所等の営利を目的としない法人を追加していただきたい。	国土交通省
253	奈良県	宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	文化財保存事業費関係国庫補助実施要領において、補助事業者が都道府県である場合は進達文書の提出を不要とすること	文化財保存事業費関係国庫補助実施要領4.(4)において、都道府県知事又は都道府県教育委員会(以下「都道府県」という。))が提出することになっている進達文書を、補助事業者が都道府県である場合においては不要とすること。	文部科学省
254	奈良県、青森県、福島県	北海道、埼玉県、石川県、静岡県、宮崎県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	○(デジタル化(4以外))	銃砲刀剣類の登録手続きに係る全国統一的なシステムの構築	古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類(以下「銃砲刀剣類」という。))の登録手続きに係る全国統一的なシステムを構築すること。	警察庁、文部科学省
255	奈良県	札幌市、花巻市、館林市、千葉県、岐阜県、安来市、大野城市、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	国民健康保険の県内統一保険料水準の担保について	都道府県内の保険料水準を完全統一した後の国民健康保険制度(以下「国保」という。))の運営について、その持続性が確保されるよう、現行の法令等について、所要の整備をすること。 例えば、都道府県内の保険料水準を完全統一した都道府県においては、「市町村標準保険料率」に代わり、「県内統一保険料率」を決定のうえ市町村に通知し、市町村は通知された「県内統一保険料率」を参酌して、市町村条例で定めるといった新たな法的根拠を整備すること。	厚生労働省
256	奈良県、滋賀県、大阪府、鳥取県、関西広域連合 重点30	岩手県、茨城県、群馬県、千葉県、愛知県、宮崎県	A 権限移譲	03_医療・福祉	×	指定難病特定医療費支給認定事務の中核市への移譲	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))により都道府県が行うこととされている指定難病の特定医療費支給認定事務について、中核市が置かれている都道府県の場合、中核市が当該事務を行うこととすること。	厚生労働省
257	奈良県、横浜市、新潟県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、川西市、たつの市、播磨町、鳥取県、関西広域連合	札幌市、岩手県、群馬県、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	指定難病特定医療費支給認定の有効期間の見直し	難病の患者に対する医療等に関する法律(以下「難病法」という。))による指定難病の特定医療費支給認定について、難病法施行規則で定められている支給認定の有効期間を、現行の期間よりも長期間になるよう見直すこと。	厚生労働省
258	奈良県 重点3	北海道、岩手県、宮城県、栃木県、神奈川県、川崎市、和歌山県、佐賀県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○(デジタル化(4以外))	水道統計調査のオンライン化及び都道府県経由事務の廃止	国土交通省が毎年度実施する水道統計調査について、国等への報告や国等からの疑義照会等への対応を各自自治体で可能とするため、調査・照会(一斉調査)システムの利用を可能とすること、もしくは新たなオンラインシステムを構築すること。また、民営水道の回答について、民営水道を管轄する都道府県又は市町村において代理入力を可能とすること。 なお、システムの利用にあたっては、国等からの疑義照会とは都道府県を経由せずに行うこととし、都道府県と市町村が同時に疑義内容を確認でき、都道府県が手作業で正誤表を作成する必要のないシステムを検討すること。 上記の対応が不可能である場合は、都道府県を経由せず、国土交通省から市町村に直接依頼し、調査を実施すること。	国土交通省
259	奈良県	岩手県、茨城県、神奈川県、川崎市、佐賀県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○(デジタル化(4以外))	国土交通省水管理・国土保全局所管の交付金・補助金等に係る事務手続を統一的に処理可能なシステムの構築	事務作業効率化の観点から、国土交通省水管理・国土保全局所管の交付金・補助金に係る事務手続を統一的に処理することが可能なシステムの構築を求める。	国土交通省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
260	奈良県、福島県 重点2	岩手県、宮城県、神奈川県、静岡県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	×	林野庁が毎年度実施する統計調査等の都道府県經由事務の廃止	林野庁が毎年度実施する統計調査等については、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、民間委託を活用することによって都道府県を経由せずに実施することやオンライン調査システムにより回答を行えるようにするなど、事務負担を軽減していただきたい。 また、当該統計調査等の活用成果を分析した上で、その必要性や都道府県職員の負担軽減等に鑑み、実施頻度を減らす、様式の簡素化を行う等の見直しを併せて行っていただきたい。	農林水産省
261	奈良県	岩手県、宮城県、埼玉県、南あわじ市、宮崎県、沖縄県	A 権限移譲	03_医療・福祉	×	一般相談支援事業の指定に係る事務権限の市町村への移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)により都道府県が行うこととされている一般相談支援事業を行う者の指定を、市町村が行うこととすること。	厚生労働省
262	福島県、全国知事会	鳥取県、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	食品衛生監視員による外部検証を可能とする規制緩和	と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則に基づく外部検証を担う都道府県職員の資格要件として、「食品衛生監視員」を追加するよう見直しを求める。	厚生労働省
263	福島県、山形県	花巻市、ひたちなか市、栃木県、さいたま市、越谷市、岐阜県、名古屋市長、茨木市、高知県、長崎市、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務の委託可能範囲拡大	地方自治法における指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務については、委託できるものが「歳入等」に限定されているため、「歳出(戻入)」も含まれるよう、対象の見直しを求める。	総務省
264	福島県、山形県	花巻市、ひたちなか市、さいたま市、越谷市、名古屋市長、高知市、長崎市、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(デジタル化(4以外))	資金決済に関する法律に基づく前払式支払手段の利用拡大	資金決済に関する法律における前払式支払手段については、同法第3条第1項において、物品等を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に限定されているため、「貸付金元利収入」、「延滞金及び遅延損害金」、「不動産売払代金」、「過料」、「損害賠償金」、「不当利得による返還金」(以下「貸付金元利収入等」という。))の収入も含まれるよう、対象の見直しを求める。	金融庁
265	大分県、九州地方知事会	宮城県、栃木県、大分市、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	語学指導等を行う外国青年招致事業の参加者に中途退職が生じた場合の迅速な補充措置	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)において、参加者の中途退職が生じた場合、欠員が生じた任用団体に対して迅速な補充措置を行うこと。	総務省、外務省、文部科学省
266	大分県、九州地方知事会	宮城県、栃木県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	語学指導等を行う外国青年招致事業における4月来日者のあわせん通知及び連絡解除時期の早期化	語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)における、配置要望調査、募集開始、選考、その後の各通知、参加者への連絡開始日の早期化等、全体的なスケジュールの見直しを行うこと。	総務省、外務省、文部科学省
267	浜松市	函館市、津山市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	介護事業所において介護保険サービスと組み合わせて提供することができるサービス内容の追加	中山間地域(へき地)において、通所介護サービス利用者が同サービス利用中に施設内で、通所介護の職員が立合い、見守り等を行った上で、オンライン診療を受診した場合、オンライン診療終了後の時間を介護報酬として算定できるものとする。 現行制度における通所介護サービス中の「健康診断、予防接種若しくは採血」と同じ扱いとし、オンライン診療終了後の介護保険の適用を可能としたい。	厚生労働省
269	浜松市	高崎市、さいたま市、小牧市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	公立幼稚園における預かり保育の共同保育を可能とすること	公立幼稚園が行う長期休暇中の預かり保育について、近隣の複数の幼稚園が連携し、1箇所の幼稚園で共同保育を行うことを可能とすること。	こども家庭庁、文部科学省
270	浜松市	花巻市、高崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	既存の建物を利用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合の設備基準の要件緩和	既存の建物を利用して公立幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行する場合において、専ら3～5歳児のみが使用する建物については、設備基準の要件緩和を行うこと。	こども家庭庁
271	広島県、山形県、広島市、山口県	山形市、ひたちなか市、名古屋市長、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	公金の支出委託において民間事業者が立替払をしたうえで請求書に基づく口座振替払を可能とすること	公共料金等の経費について、公金の支出委託にあたり、資金前渡を前提とせず、委託先民間事業者が立替払のうえ、委託先民間事業者からの請求書に基づく口座振替払と出来る制度への見直し。	総務省
272	広島県、宮城県、広島市、大崎上島町、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会 重点16	花巻市、川崎市、兵庫県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	障害者支援施設における設備基準等の見直し	特別養護老人ホームの施設・設備等を有効活用して、障害者支援施設を併設できるよう、厚生労働省令で規定する利用者1人あたりの床面積、サービス管理責任者の配置及び入所定員の基準の参酌基準化を求める。	厚生労働省
273	広島県、広島市	長野県、沼津市	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	×	鳥インフルエンザまん延防止のため遺伝子検査の結果によらない殺処分を可能とすること	家畜伝染病予防法(以下「法」という)に基づく「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(以下「指針」という)において、異常家さんが発生農場と疫学的関連のある農場で飼養されている場合には、遺伝子検出検査の結果によらず、簡易検査の結果により判定することができるとされているが、周辺に飼養農場があり、早急にまん延防止措置を講ずる必要がある場合には、簡易検査の結果、陽性となった時点で、異常家さんが確認された農場において、家畜防疫員のと殺の指示による殺処分を可能とすることを求める。	農林水産省
274	広島県、宮城県、愛知県、三重県、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、茨城県、兵庫県、島根県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	○(デジタル化(4以外))	都道府県が行う公共測量の実施時及び終了時における公示主体の見直し	測量法に基づく基本測量及び公共測量の実施時及び終了時の公示について、実施主体を都道府県知事ではなく、国土地理院と改め、国土地理院のHPに掲載するなどして公示を行うよう見直しを求める。	国土交通省
275	広島県、宮城県、愛知県、三重県、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、茨城県、埼玉県、兵庫県、島根県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	○(デジタル化(4以外))	測量業者登録簿を閲覧に供する規定の見直し	測量法において、都道府県知事が測量業者の登録簿を公衆の閲覧に供さなければならないとする規定を廃止し、登録業務を行っている国がHPに掲載するなどの見直しを求める。	国土交通省
277	広島県、宮城県、福島県、広島市、愛媛県、全国知事会、中国地方知事会 重点5	岩手県、長野県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(デジタル化(4))	都道府県知事が資格付与者となっている国家資格の見直し	国家資格のうち、都道府県知事が資格付与者となっているものについて、試験事務を既に全国統一の団体が行っている資格を含め、各種資格の付与者を国とするなどの見直しを求める。	警察庁、こども家庭庁、デジタル庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省
278	京丹後市、神奈川県	川崎市、相模原市、大村市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	災害復旧事業(補助)における再調査後の設計変更等を可能とすること	災害復旧事業(補助)における再調査後の設計変更及び協議を伴う決定価格の更正を可能とすることを求める。現行制度で可能であるならば、取扱いの明確化をしていただきたい。	国土交通省
279	神戸市、札幌市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市長、岡山市、広島市、北九州市、福岡市	上尾市、東京都、静岡県、豊橋市、熊本市、那覇市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	太陽光発電等で発電した電力の自己託送要件の緩和	経済産業省が策定する自己託送に係る指針の「3. 自己託送における需要について」の2段落目の文末に下記のような文言を追加してほしい。 「ただし、カーボンフリー電力による自己託送により電気の供給を受ける一の需要場所が、地方公共団体が管理する公共性のある需要場所である場合、当該他の者が最終的に電気を使用する場合においても、当該者及び当該者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の自己託送における需要に該当する。」	経済産業省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
280	神戸市 重点10	札幌市、旭川市、当別町、花巻市、北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川崎市、相模原市、燕市、名古屋市、城陽市、八尾市、西宮市、斑鳩町、下関市、長崎市、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	住宅用家屋証明交付事務の廃止	登録免許税の軽減措置に係る住宅用家屋証明については、登記所が市区町村に照会する仕組みとする。	法務省、国土交通省
282	藤枝市	川崎市、沼津市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	02.農業・農地	×	農地法施行規則第35条第4号イにおける沿道の区域の対象拡大	農地法施行規則第35条第4号イの規定において、一般国道又は都道府県道と同一路線の都市計画道路(市町村道)の沿道の区域を対象に加えることを求める。	農林水産省
283	茨木市	花巻市、多賀城市、館林市、寝屋川市、養父市、実栗市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	児童手当法第21条及び第22条に基づく徴収規定について他市で児童手当や児童扶養手当を受給している場合でも徴収可能とすること等	児童手当及び児童扶養手当について、以下の見直しを求める。 ①児童手当法第21条及び第22条の徴収規定について、他自治体で児童手当を受給している場合でも徴収できるようにする。また、児童扶養手当についても、徴収規定を設け、同様に他自治体で児童扶養手当を受給している場合でも徴収できるようにする。 ②児童手当法第21条の徴収できる費用に、児童手当返還金や児童扶養手当返還金等(債務者が同一で子育てに関する債権)を含める。 ※上記の①と②において、双方とも適用できるよう求める。 (例：A市で児童扶養手当返還金の債務あり→B市で受給している児童手当から徴収) なお、本提案が実現した場合、自治体間の調整が発生することとなるが、当該調整についてはデジタルで対応できるようにするなど、効率的な事務執行ができるようにする必要がある。	こども家庭庁
285	厚岸町	高松市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	医業未収金対策に係る診療の求めに応じなくても良い場合の具体化・明確化	医師法第19条第1項の規定による応召義務に関して、診療の求めに応じないことが正当化される場合の具体化・明確化を求める。	厚生労働省
286	厚岸町	花巻市、ひたちなか市、春日部市、半田市、小野市、高松市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則に規定されている給与費明細書様式の簡素化	地方自治法施行規則及び地方公営企業法施行規則に規定されている給与費明細書様式の簡素化	総務省
287	長岡京市 重点32	花巻市、ひたちなか市、川崎市、島田市、尾張旭市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	07.産業振興	×	導入促進基本計画の策定の簡略化又は廃止	事業者が先端設備等を導入することで受けることができる優遇措置等の制度は維持しつつ、市区町村が作成する導入促進基本計画について、「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨に沿って簡略化又は廃止すること。	経済産業省
288	長岡京市、神奈川県	札幌市、花巻市、北上市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉県、佐倉市、川崎市、大阪市、茨木市、兵庫県、安来市、山口市、香川県、東温市、大野城市、大村市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	国民健康保険分野に係る「通知」及び「事務連絡」の整理並びにデータベースへの掲載等による情報公開手法の改善	厚生労働省が国民健康保険分野に関して発出する「通知」及び「事務連絡」について、以下2点を求める。 1(今後発出する通知及び事務連絡について)「技術的助言」の場合、「技術的助言」と表記することの徹底、及び通知の種別、決裁番号の記載の徹底 2(発出済みの通知及び事務連絡も含めて)自治体職員が容易に検索することができるよう明確な分類に基づくデータベースへの掲載等情報公開方法の改善 ・厚生労働省が「事務連絡」又は「通知」として発出している文書には、当該通知にしか記載されていないような法令解釈等が多くあり、取り扱いに混乱が生じている。当該文書が技術的助言である場合は、明確にその旨を記載することとなっていると認識。よって、今後発出する文書については、しっかりと明記頂きたい。また、自治体が検索する際にすぐに発見でき、紛れることのないよう、通知の種別や決裁番号についても記載されたい。 ・過去に発出された通知が必ずしも「法令等データベースサービス」に掲載されていないことが見受けられる。自治体職員が検索する際にネット上での発見が難しい場合が多々あるところ。通知および事務連絡についても検索できるようデータベースに掲載する等、検索が容易にできるよう整備されたい。 ・これらの実現は、「事務連絡」及び「通知」が整理されることで情報の検索性が向上し、事務処理の誤り、漏れの防止及び情報検索に要する時間を削減し、行政の効率化のみならず国民へのサービス向上にも資するものである。	厚生労働省
289	長崎県、福島県、愛知県、九州地方知事会	花巻市、小野市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4以外))	地方公共団体定員管理調査の結果等を共有するための、ガバメントクラウド等の活用	総務省が実施する「地方公共団体定員管理調査」についての結果等を早期に共有するため、デジタル庁のガバメントクラウド等を活用した仕組みづくり(クラウドストレージ等)を求める。	総務省
290	大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、日出町	花巻市、長与町、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	連携協約下における公の施設の相互利用手続きの見直し	「公の施設の相互利用」については、その実現の方法が法により定められており、圏域全体の効用を明らかに高める施策にも関わらず、施設設置自治体のみならず、施設を利用する全構成自治体においても議会の議決を経ねばならず、過大な事務手続を要し、当市参画の都市広域圏構成市町でも煩雑な事務手続に苦慮している。そのため、連携協約を結んだ自治体間において、施設を供用に付す場合には、単純な個別自治体同士の関係ではなく、圏域での取組として捉え、施設を利用する側の自治体の議会における議決を不要とするように、法改正を求める。	総務省
291	秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、新潟県、三重県 重点28	高知県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金支払事務の私人委託を可能とする見直し	介護保険事業所及び障害福祉サービス等事業所への補助金のうち、介護報酬又は障害福祉サービス等報酬に紐付けて交付されるものの支払い事務について、都道府県国民健康保険団体連合会に委託が可能となるよう法令に定める等見直ししていただきたい。	こども家庭庁、厚生労働省
292	秋田県、北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県 重点1	札幌市、茨城県、埼玉県、越谷市、川崎市、長野県、静岡県、浜松市、滋賀県、寝屋川市、奈良県、久留米市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	デジタル資格者証を活用した管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務のオンライン化	管理栄養士・薬剤師・精神保健指定医の免許証等の交付事務について、都道府県事務の負担軽減と申請者の不利益回避のため、国家資格等情報連携・活用システムにおいて発行が可能となる「デジタル資格者証」を免許証等の原本とし、デジタル化を推進すること。	デジタル庁、厚生労働省
293	兵庫県、神戸市、明石市、相生市、養父市、加東市、たつの市 重点2	花巻市、埼玉県、長野県、佐賀県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4以外))	新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)の都道府県経由事務の廃止	新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型)にかかる市区町村交付申請書の受理等の事務及び国の支出負担行為等に関する事務等について、都道府県経由事務を廃止すること。	内閣官房、内閣府
295	兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、三田市、たつの市、播磨町、市川町、新温泉町	北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	武力攻撃事態等における個人情報の取扱いに関する指針の策定	防災分野と同様に、武力攻撃事態等においても個人情報の取扱いに関する指針を定めること。	内閣官房、総務省

管理 番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集 テーマ の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
296	兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、たつの市、市川町、新温泉町	北海道、花巻市、千葉県、川崎市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(デジタル化(4以外))	入力業務負担の軽減に資するマイナンバーカードを活用した安否情報システムの改善等	武力攻撃事態等時に、住民の安否情報に係る安否情報システムへの入力項目が多岐にわたるため、マイナンバーカード等を読み取って情報入力する機能の実装等、入力作業の負担軽減に資するシステム改善を行うこと。	内閣官房、デジタル庁、総務省
299	兵庫県、三重県、尼崎市、明石市、加古川市、川西市、三田市、養父市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町、佐用町	札幌市、花巻市、福島市、日立市、小牧市、堺市、芦屋市、岡山市、山口県、長崎市、八代市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	福祉行政報告例の「民生委員(児童委員)の活動状況」における報告区分の簡略化	福祉行政報告例における民生委員・児童委員、主任児童委員の活動状況の報告区分が細分化されすぎているため、区分の統合や廃止によって項目数を削減し、報告の負担軽減を図ること。 【具体案】 ①「内容別相談・支援件数」を廃止し、「分野別相談・支援件数」のみとする。 または、「内容別相談・支援件数」のうち、関連する項目(福祉、児童、生活など)を統合し、項目数を削減する。 ②「その他の活動件数」のうち、「行事・事業・会議への参加協力」、「民児協運営・研修」、「証明(調査・確認等)事務」の項目を廃止する。 ③「訪問回数」のうち、「訪問・連絡活動」と「その他」の項目を統合する。 ④「連絡調整回数」の項目を廃止する。	こども家庭庁、厚生労働省
300	兵庫県、神戸市、明石市、川西市、三田市、宍粟市、播磨町	北海道、花巻市、相模原市、長野県、大阪市、奈良県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	児童養護施設の職員配置基準における非常勤職員の常勤換算化の導入	児童養護施設等の小規模化・地域分散化に必要な不可欠な人材確保のため、児童養護施設の職員配置基準において非常勤職員の常勤換算化を導入すること。	こども家庭庁
301	兵庫県、新潟県、明石市、洲本市、相生市、小野市、南あわじ市、朝来市、たつの市、上郡町	浜松市、山口県、佐賀県、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	×	地域実態の適切な把握可能に向けた「宿泊旅行統計調査」結果の公表範囲の拡充及び個票データの提供	宿泊旅行統計調査について、都道府県別だけでなく市区町村別のデータも公表するなど、調査結果の公表範囲を拡充するとともに、地域の実態をきめ細かく把握・分析できるよう、個票データの申請手続を簡略化し、入手を容易とすること。	国土交通省
304	島根県、三重県、中国地方知事会	岩手県、栃木県、足利市、高崎市、川崎市、滋賀県、大阪府、兵庫県、熊本市、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の実績報告の提出期限の見直し	文部科学省が通知する特別支援教育就学奨励費負担金及び特別支援教育就学奨励費補助金の実績報告の提出期限について見直しを求める。	文部科学省
306	島根県、福島県、神奈川県、愛知県、中国地方知事会	岩手県、ひたちなか市、川崎市、岐阜県、西尾市、津市、兵庫県、高知県、福岡県、佐賀県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	地域医療介護総合確保基金(医療介護提供体制改革推進交付金(介護事業分))の内示時期の早期化	地域医療介護総合確保基金(介護分)(医療介護提供体制改革推進交付金)について、交付要綱を前年度中に確定し、7月末までに交付決定または内示を行うよう求める。	厚生労働省
307	島根県、秋田県、中国地方知事会	札幌市、岩手県、茨城県、川崎市、愛知県、佐賀県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	04_雇用・労働	×	委託訓練の契約方法について単価契約ではなく総価契約による契約を可能とすること	委託訓練の契約方式について、単価契約方式を改め、総価契約により契約できるよう見直しを求める。	厚生労働省
308	島根県、中国地方知事会	北海道、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	公立高等学校における高等学校産業教育施設台帳の整備事務の廃止	高等学校産業教育施設台帳について、公立高等学校を台帳整備の対象から除外し、台帳の作成及び報告に係る事務を削減するよう求める。	文部科学省
309	島根県、中国地方知事会	岩手県、茨城県、静岡県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	非常勤講師とスクール・サポート・スタッフ等の兼務に関する取扱いの明確化	補習のための指導員等派遣事業について、義務教育国庫負担金を充当する非常勤講師がスクール・サポート・スタッフ等を兼務することの取扱いについての明確化を求める。	文部科学省
310	島根県、中国地方知事会	盛岡市、花巻市、白河市、茨城県、ひたちなか市、春日部市、川崎市、新発田市、諏訪市、静岡県、小牧市、三重県、滋賀県、宍粟市、徳島市、高松市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	地方公営企業決算状況調査における調査の単位を千円単位から円単位にすること	「地方公営企業決算状況調査」における調査の単位について、千円単位から円単位へ改めるよう求める。	総務省
315	山形県、北海道東北地方知事会	花巻市、川崎市、相模原市、長野県、滋賀県、岡山県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○(デジタル化(4))	災害時等における通行規制箇所等の迅速な情報共有が可能なシステムの構築・拡充	災害時等における県管理道路の通行規制箇所や被害箇所等の情報が迅速に共有されるよう、現地パトロール等が直接入力可能な情報システムの構築・拡充を行うこと。	国土交通省
317	指定都市市長会	花巻市、茨城県、ひたちなか市、春日部市、銚子市、浜松市、名古屋市長会、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	出入国在留管理局における納税状況調査の見直し	在留資格更新等のための在留外国人に係る納税状況の調査については、情報提供ネットワークシステムにおいて、地方団体の納税情報を副本登録する仕組みを構築し、出入国在留管理局において事務が完結するようにしていただきたい。 それまでの間は、出入国在留管理局において市区町村へeLTAx等の機能により電子的に照会することとし、照会内容については、年限を3年間とし、期別の納付状況や納付日についての照会が行わないこととしていただきたい。	総務省、法務省
318	指定都市市長会	花巻市、宮城県、茨城県、千葉県、浜松市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(デジタル化(4以外))	道府県民税の狩猟税の低税率制度について、都道府県において事務が完結するようにすること	道府県民税の狩猟税の低税率制度(地方税法第700条の52第1項第2号及び第4号)の適用に当たっては、情報提供ネットワークシステムを用いて、必要な情報を取得し、都道府県において事務が完結するようにしていただきたい。	デジタル庁、総務省
319	指定都市市長会	札幌市、花巻市、茨城県、浜松市、名古屋市長会、大阪府、枚方市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	配当割額・株式等譲渡所得割額の還付金について再賦課決定により返戻が必要となった場合における還付金を個人住民税の不足税額として徴収可能とすること	配当割額・株式等譲渡所得割額の還付金について、再賦課決定により返戻が必要となった場合は、返戻すべき還付金を個人住民税の不足税額として徴収できるように規定を地方税法に追記していただきたい。	総務省
320	指定都市市長会	花巻市、浜松市、小牧市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、尼崎市、香川県、長崎市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	生活困窮者自立支援統計システムの機能改善	アセスメントに必要な項目のみを表示させる機能や、地域で行われているアセスメントのプロセスに沿った順番で項目を表示させる機能、組織でのアセスメントにも対応可能とする情報集約機能を追加するなど、地域の実情に応じた運用となるようシステム改修をしていただきたい。 また、支援プラン作成には至らないが、つなぐところもなく継続して相談対応を行っている事例があるが、このような「制度の狭間」の相談者に関する情報も、地域の課題の一つとして統計項目に含めるようシステム改修をしていただきたい。	厚生労働省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
321	指定都市市長会	札幌市、青森市、花巻市、仙台市、いわき市、銚子市、船橋市、柏市、浜松市、名古屋市、寝屋川市、和泉市、安来市、広島市、東温市、久留米市、佐世保市、阿蘇市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4以外))	戸籍情報連携システムにおけるデータ反映等の迅速化等	「戸籍情報連携システムに届書データが届いた場合の本籍地の自治体への送信」、「本籍地の自治体から副本データが届いた際の同システムへの反映」を即時実施するよう改善して頂きたい。 即時実施が困難な場合は、「翌営業日までに実施する」など、問い合わせがあった際に明確な回答ができるよう、実施日を基準化し、明示して頂きたい。 反映時期が不明確で基準の策定が難しい場合は、同システムの反映状況を市区町村側が個別の手続きごとに目視で確認できる仕組みを導入して頂きたい。 万が一、何らかの合理的な理由でこれらが全て難しい場合には、市区町村または届出人等が問い合わせを行える専用回線、あるいは、コールセンターを開設して頂きたい。	法務省
322	指定都市市長会	札幌市、花巻市、仙台市、館林市、銚子市、浜松市、豊橋市、豊中市、羽曳野市、兵庫県、養父市、安来市、久留米市、佐世保市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	出生届に係る氏名の振り仮名の法務局への受理照会中における児童手当制度等の取扱いの明確化	戸籍法の一部改正により、自治体にて氏名漢字の振り仮名を審査する必要が生じ、特に法務局への受理照会を行った場合に相当程度の期間を要することとなることから、子の出生後に速やかに実施すべき他の制度の手続きが停滞することが懸念されるため、以下の措置を求める。 ①戸籍法改正により影響を受ける制度の手続きについて、国において漏れなく点検し、適切な手続きを行うことができるよう周知いただきたい。その上で、出生届の正式な受理に期間を要した場合に、届出者に不利益を及ぼすような制度があれば、不利益を及ぼすことのないよう制度を見直していただきたい。 ②少なくとも児童手当については、受給照会中であっても並行して手続きを進めることができるようにするなど、認定請求時の事務の取扱いについて明確化し、全国の市区町村へ通知することで周知徹底を図っていただきたい。併せて、通知が市区町村の戸籍担当にも確実に行き届くように、法務省経由で市区町村の戸籍担当へも送付していただきたい。 また、受理照会中で住民票未作成の場合に児童手当の認定請求等が認められないのであれば、請求が遅延したとしても、遡及しての手当受給が可能となるよう制度を改善していただきたい。	こども家庭庁、総務省、法務省
323	指定都市市長会 重点29	札幌市、宮古市、流山市、燕市、浜松市、高槻市、寝屋川市、南あわじ市、長崎市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	自立支援医療制度等における受給者証への加入医療保険情報の印字の省略	令和6年地方分権改革に関する提案を受け、情報提供ネットワークシステムの改善や、医療機関が利用するオンライン資格確認システムを自治体でも利用可能とすることで、新たな対応として、自立支援医療制度をはじめとする公費負担医療において、各自治体の状況に応じて、受給者証への「加入医療保険の記号・番号」の記入を省略可能とする。	厚生労働省
325	指定都市市長会	花巻市、神奈川県、海老名市、静岡県、浜松市、豊橋市、清須市、三重県、兵庫県、東温市、佐世保市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4))	「調査・照会(一斉調査)システム」の仕様、名称及び運用方法の見直し	①自動発信メールに記載される情報を統一するとともに、メール本文に概要の記載をするようにする。添付資料の確認の前に、本文に簡潔な内容があった方が内容把握に効率的である。 ②システム上でも複数の依頼先担当名が確認できるように改修する。府省庁が指定する送先りの担当部署が不足していることが多く、関係部署への展開に時間を取られているため、どの担当部署へ通知したいのかを精査した上で、漏れのないように展開するよう求める。 ③令和7年3月にシステムがリニューアルされたが、受信箱の種類が多く、受信箱の名称からも区分がわかりづらいため、直感的に把握・操作しやすいように案件一覧画面を見直す。 ④通知・事務連絡、情報提供もシステム上で行われることや、システム上で自治体が個別に回答業務を行うことが、自治体職員に容易に想起できるシステム名称を検討する。 ⑤システムによらず直接メールによる照会や通知等が行われる場合もある中で、どのような場合に府省庁がシステムを用いるのか自治体に分かるよう、府省庁においてシステム利用基準を設定し、共有する。	総務省
327	指定都市市長会	札幌市、仙台市、佐倉市、浜松市、堺市、豊中市、寝屋川市、広島市、長崎市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	街区表示板の設置義務に関する要件緩和	住居表示に関する法律第8条第1項における表示板について、同条第2項に規定する住居番号表示板とともに、町名板(又は町名表示板)を設置している自治体に限り、要件の緩和(「設けなければならない」を「設けるよう努める」とする)を求める。	総務省
328	指定都市市長会 重点10	花巻市、いわき市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、福沢市、寝屋川市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○(デジタル化(4以外))	空き家の発生を抑制するための譲渡所得税の特例措置における提出書類の見直し	租税特別措置法第35条第12項に基づく同法施行規則第18条の2第2項第2号のイ(3)、同号ロ(3)及び同号ハ(3)に規定する書類(被相続人居住用家屋等確認書(以下「確認書」という))の交付のための提出書類のうち、原則コピー不可とされている書類について、コピーやスキャンデータでも可とすることを求める。	財務省、国土交通省
329	指定都市市長会	花巻市、いわき市、ひたちなか市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、稲沢市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	×	空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく情報提供の範囲の明確化	市区町村の空家対策所管部局が空家等所有者を円滑に特定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。))に基づく必要な措置等を円滑に行えるよう、空家法第10条第3項に基づく他の地方公共団体に対する介護保険等の情報提供の求めに対する回答については、地方公務員法の守秘義務に抵触しない旨を明確化することを求める。	総務省、厚生労働省、国土交通省
330	指定都市市長会	浜松市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	国勢調査結果の事前提供範囲の拡大	国勢調査結果を都道府県に事前提供する場合は、同時に政令指定都市にも提供するよう取扱いの見直しを求める。 政令指定都市は、地方自治法第150条により、都道府県と同様に内部統制体制の整備が義務付けられており、事務の適正な執行を自ら確保している。 また、統計法第58条では、「基幹統計の業務に従事する者」の当該統計情報の公表期日前の漏洩について、一般の守秘義務違反より重い罰則が定められている。 情報管理、リスク管理の観点において都道府県と何ら変わらない政令指定都市の状況を踏まえ、取扱いの見直しを求めるものである。	総務省
331	指定都市市長会、三重県	北海道、青森市、花巻市、宮城県、秋田市、浜松市、城陽市、豊中市、寝屋川市、奈良県、大村市、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	ふるさと納税に係る指定制度の運用に関する総務省通知の早期発出等	総務省通知「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」の早期発出。 早期発出できないのであれば、基準適用時期を翌10月からではなく翌10月からのよう変更。 (例)令和6年6月28日総務省告示第203号(経過措置) 一 第二条(次号に掲げる規定を除く。)及び第五条の規定 令和六年十月一日(地場産品基準の変更等) 二 第二条第一号ロ②の規定 令和七年十月一日(ポータルサイトでのポイント付与禁止)	総務省
332	指定都市市長会	盛岡市、花巻市、浜松市、名古屋市、堺市、寝屋川市、兵庫県、安来市、香川県、高知県	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	遺留財産の管理など身寄りのない遺体に係る事務マニュアルの作成	遺留財産の管理等について国による統一的なマニュアルの作成又は「身寄りがない方が亡くなった場合の遺留金等の取扱いの手引」の充実を求める。	法務省、厚生労働省
333	指定都市市長会	宮城県、茨城県、浜松市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	都市計画法に基づく都道府県知事による都市計画事業認可の施行期間の適正化	街路交通事業の実務で活用される「街路交通事業事務必携」に記載される都市計画事業認可の施行期間に関する記述の見直し	国土交通省
334	指定都市市長会	札幌市、旭川市、花巻市、宮城県、瑞穂町、浜松市、兵庫県	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	障害児通所給付の更新時における障害児又は保護者との面談を電話での聴き取り等による対応でも可能とすること	障害児通所給付の決定事務について、更新を行う場合、障害児又は保護者に対して職員による面接を求めているところではあるが、障害児の介護を行う者の状況や、置かれている環境が新規申請時もしくは、前回の更新時から状態に変化がない場合等については、電話での聴き取り等による対応を可能とするなど、要件の緩和を求める。	こども家庭庁

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
335	指定都市市長会	札幌市、浜松市、名古屋市、豊橋市、大阪府、豊中市、寝屋川市、高松市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○(デジタル化(4以外))	生活衛生関係営業施設に係る開設届等のオンライン化 【提案と類似の支障を有する制度等】 病院・診療所・助産所の開設、認定こども園の認定申請等(名古屋市／こども家庭庁、厚生労働省)	生活衛生関係営業施設に係る開設届等の手続きについて、免許証の紛失時には財団法人理容師美容師試験研修センターへ書面による照会確認をすることとなっているが、これを廃止し、オンラインで確認できる仕組みを構築するとともに、添付書類については、自治体の判断により写し(電磁媒体含む。)の添付が可能であることを通知等により明確にすることを求める。	厚生労働省
336	指定都市市長会、兵庫県、奈良県、鳥取県 重点8	花巻市、宮城県、千葉県、浜松市、名古屋市、清須市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載の変更	当選人決定の告示並びに収支報告書における候補者及び出納責任者に係る住所の記載について、選挙区の大きさ等に応じて住所の市区町村まで又は町字までとするなど、地域の実情を勘案して判断することを可能とすること。	総務省
337	指定都市市長会 重点6	札幌市、青森市、花巻市、仙台市、いわき市、燕市、浜松市、名古屋市、豊中市、寝屋川市、安来市、広島市、佐世保市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書に係る請求から保管までをデジタル完結するプラットフォームの構築	住民票の写しや戸籍謄本等の証明書について、VCの仕様によるトラストサービスによって請求、交付、第三者への提供、第三者による検証・保管まで、電子的な手段により一気通貫で行うことが可能となるよう関係法令の規定を整備するほか、市民及び事業者等が安心して利用できるよう国又は公的な機関がトラストサービスのプラットフォームを用意すること。	デジタル庁、総務省、法務省
338	指定都市市長会	石川県、浜松市、滋賀県	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	○(デジタル化(4以外))	特定車両停留施設の申請許可手続きのデジタル化	特定車両停留施設における申請許可手続きの効率化、迅速化のため、事業者がオンラインで申請でき、申請内容を自動的に審査できるシステムの構築を求める。	国土交通省
339	指定都市市長会	花巻市、佐倉市、八千代市、浜松市、田辺市、高松市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した財産の売却益を市町村に帰属させること	市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した事件について、管理人が供託した、その財産の管理、処分その他の事由により生じた金銭(その財産の売却益)について、統治権を享有している市町村に帰属する制度を求めたい。	法務省、財務省、国土交通省
340	指定都市市長会 重点21	花巻市、宮城県、多賀城市、館林市、柏市、浜松市、富士市、滋賀県、豊中市、寝屋川市、養父市、刈粟市、高知市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	児童扶養手当の算定における公的年金等の控除の見直し	公的年金等の控除は、制度趣旨が重複する老齢年金等の子の加算部分や遺族年金等に限定し、老齢年金の本体部分等は公的年金控除の対象外とするよう法改正を行う。	こども家庭庁
341	鳥取県、滋賀県、大阪市、奈良県、全国知事会、中国地方知事会	北海道、岩手県、花巻市、宮城県、千葉県、清須市、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4以外))	投票所におけるオンラインによる立会いに係る通知(技術的助言)の見直し	公職選挙法において投票立会人2人以上の選任を義務付けられているところ、一定の条件を満たした上で、オンラインによる投票立会が認められているが、より簡易な方法でより多くの団体がオンラインによる投票立会を導入できるようにするため、「投票所におけるオンラインによる立会いについて」(令和6年4月26日付け総行選第26号総務省自治行政局選挙部選挙課長通知)により示された技術的助言の内容を以下のとおり見直すこと。 同通知の記5について、投票録の署名は、オンラインにより当該オンラインによる投票立会人の意思確認をし補助用紙を使用してその旨を投票管理者及び投票立会人が証明すること等で署名が備えられたものとみなすこと。又は、署名された投票録を電子メールやファックス等で送信することにより、必要な署名が備えられたものとすること。	総務省
342	長野県	岩手県、花巻市、川崎市、身延町、須坂市、三重県、龟岡市、大阪府、四條畷市、徳島県、熊本市、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(デジタル化(4))	内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し	内閣府の栄典制度における推薦手続等について、以下の点を要望する。 ①申請書類を簡素化し、死亡叙位の功績調査と履歴書を省略 ②紙媒体提出を不要とし、原則、メール提出のみとする申請のオンライン化 ③現行14日以内とされている叙位・死亡叙勲の申請期限の延長 ④春秋叙勲及び高齢者叙勲に係る対象年齢引下げ	内閣府、総務省
343	長野県 重点25	熊本市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	×	博物館登録事務を知事部局へ移管できるよう措置	地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という)第23条第1項に規定される教育委員会の職務権限の特例に、博物館法で規定する博物館登録事務を加えるよう規定の見直しを求める。	文部科学省
344	長野県	新潟県、安来市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	浄水発生土の廃棄物該当性の判断基準及び浄水発生土輸送費に関する規制緩和	① 有害物質含有量が規制値以下であることが試験結果で確認できる浄水発生土を公共事業に活用するため、浄水発生土は廃棄物に該当しないことの明確化を求める。 ② ①が実現できない場合、平成25年3月29日付け環産産発第13032911号通知において、浄水汚泥を公共工事で利用する場合の客観的状況による判断方法が明らかでないため、輸送費と売却価格の条件に関わりなく、浄水発生土を公共事業に活用できる旨を通知における事例として明確化することを求める。	環境省
345	長野県、全国知事会	茨城県、石川県、和歌山県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	×	都道府県地価調査と地価公示の統合	国土利用計画法施行令による都道府県地価調査について、地価公示法による地価公示に統合することを求める。統合に際しては、地価公示での調査地点が都市計画区域内に限定されるため、地価調査を実施している全市町村での調査に配慮したものとする。	国土交通省
346	長野県、福島県	札幌市、豊橋市、豊中市、寝屋川市、高松市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除すること等	化製場等に関する法律施行令第1条から「犬」を削除することを求める。 また、化製場等に関する法律施行令第2条に「第一種動物取扱業」及び「第二種動物取扱業」の飼養施設を加えることを求める。	厚生労働省
347	長野県	函館市、群馬県、埼玉県、千葉県、兵庫県、高松市、高知県、福岡市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	×	と畜場における牛海綿状脳症(BSE)の検査キットの整備に係る経費負担の方法を国庫補助申請から現物給付に変更すること	と畜場におけるBSE検査に必要な検査キットの整備に係る経費負担の方法を「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」に基づく国庫補助申請から、検査キットの現物給付に変更することを求める。	厚生労働省
348	長野県	—	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	×	植物防疫法における病害虫防除所の位置、名称等を条例事項とする規定の見直し	植物防疫法における、病害虫防除所の位置等について、「条例で定める」という規定の見直し	総務省、農林水産省
349	長野県	新潟県、高知県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	02_農業・農地	×	二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等による県実施業務の見直し	植物防疫法上、国際植物検疫に関する事務は、国の事務になっており、都道府県の役割は規定されていないが、二国間協議にかかる生果実輸出検査要領等について、生産園地・生産施設等による申請は、都道府県がとりまとめて国に提出することとされている。法令に基づかない当該事務の廃止を求める。	農林水産省
350	長野県	北海道、盛岡市、宮城県、兵庫県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	×	土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請に係る事前審査の廃止及び早期処理体制の確立	都道府県等が農林水産省に対して行う土地改良事業に併せて実施される確定測量の成果に係る認証申請の手続(国土調査法第19条5項申請)を1年以内で処理するよう要望する。(事前審査の廃止と早期処理体制の確立)	農林水産省
351	長野県、神奈川県、全国知事会 重点4	栃木県、埼玉県、大阪府、徳島県、高知県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	×	食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業を国の直接補助事業とする見直し	農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業における間接補助事業について、補助対象者や事業内容等に実質的に県の意思が反映できない事業であるため、補助金の返還が生じた際に県が肩代わりすることがないよう、国の直接補助事業とする等の見直しをお願いしたい。 仮に上記が困難である場合、補助金適化法第18条第3項に定められている返還期限の延長や返還命令の取消等の適用基準を詳らかにし、柔軟な運用をお願いしたい。	農林水産省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
352	長野県、山形県、埼玉県、長野市、岡谷市、須坂市、中野市、飯山市、箕輪町、小布施町、高山村、全国知事会、指定都市市長会 重点4	北海道、旭川市、岩手県、花巻市、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、ひたちなか市、上尾市、瑞穂町、燕市、高岡市、名古屋市、一宮市、津島市、高槻市、茨木市、寝屋川市、兵庫県、長崎市、熊本市、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	事業者の不正等による自立支援給付費等の国庫負担金の返還要件の見直し 【提案と類似の支障を有する制度等】災害援護資金(岩手県、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、福島県、熊本市／内閣府)	障害福祉分野の自立支援給付費等に関して、市町村が不正等を行った事業者に対して自立支援給付費等の返還を求めたことにより、国庫負担金を返還する必要が生じた場合において、当該事業者からの返還金の徴収について市町村が十分努力したにもかかわらず、事業者の経済状態から客観的に徴収不能である場合などやむを得ない事情があると認める場合には、国庫負担金の全部又は一部の返還を免除することを求める。	こども家庭庁、厚生労働省
355	薩摩川内市、指宿市、南さつま市	盛岡市、花巻市、川崎市、名古屋市、尾張旭市、寝屋川市、羽曳野市、大栗市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	相続財産清算人制度の活用促進に向けた整備を行うこと	自治体が相続財産清算人の申立てを行う際の予納金の負担を軽減する方策を行うこと(予納金の猶予や免除等)	法務省、厚生労働省
356	薩摩川内市、指宿市、南さつま市	盛岡市、宮古市、花巻市、上尾市、川崎市、名古屋市、尾張旭市、寝屋川市、羽曳野市、大栗市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	引取り手の無い遺留金品の保管・処分の円滑化	独自にマニュアル等を作成し、遺留物品を処分している自治体の情報を共有すること(現行の手引に掲載されている事例紹介の拡大)	法務省、厚生労働省
357	薩摩川内市、枕崎市、南九州市 重点2	川崎市、燕市、伊那市、津島市、碧南市、今治市、大村市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	01_土地利用(農地除く)	○(デジタル化(4以外))	土地に関する権利の移転等における届出のオンライン化及び市町村経由事務の廃止	国土利用計画法第23条に基づく届出について、e-Gov等を利用したオンラインによる届出を可能とするとともに、市町村を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接都道府県へ届出を行うことを可能とする。	国土交通省
358	山口県、九州地方知事会	花巻市、亀岡市、大栗市、和歌山県、広島市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	12_その他	○(デジタル化(4))	生成AIシステムの利用環境の整備	国の責任において、地方自治体が安心・安全に活用できる生成AIシステムの利用環境を整備すること。	デジタル庁、総務省
361	伊勢市	花巻市、ひたちなか市、岐阜市、半田市、兵庫県、長与町	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	廃校となった建物を活用した地域コミュニティ活動における使用条件緩和	地域活動を行う地域運営組織(市町村が条例で定めるまちづくり協議会や指定地域共同活動団体等)が、廃校となった旧校舎・旧体育館等(民間施設を含む)を地域コミュニティの交流の場として、現状のまま一時的に(例:年5回程度まで)使用する場合においては、妥当な安全対策を講じること等により、建築基準法に係る用途変更及び消防法に係る消防設備設置を不要とする旨の規制緩和、又は緩和的運用を認める旨の市町村への通達をお願いしたい。	総務省、国土交通省
362	熊本県 重点13	宮城県、栃木県、千葉県、豊橋市、寝屋川市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	06_環境・衛生	○(デジタル化(4))	産業廃棄物処理業に係る事務手続等の電子化	産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現すること	デジタル庁、環境省
363	仙台市、札幌市、石巻市、塩竈市、栗原市、大崎市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市	花巻市、長崎市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	○(デジタル化(4))	住居表示業務・システムの共通化	住居表示業務について、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、住居表示台帳及び住居表示に係る事務のシステムの共通化を求める。	デジタル庁、総務省
364	熊本県、九州地方知事会	岩手県、花巻市、ひたちなか市、小牧市、岡山県、佐賀県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(デジタル化(4))	災害時情報共有システムの対象施設の拡大	災害時の情報収集について、保育所や認定こども園(幼稚園型を含む)、放課後児童クラブ等は国が整備している災害時情報共有システムを活用できるが、幼稚園は、当該システムが活用できずメール等による報告となっている。幼稚園についても、同システムを活用し、災害時の情報収集を一本化していただきたい。なお、文部科学省において引き続き幼稚園に係る情報が必要な場合は、災害時情報共有システムより情報を取得できるようご対応いただきたい。	こども家庭庁、文部科学省
365	熊本県、九州地方知事会 重点2	長野県、大阪府	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	教育支援体制整備事業費交付金の交付における都道府県経由事務の廃止	教育支援体制整備事業費交付金(認定こども園設置促進事業)で実施する事業について、「私立幼稚園施設整備費」同様、国から事業者への直接補助とすることを求める。 ※都道府県における予算計上手続を不要とすることを求めており、事務処理及び会計処理は引き続き都道府県が担うことを想定し、都道府県の関与なく事業実施を求めるものではない。	文部科学省
366	鹿児島県、九州地方知事会 重点1	栃木県、山梨県、滋賀県、和歌山県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	07_産業振興	○(デジタル化(4以外))	国家資格「計量士」の登録	国家資格「計量士」の登録について、 (1) 登録申請手続等について、国家資格等情報連携・活用システムを利用するとともに、紙媒体による申請及びオンラインによる申請どちらとも都道府県の経由を要しないこととする。 (2) 計量士登録証について、当該システムにおいて発行が可能な「デジタル資格者証」を原本とすること。	デジタル庁、経済産業省
367	熊本県、九州地方知事会	宮城県、島根県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	各種補助金交付事務における変更申請手続に係る要件の統一及び基準緩和	以下に掲げる「軽微な変更以外の変更」の要件うち、「30パーセント」とある部分については「50パーセント」と「400万円」とある部分については「1,500万円」と改正することを求める。 【農地保全に係る海岸保全施設整備事業等補助金交付要綱】 ・第9の1(1)イ(ア)、イ(イ)及び(2)ウ(ア)	農林水産省
368	鹿児島県、福島県、九州地方知事会	花巻市、秋田県、埼玉県、川崎市、相模原市、石川県、山梨県、長野県、滋賀県、岡山県	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	特殊車両通行許可制度の申請・許可業務のシステム一元化	特殊車両通行許可制度における国管理道路と都道府県管理道路のオンライン申請システムを統一化(申請窓口を一元化)し、特殊車両通行確認制度と同様に、原則システム上で許可の判断を自動的にに行い、許可証を電子的に交付すること。 申請経路にデータ未登録の道路が含まれる場合には、システムが自動で各道路管理者へ個別に照会をかける機能を追加すること。 また、自治体が管理する道路データの登録について、自治体から登録の要望があったものについては、特殊車両通行許可申請に係る事務の効率化を図るため、早急に対応すること。	国土交通省
369	鹿児島県、九州地方知事会	茨城県、相模原市、浜松市、名古屋市	B 地方に対する規制緩和	11_総務	×	衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補届出書の様式見直し	現行の衆議院比例代表選挙の調書(規則第17号様式の2)においては、「職業」欄とは別に、「衆議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名」欄が設けられていることから、衆議院小選挙区選挙の立候補届出書についても同様の欄を設けることにより、兼業禁止の職を自動失職した場合に、異動届の提出を不要とすること。 また、衆議院又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における立候補届出様式について、同様に見直すこと。	総務省

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
370	さつま町、薩摩川内市	—	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	イベント民泊の実施施設の拡大	イベント民泊(イベントホームステイ)制度について、以下の措置を求める。 ①自宅に加え、公共施設(指定管理施設を含む)及び自治会等が所有する集会施設でのイベント民泊も可能にする。 ②宿泊施設の不足状況の確認範囲について、当該自治体内のみで判断することが可能となるよう、ガイドラインの明確化を求める。 ③宿泊者の範囲について、地域外から来訪する旅行者を念頭に置いているが、町内の者を宿泊者とした有償宿泊も可能とするともに、対象となるイベントについて、自治体内外の学校等教育機関(高校運動部、地域運動部活動又はスポーツ少年団等)やPTA等が主催するイベントでも実施できるようにする。 ④宿泊所提供者が所有の入浴設備の提供に代えて、地域にある入浴施設の活用も認める。	厚生労働省、国土交通省
371	さつま町、薩摩川内市	花巻市、燕市、鳥田市	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	不動産登記手続の簡略化	空き家バンクを通じた売却物件について、不動産所有者が亡くなっている場合、正当な相続人(以下、「現所有者」という。)がいる場合には現所有者に登記を修正できるよう不動産登記手続きを簡略化すること。	法務省、国土交通省
372	静岡県	北海道、島田市、高知県、宮崎県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	08.消防・防災・安全	×	内閣府(防災担当)と消防庁において都道府県担当者名簿を適切に作成・共有すること	内閣府(防災担当、以下「内閣府防災」という。)及び消防庁において防災・消防に関する通知等を都道府県に発出しているが、宛先が明確でなくどこに到達しているか確認できない。特に消防庁は消防関係通知について、防災担当に送付しているため、内閣府防災と消防庁において、都道府県担当者名簿を適切に作成・共有してほしい。 なお、内閣府防災と消防庁が所管する防災関係業務は重複する部分も多いため、平時の照会窓口、各業務担当、緊急時連絡先等の区分ごとに、一括して担当者照会を行ってほしい。	内閣府、総務省
373	静岡県、福島県	茨城県	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	一部事務組合の規約の変更において構成団体の名称が変更される場合等は関係地方公共団体の議会の議決を不要とすること	一部事務組合の規約の変更に関して、一部事務組合の構成団体の名称が変更される場合や構成団体が解散する場合における地方自治法第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係る規約の変更について、関係地方公共団体の議会の議決を不要とするよう要件の見直しを求める。	総務省
374	名古屋市	ひたちなか市、千葉県、相模原市、浜松市、高松市、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	会計年度開始前の資金前渡を可能とすること	やむをえない場合に会計年度開始前に資金前渡を受けられるよう地方自治法の改正を求める。	総務省
375	京都市	花巻市、いわき市、豊田市、安来市、広島市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4))	士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築	戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の職務上請求について、弁護士等の士業者が市町村に対してオンラインによる方法で行うことができるシステムを、適切な不正防止の仕組みを備えたうえ、8士業に共通かつ自治体が容易に利用できるものとして構築すること。	デジタル庁、総務省、法務省
376	名古屋市	浜松市、堺市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4以外))	市に納付される前の歳入等について、現金での返金を可能とすること	前払式及び即時払式のキャッシュレス決済において、返金を行うべき場合に、その収納金が市に納付される前においても現金で返金できるよう、資金前渡の対象を拡大する等、制度の整備を求める。	総務省
377	名古屋市	—	B 地方に対する規制緩和	01.土地利用(農地除く)	×	市街地再開発事業における公募による特定建築者の対象の拡充	都市再開発法における非公募の特定建築者について、地方独立行政法人を加えるよう見直しを求める。	総務省、文部科学省、国土交通省
378	名古屋市	相模原市、燕市、浜松市、滋賀県、高知県、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	○(デジタル化(4))	道路、河川、公園・緑地、農政の土木施設全般に関する問い合わせに対応するためのシステムの構築	市民の問い合わせに対応を効率的かつ迅速に処理するため、国・県・市の土木施設に関する市民問い合わせについて、LINE通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」を発展的に見直しなどにより、土木施設を網羅した一体的なシステムを構築することで、それぞれの担当者がシステム上で内容等を把握し、対応できるようにしてもらいたい。	農林水産省、国土交通省
379	名古屋市	ひたちなか市、川崎市、相模原市、燕市、稲沢市、寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	09.土木・建築	×	長期間に渡る工事の都市公園における工事用施設の占用期間の延長	都市公園法第7条の工物の設置において、長期間にわたる道路工事に必要な工事用施設の仮設のために公園を占用する場合があるが、占用期間が3か月までとなっているため、更新手続の省力化の観点から、占用期間の延長を求める。	国土交通省
380	名古屋市	北海道、花巻市、浜松市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	学校基本調査規則によって調査した数値に係る調査票情報の二次利用申請を不要とすること	普通交付税算定業務において基礎数値として報告している、学校基本調査規則によって調査した数値について、文部科学省に対して事前に統計法第33条の規定に基づく統計調査の調査票情報の二次利用申請をしているが、普通交付税の算定に必要な基礎数値であることから、当該事由による申請は不要となるよう見直しを求める。	総務省、文部科学省
381	名古屋市	花巻市、浜松市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	地方債許可通知時期の前倒し等	地方債の許可にかかる通知時期の前倒し、または標準税率未滿による許可団体も早期協議等の対象に加えること	総務省
382	名古屋市	花巻市、ひたちなか市、春日部市、銚子市、相模原市、浜松市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	○(デジタル化(4以外))	在留期間更新許可申請等における審査業務の簡素化及び情報提供ネットワークシステムの活用	在留期間更新許可申請等について、情報連携推進のため、審査業務の簡素化を行った上で、審査に必要な情報を情報提供ネットワークシステムに追加すること。	デジタル庁、総務省、法務省
383	名古屋市 重点23	川崎市、相模原市、熊本市	A 権限移譲	05.教育・文化	×	特別免許状及び臨時免許状の授与権者の権限移譲	特別免許状及び臨時免許状の授与権者について、都道府県教育委員会から指定都市教育委員会に権限移譲する。	文部科学省
384	名古屋市	静岡県、岡山県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	高等学校教育において病気療養等に限らずオンデマンド等の「同時かつ双方向ではない」方式による遠隔授業を認めること	高等学校教育における遠隔授業について、現状は「同時かつ双方向」に行うことを原則としており、病気療養中等の生徒に対する授業にのみ「同時かつ双方向であることを要しない」ものとしてオンデマンド型の授業の実施も可能としている。病気療養等に限らず、生徒の多様な選択肢の確保、学習機会の充実のために、教育上有効な場合はオンデマンド型等による「同時かつ双方向ではない」遠隔授業の方法も認めるよう制度改正を求める。	文部科学省
385	名古屋市	花巻市、知立市、滋賀県、城陽市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	中学校1、2年の保健体育科における水泳実技指導の必修規定の緩和	中学校の保健体育科における水泳実技指導については、「水泳事故防止に関する心得」のみを必修とし、その他の水泳実技については、中学校の全学年において学校の事情に応じた選択制とすること。	文部科学省
386	名古屋市 重点26	札幌市、横浜市、奈良県、高松市、熊本市、沖縄県	A 権限移譲	05.教育・文化	×	登録記念物及び登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官宛ての届出を廃止し、都道府県又は市等への届出にすること	登録記念物の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県又は市への届出となるよう権限を移譲していただきたい。 また、同様に登録有形文化財の現状変更届のうち軽微な案件については、文化庁長官への届出を廃止し、都道府県、指定都市又は中核市への届出となるよう権限を移譲していただきたい。	文部科学省
387	名古屋市	札幌市、川崎市	B 地方に対する規制緩和	06.環境・衛生	×	興行場法における都道府県知事の許可の適用除外を追加することによる事務の合理化	興行場法において「業として興行場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない」とあるところ、Park-PFI事業の制度を活用して整備した公園内では、都市公園法に基づく公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定に係る事務において、所管部署が興行場法の求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を併せて行うことで、興行場法上の許可を得ることにより確保される公衆衛生の水準と同等又はそれ以上の水準を確保することができる。そのため、「集会場及び各種会館その他の施設を興行のため使用する場合月四日単位であれば興行場法の許可を受けさせなくても差し支えない。」とされている通達を改め、「Park-PFI事業の制度に基づき、都市公園法に基づく公募対象公園施設の設置又は管理に関する計画の認定に係る事務において、興行場法が求める公衆衛生上必要な基準への適合を確認する事務を併せて行う場合」も興行場法の許可を不要とすることを求める。	厚生労働省、国土交通省
388	指定都市市長会、秋田県	長野県、浜松市、大阪府、高知県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数の要件緩和	産・育休代替教員の安定的確保のための加配定数の措置に係る、前倒して任用した産・育休代替教員に関して、産休取得教員の代わりに学級担任等の業務を担うことをもって、加配目的に沿った活用ができているとみなすなど、産・育休取得教員の業務を代替している場合は柔軟な運用を認める。	文部科学省

管理 番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集 テーマ の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
390	都城市	花巻市、宮城県、島田市、稲沢市、小野市、奈良県、長崎市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	厚生年金保険制度等における被保険者整理番号による情報管理の見直し及び各種届出の簡素化	厚生年金保険制度等における被保険者整理番号による情報管理について、被保険者整理番号を廃止し、個人番号又は基礎年金番号によって情報を管理するよう見直し、個人番号又は基礎年金番号による各種届出を行えるよう求めるもの。	厚生労働省
392	指定都市市長会、神奈川県	札幌市、花巻市、ひたちなか市、浜松市、西宮市、安来市、大野城市、大村市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	○(デジタル化(4以外))	国民健康保険療養費等支給申請による証拠書類等の電子データの提出を可能とすること、既に現行制度で可能な場合はその旨を文書等にて明確化すること	国民健康保険法第54条及び第54条の4に基づく療養費等の支給申請における証拠書類等の電子データでの提出を可能とすることを求める。 また既に現行制度において対応が可能な場合については、その旨を文書等にて明確化することを求める。	厚生労働省
393	指定都市市長会	札幌市、群馬県、千葉県、浜松市、京都府、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	特定医療費(指定難病)受給者証表示項目保険者情報等の削除	「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針」において、難病の患者に対する医療等に関する法律の指定難病の医療費助成では、「高額療養費制度の所得区分情報については、令和7年中にオンライン資格確認等システムを活用することにより、医療受給者証(19条の3第7項)への記載を不要とする。」の措置を取る事となった。 受給者証に印字している医療保険情報についても、マイナ保険証で最新の情報が提示できることから、受給者証への印字を不要とすること。	厚生労働省
395	厚沢部町	—	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	区域外就学等の制度の手続きの簡素化	二地域居住やお試し移住を促進し関係人口増加のために、区域外就学制度申請手続きの簡素化、又は短期滞在の場合に限定して「体験入学」を活用可能と明確化することについて検討を求める。	文部科学省
396	厚沢部町	花巻市	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	×	二地域居住に係る一時預かり支援事業の算定基準の見直し	一時預かり支援事業に係る子ども・子育て支援交付金の算定基準について、二地域居住に基づく「保育園留学」で一時預かりを利用する場合の算定基準額を、「保育園留学」に特有の事情を踏まえた額に見直すことを求める。	こども家庭庁、文部科学省、国土交通省
398	高畠町	—	B 地方に対する規制緩和	05.教育・文化	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	区域外就学制度等の運用改善、又は短期滞在の場合に限定し「体験入学」についても活用可能と明確化すること	二地域居住やお試し移住を促進し関係人口増加のために、区域外就学制度申請手続きの簡素化、又は短期滞在の場合に限定して「体験入学」を活用可能と明確化することについて検討を求める。	文部科学省
399	九州地方知事会	宮城県	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	都道府県域を超えた広域連携の新たな枠組みである「広域リージョン連携」の推進やそれに資する規制の緩和等	広域的な課題が生じた際に、都道府県域を超え、多様な主体による広域連携が可能となるよう新たな枠組みの検討や規制の緩和等を行う。	内閣官房、総務省、その他関係府省庁
402	大府市 重点27	札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の支払事務及び請求事務の見直し	市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金について、都道府県から国保連に対する直接支払、市町村から都道府県への直接支払部分の請求事務を省略できることとする。	厚生労働省
403	大府市 重点27	北上市、川崎市、相模原市、半田市、安来市、大野城市、佐世保市、大村市、雲仙市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	国民健康保険に係る高額療養費の支給申請簡素化要綱の廃止	国民健康保険高額療養費の支給申請及び審査事務を簡素化する場合において、現行は市町村が国民健康保険法施行規則第27条の17に基づき別段の定めをする必要があるが、別段の定めを必要としない制度に改正して欲しい。 高額療養費の支給申請及び審査事務の簡素化について、標準システムに標準装備していることとスキームの広報をし、簡素化がより普及されるようにしてほしい。	厚生労働省
404	市原市 重点27	札幌市、安来市、大野城市、大村市、熊本市	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	国民健康保険保険給付費等交付金(国保連合会支払分)の請求事務及び保険給付費支払い事務の見直し	市町村が普通交付金の収納に関する事務を国保連に委託した場合に、国民健康保険保険給付費等交付金の市町村から都道府県への請求事務を省略できることとする。	厚生労働省
405	長野県	花巻市、高知県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	11.総務	×	ふるさと住民登録制度等の地域に関わる多様な主体を包摂する枠組みの構築及びそれらに資する規制緩和等	ふるさと住民登録制度等の地域に関係する多様な主体を巻き込む仕組みの構築や二地域居住の推進、それらに資する規制緩和等を各自治体行政の裁量を確保しながら行うことを求める。	内閣官房、総務省、国土交通省
406	京都市 重点8	花巻市、川崎市、稲沢市、亀岡市、山陽小野田市、南あわじ市	B 地方に対する規制緩和	12.その他	×	認可地縁団体の代表者・土地区画整理審議会委員選挙の当選人の住所告示(公告)の見直し	認可地縁団体の認可等に係る告示及び土地区画整理審議会委員選挙の当選人の公告において、住所を告示(公告)することを廃止する。	総務省、国土交通省
407	高知市 重点27	—	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	都道府県から国保連合会に対する交付金(現物給付に係る給付費)の直接支払の推進	市町村を介さずに、都道府県から直接国保連合会に対して普通交付金を支払うことを推進するために、普通交付金の収納に関する事務を市町村が国保連合会に委託することについて全都道府県が推進することを求めるもの。	厚生労働省
408	高知市 重点27	—	B 地方に対する規制緩和	03.医療・福祉	×	国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化に関する見直し	国民健康保険に係る高額療養費支給申請手続の簡素化を行う場合、市町村において要綱等により別段の定めを行う必要があるが、制度として申請簡素化を可能とするために、省令等の改正を提案するもの。	厚生労働省

(2)関係府省における予算編成過程での検討を求める提案(27件)

管理番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
32	岩手県、盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町、岩泉町、田野畑村、普代村、洋野町、一戸町、北海道東北地方知事会、岩手中部水道企業団、九戸村水道事業所、軽米町水道事業所	茨城県、ひたちなか市、安来市、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	災害復旧事業における特別な事情があると見込まれる応急工事の一部の対象施設に水道施設を追加すること	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第9(一)に定められる応急工事のうちハ(仮締切工事)及びニ(欠壊防止工事)の対象施設に「水道」を追加すること。	国土交通省
101	岐阜県	花巻市、八千代市、横浜市、相模原市、飯田市、名古屋市、稲沢市、岡山市、東温市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	空き家対策総合支援事業の補助対象要件の緩和	空き家対策総合支援事業の補助対象要件を緩和し、空き家の除却事業のみを実施する場合でも、補助対象とすること。	国土交通省
102	岐阜県、三重県	花巻市、八千代市、横浜市、相模原市、飯田市、名古屋市、稲沢市、大栗市、岡山市	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	空き家対策総合支援事業及び空き家再生等推進事業の対象要件の緩和	空き家対策総合支援事業及び空き家再生等推進事業の対象要件を緩和し、管理不全空家等の除却を実施する場合であっても、地域活性化に資する除却跡地の活用に関わらず、当事業を補助対象とすること。	国土交通省
108	福井県	岩手県、盛岡市、花巻市、奥州市、宮城県、秋田県、茨城県、川崎市、石川県、長野県、三重県、大阪府、広島市、山口県、高松市、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件である路線バスの乗車密度の見直し	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象経費の計算方法について、路線バスの乗車密度(起点から終点までの1便当たりの平均乗客数)が5人を切ると運行にかかる補助金が減額される制度の見直しを求める。	国土交通省
115	福井県	札幌市、花巻市、上尾市、川崎市、相模原市、金沢市、大阪府、徳島県、高松市、熊本市、大分県、宮崎県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	不登校対策の支援メニューの実施主体等の柔軟化	「校内教育支援センター支援員の配置事業」において、県が実施主体となり、国3分の1、県3分の2負担とするスキームを認めるとともに、事業効果定着のため新規校だけでなく継続校についても財政支援の対象とするなど、制度の見直しを求める。	文部科学省
157	広島市、三重県、広島県、指定都市市長会	岩手県、花巻市、横浜市、浜松市、名古屋市、大阪府、徳島県、高松市、奈良県、香川県、高知県、長崎市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金制度の運用改善	単年度事業を原則とする社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について、工期が複数年度にわたる事業も補助対象とするよう運用の見直しを求める。	厚生労働省
163	熊本市	花巻市、多賀城市、館林市、浜松市、豊橋市、西宮市、養父市、大栗市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	児童手当制度の支給対象となる児童について、同一世帯で生計を一にし、監護していれば、養子縁組を結ばずとも支給対象として算定すること	児童手当制度において同一世帯で子と生計を一にし、監護している場合には、養子縁組を結ばずとも支給対象として算定すること	こども家庭庁
198	村上市	北海道、花巻市、宮城県、豊田市、大栗市、山口県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	診療報酬体系の見直し	へき地や過疎地域において、基幹的役割を担う医療機関に対する診療報酬体系の見直しを求める。	厚生労働省
200	村上市	北海道、函館市、旭川市、花巻市、山形市、須坂市、庄原市、高知県、熊本市、別府市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	介護報酬の算定に当たって条件不利地域の状況を考慮すること	介護報酬について、その地理的条件等から1人あたりのコストが高くなる条件不利地域の状況を考慮した算定額とすること。	厚生労働省
216	仙台市、札幌市、宮城県、大崎市、蔵王町、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋、大阪市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市	岩手県、福島市、石川県、長野県、佐久市、浜松市、三重県、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	×	地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金における補助上限額の見直し	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に基づく国庫補助である地域内フィーダー系統補助金(以下、「フィーダー補助」という)の補助上限額について、算定に用いる対象人口を「交通不便地域」ではなく、実際に活用される圏域に応じた人口に見直すこと。	国土交通省
225	都城市	花巻市、ひたちなか市、養父市、熊本市、大分市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	施設型給付に係る主任保育士専任加算及び施設機能強化推進加算等に係る要件緩和	施設型給付に係る主任保育士専任加算、施設機能強化推進加算等の要件について、過疎地域等にある教育・保育施設の現状を踏まえた上で加算要件の緩和を求めるもの。具体的には、延長保育事業の交付金に係る要件を事業体制がとれていれば可とするもの。	こども家庭庁
231	宮城県、北海道、青森県、岩手県、仙台市、栗原市、大崎市、蔵王町、柴田町、山形県、広島県	函館市、盛岡市、福島市、石川県、長野県、三重県、広島市、山口県、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	過疎地域等における乗用タクシーの生活路線への位置付け	過疎地域等における乗用タクシーの生活路線への位置付けを求めるもの。	総務省、国土交通省
240	高知県、福島県、香川県、愛媛県、土佐市、土佐町	岩手県、花巻市、ひたちなか市、川崎市、海老名市、富山県、金沢市、滋賀県、兵庫県、岡山市、高松市、熊本市、大分県、宮崎県、沖縄県	B 地方に対する規制緩和	05_教育・文化	×	地方スポーツ振興費補助金における部活動指導員への補助要件の見直し	地方スポーツ振興費補助金(中学校における部活動指導員の配置支援事業)における補助要件(同一学校同一部活動における配置が5年以内)の見直しを求める。	文部科学省
249	東京都	—	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	×	都市防災不燃化促進事業における補助要件の緩和	都市防災不燃化促進事業の補助採択要件を道路幅員に応じた柔軟な採択要件にすること。	国土交通省
250	東京都	川崎市	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	×	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)における建替促進事業に係る補助要件の緩和	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の建替促進事業による戸建てから戸建てへの建替えについて、隣地取得や敷地面積などの要件を更に緩和すること。	国土交通省

管理 番号	団体名	追加共同提案団体	提案区分		重点募集 テーマ の該当	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	制度の所管・関係府省
			区分	分野				
251	東京都	川崎市	B 地方に対する規制緩和	08_消防・防災・安全	×	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)における延焼遮断帯形成事業に係る補助要件の緩和	住宅市街地総合整備事業(密集住宅市街地整備型)の延焼遮断帯形成事業における、対象戸数や幅員に関する要件を緩和すること	国土交通省
284	茨木市	花巻市、海老名市、小牧市、寝屋川市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等における定員超過減算要件の見直し	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等における定員超過減算について、過去3年間に待機児童がいた地方公共団体は公定価格の減額調整要件を直前の5年間に据え置くよう、見直しを求める。	こども家庭庁
303	兵庫県、神戸市、明石市、赤穂市、三田市、朝来市、播磨町、上郡町	花巻市、宮城県、茨城県、神奈川県、川崎市、滋賀県、岡山県、熊本市、特別区長会	B 地方に対する規制緩和	09_土木・建築	×	施工時の一元的品質管理を可能とする大規模構造物への個別補助の適用拡大	整備の必要性が大きく、一定期間に多額の事業費を要するトンネル・橋梁等の大規模構造物の整備について、分割発注により生じ得る品質低下やコスト増加を防止し、一元的な現場管理とそれに伴う品質向上を実現するため、大規模構造物が個別補助事業の対象となるよう適用拡大すること。	国土交通省
313	川崎市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	宮城県、山形県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	診療報酬における「地域加算」の見直し	物価高騰、人件費高騰などの影響により、都市部の病院における医療従事者の人件費、修繕費などの病院運営にかかる費用などは、一層増加していることから、地域特性および昨今の物価高騰を、より適切に反映した診療報酬制度とするために、「地域加算」を見直す。	厚生労働省
324	指定都市市長会	札幌市、花巻市、三鷹市、浜松市、小牧市、養父市、奈良県、大村市、大分市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	保育施設の栄養士等及び調理員の配置基準等の見直し	①現在、保育所においては栄養士又は管理栄養士の配置が義務付けられておらず、一部の保育所では栄養士等の配置のないものもある。継続的に個々の児童の発育や健康に資する指導や食事の提供、食育を継続的に行える環境を整えるため、法令における人員配置基準を見直すとともに公定価格上の栄養管理加算を強化する。 ②こども家庭庁からの留意事項通知(特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について)において据え置かれる調理員の配置基準を、国の通知(児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について)において求める一人一人の子どもの発育状況に応じた食事の提供ができるような配置基準に見直し、質の高い保育の提供ができるようにするとともに、保育所等が必要な調理員の人数を配置できるようにするため、施設独自に加配を行う場合に加算等で評価すること等、調理員の確保のための保育施設への財政支援を行う。	こども家庭庁
353	長野県	岩手県、盛岡市、花巻市、奥州市、宮城県、秋田県、茨城県、川崎市、小田原市、石川県、三重県、大阪府、広島市、山口県、高松市、高知県、福岡県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の基準等の廃止又は緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象事業の基準に示されている輸送量要件及び運行回数要件、並びに補助対象経費の算出方法に示されている補助対象経費の限度額及び密度カット要件の廃止又は緩和を求める。	国土交通省
354	長野県	宮城県、川崎市、石川県、広島市、高知県、熊本市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	×	公有民営方式車両購入費国庫補助金における補助対象事業者の拡大	地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち、公有民営方式車両購入費国庫補助金について、国の補助金が事業主体に直接交付されるよう、補助金交付要綱の改正又は運用の変更を求める。	国土交通省
359	本庄市、美里町、神川町、上里町	岩手県、盛岡市、花巻市、奥州市、宮城県、秋田県、川崎市、石川県、長野県、稲沢市、三重県、広島市、山口県、高松市、高知県、福岡県、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	×	「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の補助対象経費の計算方法の見直し等	「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の補助対象経費の計算における上限額の見直し及び補助金の満額交付を求める。	国土交通省
360	本庄市、美里町、深谷市、神川町、寄居町	岩手県、盛岡市、花巻市、奥州市、宮城県、秋田県、川崎市、石川県、長野県、稲沢市、三重県、広島市、山口県、高松市、高知県、福岡県、熊本市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	10_運輸・交通	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の補助対象基準における輸送量の要件緩和	「地域間幹線系統確保維持費国庫補助金」の補助対象基準における輸送量の要件緩和を求める。	国土交通省
389	福井県	花巻市、館林市、川崎市、滋賀県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	児童扶養手当の認定要件の弾力化	児童扶養手当は、現況届により前年の所得に応じて支給額が認定されているが、親の入院や失業などで収入が激変しても翌年の現況届まで手当額の改定がされず生活に窮する場合がある。親の入院や失業など特別な事情がある場合には手当額の改定の請求が可能とするなど制度の弾力化を行うこと。	こども家庭庁
391	相模原市	花巻市、豊田市、大阪府、高知県、福岡県、佐賀県	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業における対象世帯の要件の見直し	地域少子化対策重点推進交付金「結婚新生活支援事業」について、新婚世帯等にとってより効果的な制度とし、多くの方に活用してもらうため、全国一律で定められている世帯所得の要件を緩和することを求める。	こども家庭庁
394	指定都市市長会	札幌市、いわき市、群馬県、千葉県、浜松市、京都府、寝屋川市、鹿児島市	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	×	特定医療費助成の高額難病治療継続者の該当基準の見直し及び非課税者の負担上限月額算定で非課税所得を算定対象外とすること	特定医療費助成の高額難病治療継続者の該当基準の見直し及び非課税者の負担上限月額の統一化をしていただきたい。	厚生労働省

(3)その他の提案(26件)

管理番号	団体名	重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由(対象外、今後検討・調整が必要な事項)
33	関西広域連合	×	広域行政ブロック単位の広域連合は都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、広域連合の中でも「広域行政ブロック単位の広域連合」(各ブロック知事会構成都道府県に準ずる都道府県及び域内指定都市が加入する広域連合をいう。以下同じ。)は、国が本来果たすべき役割を除き、都道府県域を越える広域ブロックの行政を担うものであることの法制化を求める。	広域行政需要に適切かつ効果的に対応するだけではなく、国からの権限移譲の受入体制をも整備するという広域連合制度の趣旨にもかかわらず、当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は存在しない。提案募集方式においても、当広域連合の提案で国の事務・権限の移譲が実現した事例は皆無である。 過去の当広域連合提案においても、全国一律である必要がある、一部地域のみには移譲できない、として事務・権限移譲を認めないとするなど、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 このため、構成団体からの事務持ち寄りや国出先機関の「丸ごと移管」を車の両輪として広域ブロックの課題を自らの意思と責任で解決していくことを目指し、平成22年に設立された当広域連合は、未だに本来のスタートラインに立つことができていない。あわせて、国においては、国際社会における国家としての存立にかかわる事務をはじめとする国が本来果たすべき役割に重点化できていない状況が続いている。 現行の法制では「国一都道府県一市町村」という行政体制が確立されており、国と地方の役割分担の中で広域ブロック単位の行政主体の存在が全く顧慮(オーソライズ)されていないが、提案募集方式において国からの権限移譲実現事例が規制緩和と実現事例と比べて大幅に少ないことに見られるように、府省が権限移譲に対して積極的ではない中で、広域連合制度の趣旨を実現するには、まず、広域行政ブロック単位の広域連合の役割のオーソライズが欠かせないものと考ええる。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
35	関西広域連合	×	広域連合制度において国の事務・権限の移譲の実現を図る「地方分権特区(仮称)」及び「実証実験要請権」の導入	広域連合制度の趣旨にもかかわらず、国の事務・権限の移譲が全く進んでいないことから、国の事務・権限の移譲の実現を図る具体的手法として、実証実験的に権限移譲を行い、実証実験を行った結果、移譲することに支障がない場合は権限移譲を行う「地方分権特区(仮称)」の導入を求める。 あわせて、実証実験の要請を受けた国の行政機関の長は、速やかに当該広域連合の長と協議し、特段の支障等を立証できない限り、実証実験の実施に同意するものとする「実証実験要請権」の導入を求める。	当制度が施行された平成7年以降、国の事務・権限が広域連合に移譲された事例は未だ存在せず、制度創設時、国が地方に権限を移譲したがない実情から見て非常に楽観的な制度設計であると危惧されたとおりになっている。 過去の当広域連合提案でも、地方分権特区(仮称)の具体的な姿の一つとして、高等教育機関及び就職先となる企業に関する国の権限移譲等6項目を総合的なパッケージとして提案した「職業人材活躍特区(仮称)」のうち、1項目について「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの、その内容は、移譲後に当広域連合が実施を予定していた事項を所管府省において実施するため権限移譲は認めない、とするものであった。このことから、広域連合制度の趣旨が府省に徹底しておらず、現行制度では制度趣旨の具体的な実現手段に不備があることが明らかである。 移譲の可否を机上で検討するだけでは、移譲に伴う危惧を列挙して移譲不可の結論を導くことは容易であり、現行制度には移譲の可否を客観的に検証できる具体的手段が欠如している。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
56	越前市	×	育児休業給付金の支給対象期間延長手続	①令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続の際、保育所利用申込書の写しを不要にする。 ②入所保留通知書の有効期限を1年間に延長する。	①写しを紛失した方から写しの請求があった場合の対応が負担になる。住民にとっては写しをとること、それを保管することが負担になる。また、紛失した場合は、自治体に写しの請求をする必要がある。 ②令和7年4月から、育児休業給付金の延長申請の際に提出する入所保留通知の有効期限が、入所予定時期の2か月～3か月前(入所時期による)までに発行されたものとなる。これまで、当市では入所保留通知を入所時期に関係なく早期に郵送していたが、4月以降は、お子様の入所希望時期に合わせて入所保留通知を発送する必要がある。入所時期に合わせた郵送について、時期の管理やその都度の発送など、事務負担が増えることになる。これまでのように入所時期を勘案せず、一斉に入所保留通知書を出した場合、入所時期に合わせて入所保留の証明書の発行が必要になるため、事務量増は避けられない状況である。	育児休業給付金の支給期間延長の受給資格の確認として保育所等の利用申込書を添付すること及び2～3ヶ月以前に交付された入所保留通知の取扱いが示された「雇用保険業務に関する業務取扱要領」の運用が令和7年4月1日から開始されたところであり、制度を改正するに当たって十分な期間が経過していないため、調整を行わない提案として整理されたため。
58	新潟県、福島県、神奈川県、三重県	×	青色申告決算書(不動産所得用)に貸付不動産の保有状況欄を新たに設けること	「青色申告決算書(不動産所得用)」に「貸付不動産の保有状況」欄を新たに設けることを求める。	個人事業税の賦課事務は、所得税の確定申告書を基に行っている。「不動産貸付業」及び「駐車場業」については、それぞれの業に該当するかどうかの認定に当たっては、貸付することができる物件数が認定基準以上であるかどうかで判断され、物件数は所得税の申告書に添付される決算書等を参考にして把握している。決算書のうち、「収支内訳書(不動産所得用)」(白色申告者用)には、「貸付不動産の保有状況」(空室(空室)、空地を含む)欄があるが、「青色申告決算書(不動産所得用)」にはない(実際に貸付けた物件数しか把握できない)。そのため、青色申告者に対しては、貸付することができる物件数を申告者に文書照会するなど調査する必要があり、賦課事務の負担となっている。	令和4年に同様の提案があったが、「提案団体の求める措置により、青色申告者においては申告手続の負担が新たに生じることも踏まえ、『提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案』として整理する。」とされており、本提案において、その後の情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
130	青森県	×	農業競争力強化対策のうち草地畜産基盤整備事業(草地整備型)の事業実施主体の変更	農業競争力強化対策のうち草地畜産基盤整備事業の草地整備型について、事業実施主体として事業指定法人が取り組めるように要件の見直しを求める。 また、現在、指定法人が交付金事業で実施している継続地区について、補助金事業への切り替えができるよう柔軟な運用を求める。	当県における公共事業は、草地等の基盤整備や農業用施設整備について豊富な知見がある公益社団法人あおり農林業支援センター(以下、支援センター)を指定法人として承認し、支援センターが事業実施主体となって農山漁村地域整備交付金のメニューを活用して実施しているが、国の交付金の予算は10年前に比べ30%程度減少しているほか、令和7年度は予算要求に対し85%となっている。 公共牧場を利用した肉用牛生産が特徴である当県では、草地の経年劣化が進んでおり、「草地整備型」の要望が多いが、その事業実施主体は県しか認められていない。 この二つの理由から、継続地区および新規地区の立ち上げに影響が出ている。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
148	豊田市、三重県	○(デジタル化(4以外))	電子納税通知書正本化及び運用面で自由度の高い制度の早期実現	令和7年の税制改正大綱に盛り込まれた、納税通知書の電子化については、電子納税通知書を副本として送ることができるよう措置を講ずるとされており、また対象税目を固定資産税・都市計画税、自動車税、軽自動車税種別割の4税目に限定することや適用期日の記載等がされている。 これらは、令和6年11月の「地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ(以下、「とりまとめ」という。)」による内容と同一であり、とりまとめによると実施に際しては「地方の判断による税目の追加は行わない」ことや「申出があった場合には原則として必ず電子的送付を行う運用とすべきこと」などとされている。 そこで、自治体の事務負担を軽減し納税者の混乱を防止する観点から、電子納税通知書の正本化の早期実施及びその対応(過渡的な副本としての対応期間を含む)における自治体の自由度を高めること(実施時期、対象税目の選定、電子納付書の取扱い等)を求める。	現在、各自治体においては、標準準拠システムへの移行準備が進められているところであり、事務処理手順の大幅な変更が行われようとしている。標準準拠システム移行のねらいの1つは、事務効率の向上による自治体業務の3割削減であり、これを達成するには、事務のデジタル化(DX)が必須である。 電子納税通知書の発行を可能とする法改正は、自治体事務のデジタル化に資するものであるが、副本としての位置付けでは、正本として従来の紙の通知書を別途発送する必要があるが生じ、デジタル化による事務の削減効果が失われる。紙と電子の二重発送処理が必要となるうえ、電子納税通知書の送付対象者に対する紙の納税通知書様式(納付書を同封していないことなどを説明する内容を含むもの)を別途用意するなど、自治体の業務負担が増えることになる。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由 (対象外、今後検討・調整が必要な事項)
161	熊本市	×	マンション管理状況の届出義務の法制化	マンションの管理適正化を推進するための支援を行う上で、管内のマンションの管理状況の把握が最重要であることから、各マンションの管理状況に関して、定期的な届出の義務を課すもの。	当市では、マンション管理組合への郵送物送付先やマンションの概要等を登録する制度を設けており、登録率は約80%である。しかし、管理状況を把握するために令和6年度に実施した調査では、調査に非協力的、または連絡のつかない管理者等が多数おり、回答率は約50%に留まった。 管理適正化を推進するための支援を行う上で、管内のマンションの管理状況の把握は必須であるものの、その実態把握に苦慮している。マンションの管理の適正化の推進に関する法律が令和2年度に改正されたことにより、都道府県等はマンション管理適正化指針及び都道府県等マンション管理適正化指針に即し助言・指導及び勧告が可能となった。さらに今後、外壁剥落等の危険な状態にあるマンションに対する報告徴収、助言指導・勧告、あっせん等の措置等を盛り込んだ法改正が行われる見込みである。 これら法整備の目的を達成するためには、管内のマンションの管理状況の把握が必須である。	民間主体に対してマンションの管理状況等に係る届出という新たな義務を課す必要性が不明確であるため。
188	神奈川県	○(デジタル化(4以外))	死体解剖資格の認定申請等に係るオンライン申請及び紙申請時の都道府県經由事務の廃止	死体解剖資格の認定申請等について、都道府県及び保健所設置市との情報共有のあり方を検討した上で、オンラインで申請された場合の都道府県經由事務の廃止を求める。併せて、依然存置される方針が明示されている紙申請の場合についても、都道府県經由事務の廃止を求める。	現在、都道府県(及び事務処理の特例に関する条例で事務を移譲する保健所設置市)では申請書類を受け付け、書類に不備がないことを確認した後、厚生労働省に達達しているが、本申請は、他の国家資格と比べて特に取扱件数が少ないことから、審査基準や必要書類の形式等について、些末な疑義でも都度国に確認せざるを得ない状況にある。事象が発生した際に、保健所として情報を把握する意義は認められる一方で、複数の行政主体が段階的に審査することで得られる正確性等の利点は少なく、重複審査や疑義の確認等に労力を要している。併せて、申請者にとっても、形式審査等や達達に係る作業に時間を要することから、都道府県等を經由することが不利益となる場合もある。 そうした中、国では、医師等の免許申請について、国家資格等情報連携・活用システムを利用し、手続をデジタル化する方向で検討・調整を行っているものと承知している。 しかしながら、厚生労働省からは、同システムの利用が開始された後も、「紙申請は引き続き都道府県經由事務として対応いただく」と明示されている(令和6年11月22日厚生労働省医政局医事課試験免許室事務連絡「国家資格等情報連携・活用システムを利用する医師等の免許申請手続に係る情報提供について」)による)。また、オンライン申請時の都道府県經由事務の存廃には特段言及されていない。 その後、令和6年地方分権改革に関する提案募集において、本事務も含む医師等の免許申請に係る都道府県經由事務について、オンライン申請時及び紙申請時ともに廃止することを求める提案がなされたが、「令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)」では、「国家資格等情報連携・活用システムを活用することにより、都道府県經由事務の負担軽減を図るとともに、オンラインによる手続の場合の都道府県經由事務の廃止等について引き続き検討し、それを踏まえ、可能な限り早期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、紙申請時の經由事務廃止に関しては検討対象として明示されていない。	本提案は、死体解剖資格の認定申請等における都道府県經由事務の廃止を求めるものであるが、令和6年分権提案管理番号64において、死体解剖資格を含む、厚生労働省医政局所管の国家資格について、都道府県經由事務の廃止を包括的に厚生労働省と折衝し、現在フォローアップの対象として整理されているため。
202	村上市	○(人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等)	過疎地域等における集落対策(集落支援員制度)の財政措置の拡充	集落支援員の設置については、「過疎地域等における集落対策の推進要綱」で規定されており、当市でも設置を進め、地域の課題解決等を進めている。本制度の財政措置として、特別交付税措置が講じられているが、これを拡充し、一定条件(地域おこし協力隊制度における条件不利地域では全域で財政措置するなど)の中で人口集中地区においても財政措置を求めるもの。	地方都市においては、国勢調査の人口集中地区においても若年層を中心とした人口の流出や高齢化が進行し、地域の維持・活性化が困難な状況。このような状況下において、市域全域をカバーする形で集落支援員を設置し対策を進めていく構想であるが、当市のような広大な地域では、それぞれ特色のある区域に分かれていることから、複数の集落支援員が区域に応じた活動を進めていく必要がある。このため、市域全域のうち一部が人口集中地区として財政措置が講じられていないことは、地域活動推進の障壁となっており、市内全域で対策が進みづらくなっている。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたため。
229	宮城県、北海道、青森県、岩手県、仙台市、角田市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、山形県、福島県、新潟県、広島県	×	脱炭素化推進事業債をハイブリッド自動車へ充当可能とすること	令和7年度に終期を迎える脱炭素化推進事業債(以下「脱炭素化債」という。)に係る今後のあり方を検討するにあたって、脱炭素化債を要件緩和し、ハイブリッド自動車への充当を可能とすること。	令和4年度地方債同意等基準運用要綱「別紙2ウ(エ)」の地域活性化事業を充当することで、ハイブリッド自動車の導入を推進していたが、令和5年度地方債同意等基準運用要綱で新設の脱炭素化債では、ハイブリッド自動車が対象外とされたことは、国と地方が一体となった脱炭素の取組を推進する上での障壁となっている。	国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案であり、提案募集の対象外と整理されたため。
268	浜松市	×	農地権利移動時の農業用施設の継承を可能とすること	農地法における農地の権利取得要件の1つである全部効率利用要件について、権利取得者の農業生産活動に必要かつ双方の合意がある200㎡未満の農業用施設が申請地内にある場合については、効率的に農地を利用するために必要なものであると認め、そのままの状態でも権利移動を認められるよう見直しを求める。	【現行制度について】 農地法第3条第2項第1号では、農地の「～使用及び収益を目的とする権利を取得しようとする者～がその取得後において～農地及び採草放牧地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」は権利移動の許可をすることができないと規定されている。 【支障事例】 権利移動時に申請地内に農業用施設がある場合、農業用施設の撤去と農地復元、継承する場合は転用許可が必要となり、権利取得者と農地所有者の双方に経済的負担がかかり農地流動化の妨げとなっている。また、農業経営基盤強化促進法等により借りている農地に2a未満の農業用施設を設置し、その後所有権移転する場合でも、前述の手続きが必要である。 【制度改正の必要性】 農業者数の減少と高齢化に伴い、耕作放棄地の増加が見込まれる中、令和5年改正農地法の施行により、農地取得要件の一つである下限面積要件が撤廃された。ライフスタイルの多様化や働き方改革も追い風に、多様な担い手の参入が期待される中、支障事例が発生している。 【支障の解決策】 求める措置の具体的内容のとおり。	本提案における支障は、現行制度においても、農業用施設の設置に関する地目変更登記を行うことによって解消されると提案団体から聴取しており、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。
276	広島県、中国地方知事会、宮城県、岐阜県、新潟県、愛媛県、広島市	○(デジタル化(4))	デジタル等を活用した人口移動理由を把握できる仕組みの構築	県において、効果的な社会減対策等を実施するため、住民基本台帳法上の転入届や転出届の届出に合わせて、人口の移動理由が把握できるよう、マイナポータル等も活用したデータ収集の仕組みの構築を求める。	多くの自治体において社会減対策が喫緊の課題となっているが、その原因究明と対策を行うために必要なデータ収集について、本県では、昭和40年度から市区町窓口で転出入届を提出する者に対して移動理由の調査を独自実施している。 しかし、この調査は法令で定めのない任意協力に基づく調査であることや、令和5年からマイナポータルでの転出届の提出が可能になったことによる窓口来所者の減少により、特に近年、調査票の回収率が伸び悩み、有効かつ正確なデータ入手が困難な状況となっており、効果的な施策への反映に支障をきたしている。 (調査票回収率) 令和3年実績60.6%⇒令和4年実績58.8%⇒令和5年実績52.0%⇒令和6年実績54.6%	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し)のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。

管理番号	団体名	重点募集テーマの該当	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由 (対象外、今後検討・調整が必要な事項)
281	神戸市	×	決済事業を有しない指定公金事務取扱者によるポストベイ型決済手段の導入を可能とすること	下記①または②により、決済事業を有しない指定公金事務取扱者もポストベイ型決済手段を導入することを可能とし、納入義務者が求める利便性の向上及び自治体や指定公金事務取扱者の事務負担軽減を求める。 ①指定公金事務取扱者にポストベイ型電子決済による徴収・収納事務を導入可能とすること。 ②指定公金事務取扱者がポストベイ型電子決済による徴収・収納事務を指定納付受託者に再委託することを可能とすること。	市民・事業者(以下「納入義務者」という。)からの手数料を徴収する窓口では、現金での支払いは勿論、プリペイド型電子決済のほか、クレジットなどのポストベイ型電子決済での決済手段が求められている。しかし、窓口での各種手続きのほか徴収・収納を行う受託事業者(以下「指定公金事務取扱者」という。)は決済事業を有しておらず、ポストベイ型電子決済が扱える指定納付受託者に指定することができないため、これを導入することができない。 そのため、仮に自治体が別途ポストベイ型電子決済を指定納付受託者に委託してその端末を設置した場合、自治体は新たにその契約事務や日常の債権管理事務を負担する必要があるが、人口減少に伴う労働力不足により対応する職員の確保が難しく導入する際の障壁となっている。 またこの場合、指定公金事務取扱者も現金分と自身が契約していないポストベイ型電子決済分との件数確認や収納金と受付件数との突合確認など、事務負担が大きくなっている。	令和6年に類似の提案があったが、担当省庁より、「決済事業を有しない事業者が指定納付受託者となることは想定していない」との見解が示されており、本提案において、その後の情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。
294	兵庫県、神戸市、明石市、西宮市、相生市、川西市、小野市、三田市、宍粟市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町、新温泉町	×	災害時における行方不明者・死者の氏名等の公表に係る具体的な取扱いの明示	「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」において取扱いが定められていない、災害時における行方不明者・死者の氏名等の公表に係る具体的な取扱いについて明示すること。	【現状】 内閣府(防災担当)において、令和5年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」が策定された。指針には、大規模災害発生時の安否不明者の氏名公表について、救助・救出対象者を絞り込み、迅速な救助・救出に資すること等を目的として示されている。 (令和3年9月)「災害時における安否不明者の氏名等の公表について」(通知) (令和5年3月)「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」 (令和5年4月) 改正 個人情報保護法の施行 【具体的な支障事例】 行方不明者・死者の氏名等の公表に係る取扱いについては、地方公共団体ごとで対応が分かれており、県域を跨ぐ広域的な災害時(南海トラフ地震等)において、都道府県ごとで氏名等の公表に係る対応が異なると、混乱が生じることが予想される。	「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」(令和3年6月全国知事会)において一定の方向性が示されているところ、統一的な基準を設ける必要性が不明確であるため。
297	兵庫県、尼崎市、明石市、川西市、三田市、養父市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町	×	生活福祉資金(特例貸付)の償還免除にかかる適格要件の拡充	生活福祉資金(特例貸付)の償還免除にかかる適格要件を、住民税の課税非課税に関わらず、「償還時において、なお所得の減少が続くなど貸付時と状況の変化がない者」まで拡充すること。	【現状】 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の特例貸付に係る「緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程」において、「償還免除特例」の適格要件の1つに「借受人と世帯主が均等割・所得割いずれも住民税非課税であること」とある。 【具体的な支障事例】 償還免除特例の適格要件を満たしていない「償還時において、なお所得の減少が続くなど貸付時と状況の変化がない者(以下「状況の変化がない者」という)」に対する償還免除については、償還猶予期間の終了後に手続きを行うこと等により不可能ではない。しかし、住民税非課税世帯(以下「非課税世帯」という)は一度の手続き、1～2か月程度の審査期間を経て償還免除が決定するのに対し、状況の変化がない者は償還猶予期間、12か月分以上の未償還期間という長期間(1年を超える場合が多い)の経過観察と、その間も生活再建に向けた自立相談支援機関による継続した支援や必要に応じた報告が求められる。 状況の変化がない者においては心理的な不安を抱く状態が続くなど、償還免除承認までの手続きや期間において、非課税世帯との差が大きく、不公平が生じている。 状況の変化がない者も非課税世帯同様に、現時点においても生活が困窮し、切迫した状況にあることに違いはなく、生活再建に向けた支援が必要であることから、速やかに免除を承認することで、生活再建に向けて注力できるよう考慮すべきである。	貸付制度は本来償還を要するものであるが、一方で、一定のルールのもと償還免除要件が定められている。 提案団体からはこの一定のルールに対する具体的な制度的支障が明示されておらず、調整を行わない案件として整理されたため。
298	兵庫県、三重県、加古川市、川西市、三田市、養父市、朝来市、宍粟市、たつの市、播磨町、上郡町、佐用町	○(人口減少地域等におけるサービース空白地域の解消等)	民生委員・児童委員の配置要件の緩和	民生委員法第4条に規定する参酌基準について、配置基準に高齢化率の項目の追加や見守りが必要な世帯割合の増加を考慮した下限世帯数の引下げなど、現在の社会情勢に適した配置基準となるよう全体的な見直しを行うこと。	【現状】 民生委員・児童委員のなり手不足については全国的に深刻な問題となっており、欠員地区も年々増加傾向にあることから、制度の抜本的な改善が必要な状況にある。 一方、民生委員法第4条に規定する参酌基準である「民生委員・児童委員の定数基準について」に基づいて、全国的に配置基準が定められているが、当該基準は平成25年から内容について変更されていない。 【具体的な支障事例】 提案市においては、170～360世帯に1人の民生委員・児童委員を配置することとなっているが、担当世帯数が比較的低く見える区域においても高齢化率は30～40%となっており、相談を受ける件数や見守り世帯数が多く、結果として民生委員・児童委員の負担が年々高まってきている。 しかし、参酌基準にはそのような社会情勢の変化を捕捉可能な、高齢化率を参照する判断基準がないため、民生委員・児童委員の負担や苦勞が反映されづらい。 また、民生委員・児童委員の高齢化率も著しく、下限の170世帯に近い区域であっても面積が広く体力的に厳しいうえ、見守り高齢者も多く実質100世帯近くを担当しなければならず、その結果、民生委員活動の時間が自身の生活を圧迫してしまい、長期的に続けることができないなどの支障がみられる。	現行制度でも対応可能であることが明らかな事項であり、提案募集の対象外と整理されたため。
302	兵庫県、三重県、芦屋市、相生市、赤穂市、川西市、小野市、三田市、丹波市、たつの市、播磨町、市川町、上郡町、佐用町、新温泉町	×	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取にかかる許可を要しない捕獲等の対象の拡大	対象とする鳥類の捕獲状況・生息状況等の実態把握も引き続き維持しつつ、許可(申請)手続き等の負担軽減を図るため、公益性が高いと認められ、かつ、「鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等」(以下「捕獲等」)が直接の作業目的ではないが、被害防除対策に伴い法定猟法を用いずに捕獲等を行う事業者については、年度ごとの捕獲数量等の速やかな報告を条件として、被害防除のためにやむを得ない範囲で行う捕獲羽数の制限のない狩猟鳥(そのひな及び卵を含む)の捕獲等に限り、「捕獲等にかかる許可を要しない」事業活動の範囲を「農業又は林業」以外にも拡大すること。	【現状】 捕獲等については、鳥獣保護管理法(以下「法」)により原則禁止とされ、一部の除外要件を満たす場合を除き、許可を受ける必要がある。また、許可の単位も、国、地方公共団体、法で規定する認定鳥獣捕獲等事業者、環境大臣が認める一部法人を除き、捕獲等の作業に従事する個人単位の許可が必要であるため、許可にかかる過剰な事務負担や支障が生じている。 また、令和3年の提案募集において捕獲許可の見直しにかかる提案がなされたが、許可を不要とした場合は①捕獲状況等の実態把握が困難となる、②稀少鳥類の誤捕獲等の懸念を考慮すると稀少鳥類を含む鳥獣の保護及び管理に支障を及ぼす恐れがある等として、見直しに至っていない。 【具体的な支障事例】 からすの営巣期間(概ね毎年3月～7月頃)には電柱等への営巣事象が数多く発生するとともに、巣材として木の枝や針金ハンガー等が多く用いられるため、送電装置でショートし停電も生じている。現在の人間の生活に必要不可欠である電力の供給支障事故防止のため、送配電事業者は巣(巣材)の撤去を目的に作業を実施するが、撤去作業時にからすの巣内に雛や卵があった場合には、必要に応じて雛の捕獲等も行うため、当該作業には捕獲等にかかる市町長等の許可(※)が必要となっている。 しかし、当該許可申請・許可証交付は、作業従事者(個人)ごとに手続きが必要である一方、①巣の撤去作業には多数の作業従事者を要する、②体調不良等による作業従事者の交代や申請事項の変更(転居による住所変更等)が生じた場合は再度の手続きが必要、③特にからすの営巣期間は年度変わりの人事異動の時期とも重なるため、異動に伴う作業従事者の変更にかかる申請・許可件数の増加が不可避で、申請する送配電事業者及び許可事務を行う市町とも非常に煩雑で事務負担が大きい。 (※)当県ではからすの捕獲等の許可等に関する事務を知事から市町長へ許可権限を移譲	令和3年に同様の提案があったが、「送電施設等にはカラス以外の希少鳥類等の営巣も想定され、これらの鳥類の誤捕獲等の懸念も考慮すると、営巣したカラスの捕獲及び卵の採取を定型的に許可不要とした場合に、希少鳥類を含む鳥獣の保護及び管理に支障を及ぼすおそれがある。」等の理由から閣議決定に至らず、本提案において、その後の情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が明確に示されていないため。

管理番号	団体名	重点募集テーマの該当	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由 （対象外、今後検討・調整が必要な事項）
305	島根県、三重県、中国地方知事会	×	特別支援教育就学奨励費（学用品購入費）について、国において参酌基準としての全国統一的な支給額（定額）を設定すること	特別支援教育就学奨励費（学用品購入費）について、国において参酌基準としての全国統一的な支給額（定額）を設定すること。	【支障事例】 特別支援教育就学奨励費の支給にあたっては、レシート等で実費を確認するほか、一部経費については、地方自治体等が各地域や学校の保護者負担の実情等を踏まえ、通常で必要とする学用品の購入費について整理し、金額を設定すれば定額支給することも認められている。しかし、金額の設定について明確な基準がなく、実費で支給した場合と大きく乖離が生じないよう設定する必要があり、定額支給を行っている都道府県はほとんどない。実費の確認にあたっては、レシート等の提出を求めている、保護者に手間が生じているほか、提出されたレシートには支給対象の経費と支給対象外者の経費が混在していることが多々あり、学校で一点一点確認するため、職員の手作業は膨大なものとなっている。 【支障の解決策】 国において参酌基準としての全国統一的な支給額を設定していただきたい。	令和3年度提案募集における定額制を求める提案に対し、令和4年5月9日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長通知において定額支給が可能ながことが明確化され、その算定基準は自治体や地域の実情に応じて定めることと事務処理資料の中で示されているところ。その後、情勢変化や新たな支障事例などの改めて議論すべき論点が示されていないため。
311	島根県、山形県、中国地方知事会、全国知事会	×	基幹統計調査において統計調査員を介さない調査方法への見直し	（1）国勢調査をはじめとする国の基幹統計調査の多くは、国や都道府県から任命された統計調査員（以下「調査員」という）が戸別訪問により対面で調査を行っている。しかしながら、近年、調査への協力を得られない世帯の増加や報酬の低さなどにより、調査員確保は非常に難しい状況にあり、現行の方式は将来的に立ち行かなくなる恐れがある。このため、マイナバー、マイナポータルなどのデジタル技術や、行政情報を活用することにより、調査員を介さない調査方法への見直しを図ること。 （2）現行方式の国勢調査において、 ・調査票未回収分の「聞き取り」は、実施が困難な場合は省略できるようにすること ・郵送配布方式の実施にあたっては、地方自治体の新たな負担が発生しない手法とすること ・調査員確保が難しい地域において、国家公務員を調査員として任命すること	国勢調査は、我が国に住んでいるすべての人と世帯を対象とする国の最も重要な統計調査とされている。全国で70万人以上の調査員が必要とされ、全世界を訪問して対面で調査票を配布する全数調査である。 しかし、 （1）近年、調査員確保が難しくなり、調査に協力が得られない世帯も増加していることなどから、調査員調査は将来的に立ち行かなくなる恐れがある （2）調査員の確保は、地方自治体にとって大きな負担となっている （3）回を重ねるごとに回収率が下がり、未回収分に義務づけられている「聞き取り」も困難な状況で、調査の精度が下がっている （4）調査関係書類の誤送付・紛失等による個人情報漏洩等の増加が懸念される	平成30年、令和6年に類似提案があり、現在、これらの提案に関する閣議決定事項のフォローアップを行っているところであり、本提案について、改めて関係各府省と調整するには及ばないため。
312	川崎市、仙台市、さいたま市、千葉市、神奈川県、相模原市、新潟市、名古屋市、堺市、京都市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市	×	医療費助成制度の整理・簡素化等	①健康保険制度（国民健康保険、社会保険、後期高齢者医療制度）や国が実施する公費負担医療制度（自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）、指定難病医療費助成制度、小児慢性特定疾病医療給付等）、地方が実施する公費負担医療制度など、細分化された医療費助成制度を整理し、簡素化（一本化等）する。 ②複数の公費負担医療の適用を受けている場合、それぞれの公費負担医療制度ごとに行われている請求内容の審査について、審査支払機関を一本化する。	医療費助成制度の細分化により、次の支障事例が生じている。 （支障事例） ・人工透析を受ける人の場合、現行の制度では健康保険による特定疾病療養受療証の適用を受け、その後自立支援医療制度（更生医療）を適用し、残りの自己負担額について地単事業である重度障害者医療の適用を受けることとされているが、複数の申請の手間や複数枚の各受給者証等を携帯する手間があることなどから、本来受けるべき健康保険制度における特定疾病に係る療養や公費負担医療制度の適用を受けることなく地方単独事業の医療費助成のみ受給するケースがあることに加え、医療機関等においても各制度の意義に関する患者への説明や優先順位の取扱等が複雑化している。 ・請求内容の審査が、それぞれの制度ごと行われているため、審査に時間がかかるだけでなく、請求誤り等があった場合の対応など、保険者と公費負担医療制度等担当所管間での連携を図ることが困難な状況が生じている。 （簡素化の例） ・障害者に対する医療費助成としては、重度障害者医療費助成制度を地方単独事業ではなく国の事業とし、自治体間格差のない助成が受けられるようにする。 ・障害者以外の医療費については、高額療養費制度など疾病に縛られない助成方法を適用し、疾病による不平等格差を是正する。 ・人工透析医療については、健康保険による特定疾病療養と国制度である更生医療を整理し、一本化する。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
314	川崎市、仙台市、さいたま市、横浜市、相模原市、新潟市、名古屋市、広島市、福岡市	×	臨床研修医の募集定員設定の算定基準の指針発出	国から県に対して、前例踏襲的な国の算定基準を準用するのではなく、柔軟な対応をするよう、指針を出してほしい。 具体的には、県の計算式において、救急などの診療実績、病床数、診療科目等を加味した、より実力を反映した定数を県が算出するようにしてほしい。	【臨床研修医の募集定員設定の実情】 現在、臨床研修医の募集定員調整は、都道府県単位で「医学部入学定員」比率等により算出されるが、現在の方法では人口密度・医療ニーズが高い都市部において、圧倒的に少ない配置となる。さらに、県内においても同様のロジックで、県内の過疎地域にも等しく臨床研修医が配置され、市内の定数が少ない。 【当市立病院における現況】 当市立病院は、充実した臨床研修プログラムと教育体制などから、全国随一の人気を集める病院である（約900病院中、令和4年度：全国第1位、令和6年度全国第2位、同年度とも県内第1位。毎年150～200名が応募）。しかしながら、県が定める現行定数は10名と極めて少ない。 高い人気と少ない定員のギャップを埋めるために、県に対して毎年増員要望を出しているが、その許可が得られない。令和2年度に国から県へ定員調整の権限が移譲されて以降、県は、従来の国の算定方法を踏襲しており、その計算式によれば、過去の受入れ実績を基本に定数を算出しており、当市立病院のような人気の病院であっても、基本的には、定数が上方修正されづらい仕組みとなっている。	地方公共団体への事務・権限の移譲又は地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直し）のいずれにも該当せず、提案募集の対象外として整理されたため。
316	指定都市市長会、蔵王町	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	地域医療介護総合確保基金の大都市配分枠確保等の運用改善	地域医療介護総合確保基金について、政令指定都市特有の事情を踏まえた柔軟な事業展開ができるよう、都道府県からの税源配分を伴う形での大都市への配分枠を確保する等の運用の改善を図ること	地域医療介護総合確保基金については、在宅医療・介護連携のための情報システムの導入・整備や医療・介護人材の確保といった事業が対象とされているものの、財源や事務負担などを理由として基金を設置する都道府県の事業が優先されることから、介護事業所が集積する政令市特有の事情を踏まえた柔軟な介護人材確保事業の展開ができないことが課題となっている。 また、一部政令市においては、独自事業の実施に当該基金を活用するなど、都道府県によって基金の活用実態に差が生じており、介護保険の保険者である市町村が地域の実情や特性に応じ、介護事業者や関係団体等のニーズに即した支援を実施するためには、指定都市への配分枠確保をはじめとした柔軟な運用策を講じる必要がある。	平成28年に同様の提案があり、当時、全国知事会及び全国市長会から広域的な視点での対応が求められるなどの意見が寄せられ、結果的に断念となっている。また、平成29年、平成30年にも同様の提案が寄せられたが、全国知事会や全国市長会、全国町村会の合意が得られていないことなどの理由で調整を行わない案件として整理されているところ、その後の情勢変化や新たに議論すべき論点が示されていないため。
326	指定都市市長会	×	学びの多様化学校の用に供する既存施設の改修に係る学校施設環境改善交付金の交付期限の延長	学びの多様化学校の設置の検討には相当な期間を要することから、学びの多様化学校の用に供する既存施設の改修に係る学校施設環境改善交付金について、令和9年度までとされている交付期限を延長する。	小・中学校ともに不登校児童生徒数が増加している中、当市では、不登校児童生徒一人ひとりの思いを大事にしなが、社会的自立を後押しすることができよう、不登校対策を総合的に推進している。 中でも、不登校児童生徒が、「学びたい」と思ったときに、多様な選択肢から、それぞれに合った学びや方法を選択できるよう、多様な教育機会を確保し、主体的に学びの場を選ぶことができる環境の整備についても、当市の不登校対策の充実に向けた方向性の一つに据え、学びの多様化学校の設置についても検討している。 学びの多様化学校の用に供する学校以外の既存施設の改修に要する経費については、現状、学校施設環境改善交付金で2分の1が補助されることとされているが、交付期限は、教育振興基本計画（第4期）の期間内の令和9年度までとなっている。学びの多様化学校の設置に当たっては、特別な教育課程の内容や、それに伴う設置場所、必要な施設条件等を十分に検討する必要がある、その検討には一定の期間を要するものと考えことから、今後、検討が長期化した場合、学びの多様化学校の設置に係る既存施設の改修に当たって、当該交付金を十分に活用できないおそれがある。 交付期限が令和9年度までとされている理由として速やかな設置を促す意図があるものとは推察するが、特別な教育課程を伴うことから設置の検討には十分な期間が必要となることや、今後の更なる不登校児童生徒数の増加により学びの多様化学校の増設の必要性が高まる可能性もあることを考慮すると、無理に令和9年度までと区切らず、地域の実情に応じた適切な検討期間を確保し、柔軟な対応を可能とすることが、不登校児童生徒への適切な教育機会の確保に繋がるものと考ええる。	当該学校設置について、教育振興基本計画において、速やかな設置の促進を図るよう、令和9年度までの時限措置とされた経緯があるため、速やかに検討を進めるべきであり、現時点において、制度改正の必要性や具体的な支障等が明確に示されていないため。

管理番号	団体名	重点募集テーマの該当	提案事項（事項名）	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	理由 （対象外、今後検討・調整が必要な事項）
397	横浜市	×	在宅重症難病患者一時入院事業の実施主体の拡大	国の「難病特別対策推進事業実施要綱」で定められている「在宅重症難病患者一時入院事業」の実施主体を希望する指定都市に拡大し、難病を患っても住み慣れた地域において安定した療養生活が送れるようにすること。	実施主体は都道府県のため、入院先として県域全体の医療機関を利用することになり、住み慣れた地域における在宅主治医の依頼に基づく、患者のニーズに合わせた入院先の確保やタイムリーな時期の事業利用には、身近な医療機関との連携が必要となっている。また、入院先が自宅から遠方となる場合、長距離の移動が生じ、患者本人・家族にとって身体的・経済的負担が大きい。〈病状の急変も考えられ、生命を脅かす事にもなりかねない〉。	予算事業の新設提案に該当するため。
400	熊本県、九州地方知事会	×	国家戦略特区メニューの工場等新增設のための関係法令の緩和の拡充	国家戦略特区で認められている工場等新增設促進のための関係法令（緑地面積率）の緩和に関して、サイエンスパークや半導体関連企業・大学・研究機関などが集積するエリアといった国際競争力のある産業拠点エリアに限り、特区区域外の活用を求める。	九州では、大規模な半導体工場の進出を受け、企業等による半導体関連設備等の投資が進んでおり、九州・沖縄・山口への経済波及効果が2021年からの10年間で合計23兆円を超える試算がなされている。（九州経済調査協会による推計値。2024年12月発表） 今後、九州において「新生シリコンアイランド九州」の実現に向け、産学金官の連携により、分散型サイエンスパークの具体化をはじめ、半導体産業・研究開発機能の集積を進める中で、国家戦略特区に指定されている福岡市・北九州市・熊本県以外の地域にも幅広く効果を波及し、各地域の特色を生かした新たな産業拠点の形成を図るために要望する。	国家戦略特区制度を所管する部局にて取り扱うべき事項のため。
401	熊本県、九州地方知事会	○（人口減少地域等におけるサービス空白地域の解消等）	半導体関連関係学部在学する外国人留学生の就労要件の緩和	留学生は、出入国管理及び難民認定法に基づく許可を受ければ、原則1週28時間以内の就労が可能であるが、半導体関係の学部に所属する留学生在が半導体関連企業でアルバイトを行う場合、1週35時間以内を可能とすることを求める。	地方では、特に少子高齢化及び人口減が著しく進む中、各企業では人材不足が喫緊の課題となっており、外食産業などは外国人労働力の依存が強まっている。 半導体関連企業も、人材不足が課題となっており、九州の理系人材が域内の半導体企業に就職しているのは、ごく僅かな状況。 また、半導体産業は裾野が広い産業であり、専門的な知識も求められるが、半導体関連人材が今後10年にわたり毎年千人規模で不足するとの見通しもあり、半導体産業の集積加速の阻害となりかねない状況である。	平成28年及び令和6年の国家戦略特区等提案における類似案件について、担当省庁からは留学生の資格外活動許可は本来の在留活動である学業に支障のない範囲で許可されるものであることから、一定の時間を定めて制限することは合理的であり、その緩和については慎重な検討が必要である旨の見解が示され、実現に至っておらず、本提案においても、半導体分野のみ制限を緩和する合理性等が明確に示されていないため。